

鹿兒島県史料

旧記
伊地知季安著作史料拾遺

解題

本巻は『鹿兒島県史料 旧記雜錄拾遺 伊地知季安著作史料集六』として、「太秦姓来由」、「雲遊雜記伝」、「御大手組拾考」、「管窺愚考」、「京及江戸御質人交替紀略」、「近秘野艸・隣址野艸」、「古郡院説」、「薩州唐物来由考」、「諸家忠死略抄」、「南聘紀考」の十点を集録した。何れも季安自ら史料を収集・編集したもの、さらに私見を加えて考証した著作史料集であり、執筆年代は在野時代の壮年期から再仕官後の晩年期迄に及ぶ。以下その一々について説明しよう。

太秦姓来由

底本は鹿兒島大学附属図書館蔵玉里文庫本、写本一冊、鹿兒島県立図書館本はその写と思われる。内容ははじめに「姓氏録書拔」と「太秦姓桑幡系図」をのせ、ついで加治木桑幡氏蔵の文書をあげ、その解説、また牛屎院郡司の系譜等につき考証を加えている。本書は季安の子季通の編著「両院古雜徴」（東京大学史料編纂所蔵島津家本、『鹿兒島県史料旧記雜錄月報五』所収、拙稿「伊地知季通と両院古雜徴」参照）の巻頭にも掲載されているが、それには表題目録に玉里本にはみられないが「天保四年己霜月十日」「伊地知季安草」等の書入れがあり、或は同書の初作年を示すかとも思われる。併せて季安の書状三点も掲載されていて、それによればそもそも本書の作成は加治木の桑幡氏が同家所蔵の安元元年八月の右近衛府牒、同三年四月の同政所下文、文治三年五月三日の源頼朝下文を藩庁にもたらしその解説をもとめてきたが、難解のため、廻って当時既に識者として認められていた季安のもとにもちこまれたのはじまったことがわかる。当然季安は在野の身ながら諸書、史料を渉覽して島津氏や島津荘の研究に没頭していた頃であったから書写（『旧記雜錄』巻一中に、文政庚寅十二月十八日、季

安が加治木桑波田氏藏の三通を筆写し標記した旨を記している)の上鋭意検討の末註解を施し天保二年から四年にかけてその成果を披瀝したというわけである。また後出の「管窺愚考」附録上巻の終りには加治木桑波田氏藏本として安元三年四月の右近衛府政所下文をあげ、「右文書の解ハ往年桑波田が需に依て、別に一小冊を著はしおけり」とあることから、その間の事情は明らかである。なお、本書では建治二年八月大隅石築地役抄のあとに「是ヨリ伊地知小十郎季安集ノ雲遊雜記、事ナガキ故略之」となっているが、「兩院古雜徵」本では「雲遊雜記伝抜書」として同書の平和泉・牛山・菱刈・羽月の項全文を掲出しているのである。以上により本書は季安編集のそのままのものではなく、季通等の手になる抄本ではないかと考えられる。また、県立図書館本にはその後に「大平家之要書」として若干の記録と文書写をのせている。これは玉里本では季安の「寺社巡詣録」(『鹿児島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集五』所収)中に挿まれていたのであるが、それは恐らく混入で、本来本書中に関係史料としてはさみこまれていたものと思われる。したがって今回は併せて後尾に補記することとした。

なお本書に関連して「諸家系図文書四」(『鹿児島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集三』所収)にも「牛屎文書」・「桑幡氏系図牛屎氏」等が収められており、同書解題中でも言及しているので参照されたい。

雲遊雜記伝

底本は、鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫本、上・中二冊。季安筆ではないが浄写本とみられる。県立図書館本(旧藏者とみられる「福島虎嘯図書」印の押捺あり)の写本は上巻のみであるが、文中十数ヶ所に季安自筆の註記があり、成稿後写本に季安がさらに考証を加え後補を施したものと思われ注目される(本文末に一括掲載した)。東京大学史料編纂所蔵島津家中にも上・中二巻があるが、これまた玉里本の写本とみられる。上巻はじ

めに「道春神社考」・「清純筆記」等の記載がみられるが、これらは直接本文にはつながらず、関係史料の覚書が挿入されたものとみられる。上巻終の後の「伊勢貞武書状」等も同様であろう。さて次に「雲遊雜記伝序」が掲げられ、本書作成の経緯が具体的に記されている。そして序文の終りに文政九年正月、上の原の自宅で執筆した旨を記している。本書の基礎となったのは「文明六年行脚僧雜錄」（『鹿兒島県史料 旧記雜錄拾遺 伊地知季安著作史料集四』所収「諸旧記三」）に全文掲載、同題題参照）であり、それに季安が註記を施し、その内容に関連して考証し、自説を述べ、記載の領主名に従ってその史的背景について一々説明を加えていったのであろう。但し記述は上巻は日向・大隅・薩摩国の古代史の概述の後をうけて「当守護御屋形島津之又三郎殿藤原朝臣武久」（この項、島津荘並びに島津氏についての考証）、「別府仁薩摩守国久御舎弟中務同彈正」より「平和泉仁宇宿左馬助」まで、中巻は「一御手持之御城柱」より「一国之面々」の土持で終っており、「一御内之方々」以下半分以上の領主名の解説は未完のままになっている。季安自身文末に「下巻未取付候、然共此式冊茂日置邸へ御写被為置、再撰方写方ニ茂相成、御用相立由伝承候事」とのべ、本書の活用されていることに満足の意を表している。もってその自信作であることがわかる。事実その考証は前出の「大秦姓来由」や後出の「管窺愚考」にも一部修訂の上多用されているのである（『鹿兒島県史料集（Ⅺ）管窺愚考・雲遊雜記伝』拙稿解題参照）。

御犬手組拾考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本一冊、同本内表紙に「文政八年乙酉四月吉日、漫不許他見事、伊地知季安卿写」の自筆があり、次の裏紙にも季安の自序があり、その中で「此御犬手組は兩三本集覽いたし、互の詳略を考へ、年月の錯簡を但し繕写して斯く一冊と成し置」とのべている。このことから当時犬追物手組史料が相当数所在していたことがわかる。本書の前半は季安自筆のものが多いが、文書群毎に写し方に相違があるところか

ら数次にわたり書写編集したものと推測される。また本書の前半は宝暦十二年の記録所調書までで、それ以後の天明六年正月二十六日の犬追物稽古手組以下後半分は写がやや粗雑になっており、末尾に「文政十三年寅十一月四日書之、本本田親良書之、主伊地知小四郎平季澄」とある。但し季安の「柵寝丹波清雄勸農略記」（東京大学史料編纂所蔵島津家本）の天保二年の序文に、筆者としては「愚息季澄」の名が記されており、また東京大学史料編纂所蔵「常不止集」に引用されている天保五年の伊地知小十郎以呂波歌に「安こ秀澄^{（季）}」の長歌を改訂したとある。或いは季通の初名か。何れにしても記載の人名に関しては季安自筆の朱註が多く施されているのが注目されよう。かくみる時、本書はすべて季安の手によってまとめられたといつてよいであろう。なお前半分についていえば『旧記雑録』収録分で本書不載分が二〇余点あるし、『川上忠塞一流家譜』（『鹿兒島県史料集（Ⅻ）』）所収のもので本書不載のものも数多みとめられる。逆に本書のみにあつて『旧記雑録』未収のものはほぼ倍数にのぼっていることがわかる。『旧記雑録』の編者季通は本書も参考にしたのであらうが引用は主として譜（東京大学史料編纂所蔵島津家文書「新編島津氏世録正統系図」）や島津家文書等の原本によつたものと思われ、その間の相違も少なからずみとめられる。もつて手組史料がいかにも多く残されていたかがわかる。但し後半の近世中期以降の犬追物手組については『旧記雑録追録』には全く収録されていない。

大体犬追物の盛行期は中世後期、近世初期であり、手組も文明・延徳・永正・天文・元和・寛永年間のものなどが多い。正保四年十一月十三日、將軍家台覧の島津光久興行の王子原での犬追物がもつとも盛儀で、「寛明日記」や「犬追物記」等その関係史料ものせている。手組も上手・次手・乞犬一手組の記載がある。尔来犬追物は次第に衰退したが、なお島津家の御家芸として伝承され、明治十二年の島津忠義の天覧実技は有名である。なお犬追物関係資料は装束・道具類をはじめ、故実書・文書等四五〇余点が磯尚古集成館に、東京大学史料編纂所蔵

島津家文書中には犬追物手組二卷（四七通）、他に「川上家伝書犬追物箱」入の「川上家犬追物伝書」等が残されている（『尚古集成館紀要二』松尾千歳「館蔵犬追物図について」、『同四』同「島津家武家故実の成立と展開―犬追物故実を中心として―」参照）。

管窺愚考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本上・中・下・附録四冊で季安自筆草稿本。県立図書館本は鹿兒島県庁引継本で同本の写と思われる。他に鹿兒島大学附属図書館蔵玉里文庫本があり、同本は浄写本で前者に比しとくに附録において掲載史料が増加しており、記述にもかなりの相違がある。底本の自筆草稿本作成後の補訂であろう。また島津久光の手になると思われる藍字の註記書入が玉里本には間々みられる。さらに玉里本と同系統の写本とみられるものに東京大学史料編纂所蔵島津家文書「中箱六十七番」箱本（吉田鉄太郎旧蔵本で福島虎嘯輯録本）と島津家本「旧典類聚一七」所収本とがある。本書上巻のはじめには新納時升（伯剛）の序文（天保五年三月）があり、ついで季安の自序（天保四年四月）があり、附録末尾には假名跋文（同）が付されていて本書作成の経緯、著述の意図が明示されている。季安は文化五年の近思録朋党事件に連坐、喜界島遠島、後ゆるされて帰府後も自宅謹慎、解除後も長く仕官を許されなかった。しかしその間鋭意研鑽を積み、多くの書籍、史料を閲読、収集書写した。その軌跡を示すものとして、たとえば「旧記題苑」（東京大学史料編纂所蔵島津家本、『黎明館調査研究報告一〇』尾口義男「伊地知季安著作史料集と旧記題苑」参照）等がある。またもとめに応じては肝付氏系譜（『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ二』所収「新編伴姓肝属氏系譜」、同解題参照）等諸家系譜の作成や、藩史・地誌等の考証に精励、次第に世評を得るまでに至った。新納氏とは親縁関係にあり、宗家の当主で藩の重役久仰、同族時升（伯剛）らの支援をうけ、島津荘や島津家の歴史についてもこのころにはもっとも詳

しい人物の一人と目されるまでになっていたのである。ただ季安はなお己の立場を考え、業績の公開には慎重で、あくまでも内々の仕事として一部識者に披露するにとどめようとしていた。新納氏らはこれを惜しみ、公開をすすめたのである。このことから季安は本書の正式題名を「島津御荘考」とするのとはばかり、「管窺愚考」としたのである。そのことは島津家本の上・中・下巻々首の撰者名を「魔府潜隠平季安」としていることからうかがえる。

さて上巻は薩隅日三州の古代史から島津荘の開創、島津家の歴史について考証している。島津忠久の出生等については藩史局の見解に対して既に新井白石らの批判があり、それに応えて私見を展開しており、これが以後晩年に至るまでの季安の考証の主要命題の一つになっていくのである。上巻は治承三年まで、中巻は文治五年の奥州攻めまで、下巻は建久年間、三州守護、島津荘地頭としての島津氏の活動を「建久凶田帳」などをもとに説明、近衛家との関係等についてもふれ、降って近世、天保四年までの歴史を簡略に記している。なお「管窺愚考」と「建久凶田帳」の関係については拙稿「日向国建久凶田帳小考」(『日本歴史』一四八)の中でふれたことがある。附録についていえばはじめに「此巻ハ本篇を読まん人、座右に備へて、引書の題号に応し、時／＼披き合せてその證を取るへし」とあり、玉里本の記載をみれば、引用史料を上・中・下巻と順に配列したことがわかる。一方底本の島津家本には季安の史料のさしこみ、書入れが多くみられ、その修補の努力の跡がうかがえる。そして玉里本によってその後の増補の成果を読みとることができよう。たとえば島津荘の歴史記述の中ではじめ富山文書も良本を入手できず、季安は承安五年・安元元年の両文書写の欄外に「此二通全文ヲ見タキモノ也、然アレハ又考ニナルコトモアルヘシ」と記し、さらに貼付用紙に写した右二通文書の後書に「右、都城安久居住之富山氏文書、先年彼方記録掛荒川津右衛門写見せ候を、先頃反故之内より見出候へとも、字画不分明候上連名も

略有之候間、追而摹写之良本を求可書載也」と記しているが、玉里本ではこれらの記載はなく、右富山文書の全文が掲載されている。後になって良本による補訂が実現したわけである。また底本の島津家本にはないが、玉里本では附録の後跋に「此は浄写せぬまへの文なれとも英覽に備奉りし稿にも載たれハ、本の如く置くなり」と註記がある。本書成立の由来を記すものとして浄写本にもそのまま跋文を付けておくとのことわりがきである。なお附録上巻分の終わりに近く平家物語抄の薩摩方十二島についての季安の説明文の後に「此等のかうかへハ、別に南聘紀考と名づけ、三冊を著はせり、おきなハとあるハ即本琉球の事にて、俗に昔より沖繩島といへり、近頃さる有司の問を承て、薩州産物の来由も書綴り、其中にも大概は申述べたれバ此にもらしぬ」と記している。以後出の「南聘紀考」及び「薩州唐物来由考」作成との関連を知ることができよう。そして本書が斉宣・斉興・斉彬ら歴代藩主の目にとまり、賞詞をうけたこともその後季安をして愈々島津家史料の収集、整備、書写考証に精励させる機縁の一つになったであろうことは想像に難くない。このことは季安自らも日記（『黎明館調査研究報告五』大平義行「伊地知季安日記秘要」）に書きとめていたのである（前出『鹿児島県史料集（Ⅺ）管窺愚考・雲遊雜記伝』拙稿解題参照。同本は玉里本を底本に、県立図書館本で補訂している）。

京及江戸御質人交替紀略

底本は鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫本一冊。自筆本で内表紙に「豊太閤至
当將軍家京及江戸御質人交替紀略」の題名と「元治二年乙丑正月稿、廿八日甲子粗成冊了」と記されており、季安晩年、死去の前々年八十四歳の作であることがわかる。但し本書はなお粗稿の段階であったとみえ、糊づけ切張り等で年代順に史料を配列し、その間に私見を挿入する等して統一をはかっているものの著述としての体裁の不備は否めず、恐らく藩要路のもとめに応じて急々に作成提出したものの稿本とみられる。

はじめに鹿籠領主喜入久通の天保十一年の跋文があり、久通が在野の碩学伊子静、即ち伊地知季安に委嘱して九代前の祖忠慶（忠政）が先孝久託（季久）の功業を選述した遺作を探索、欠脱を補正復原させ、重書として子孫に伝える旨を記している。次にその史料、即ち季久が豊臣秀吉に降伏した義久に死を覚悟して随行、秀吉から賞詞を受けた際の直咄等を掲げ、ついで季安が当時の史実の考証を記している。そして近世、京・江戸への質人交替の制の始まりをここに置き、天正十九年から寛永元年に至る具体例を関係史料で示している。終りに季安は後跋で近世、享保以降幕末に至る徳川將軍家と島津家との婚姻で結ばれた関係も、上記の御質人制との共通性が認められるとして識者の参考に供している（『鹿兒島中世史研究会報三〇』拙稿「伊地知季安、京及江戸御質人交替紀略」参照）。

近秘野艸・麟趾野艸

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本一冊、季安自筆草稿本とみられる。天保四年に歿した島津重豪及びその子弟の系譜を側近の日記等を借用して漢文で記述したもので、新納久仰の慇懃によることは季安の天保八年の草稿作成提出時の久仰宛書状により明らかである。表紙に「他見極秘勿漫示人」とあるように、季安はかかる藩公の伝記はしかるべき官人の慎重執筆すべきものであり、在野人の執筆ははばかりのあるところであるが、折角のこととて敢て草稿案として記述した旨をことわっている。はじめにまとめた安永四年迄の分に「近秘野艸」と名づけ、その後まとめた天保三年迄の分に「麟趾野艸」の表題を付している。伊地知季通は『旧記雑録追録』に（重豪）譜（「新編島津氏世録正統系図」と共にこれらの記事の多くを載録しているが、史料名は一括「近秘野艸」としている。また、本書の終りに「近秘野艸」が掲載されているが、その内容はほぼ「近秘野艸・麟趾野艸」と重複するものの、文章は必ずしも同じではない。おおむね「近秘野艸」の増補が「近秘野艸・麟趾野

艸」といえよう。「近隣址野録」の場合、行間書の割合がとくに多くをしめている。そしてその内題に「野録艸」として「采摭捕綴 采摭」とあるのは或はこの経緯を示しているのかとも思われる。本書は島津重豪の伝記史料としてその内容の重要性はもとより、季安の執筆に当っての苦心の様が如実にうかがえる述作といえよう。

古郡院説

底本は県立図書館所蔵写本一冊。天保五年七月成稿。巻末に嘉永三年五月、鯨島宗賢が鹿児島で謄写した旨の自署印押捺がみられる。季安は前半の天保四年三月、大著「管窺愚考」を成稿しており、恐らくその草案作成の過程で体をなしていったものであろう。十枚にみたぬ小冊子で季安独特の漢文で簡潔に薩隅日三州の「建久凶田帳」等にあらわれる「院」名についてその由来、意味等について考察を加えている。文中、倉院新建の制についての説明は「管窺愚考」上巻のそれと同文である。ただ近世創出の郡である伊佐郡の下に牛屎院と祁答院がおかれたとする記述は問題で、牛屎院は大隅国菱刈郡から、祁答院は薩摩国高城郡から分置されたと解すべきであろう。両院とは牛屎院と菱刈郡多郎（太良）院を菱刈両院とみなす季通の「両院古雑徴」の説明の方が妥当であろう。但しこの混同が前出「大秦姓来由」中でもふれた牛屎氏と大平氏とを結びつける要因の一つとなったのではあるまいか（『鹿大史学二五』拙稿「伊地知季安関係史料―御歴代歌註解・藩翰譜島津伝記弁誤・古郡院説・御当家始書―」参照）。

薩州唐物来由考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本一冊。同本は季安自筆本で表紙に「稿」とあって草稿本であることを示し、文中相当数の塗抹の箇所、補註書入れの箇所がみられる。「天保十一年庚子五月下旬より起草、六月廿三日成冊、廿七日呈之畢、他見可秘々々」の自署があり、その生々しい本書成立の経緯を物語っている。県立図書館

本はその写本であろう。

はじめに長崎に毎年来朝する唐船は、当初はもっぱら薩摩に来ていたということ、琉球から入ってくる唐物商売は古くはどうであったのかということ、先年しかるべき筋からの質問をうけ、不適任の身とは知りながら、段々と収集書写していた古文書などを参考に、またこのごろまとめた「島津御荘考（管窺愚考）」や「南聘紀考」・「漢学紀源」等とも照合して考察した大略を記述してみた次第であることわかって、以下主に交易関係史料を列挙、一々考察を加えている。したがって記述の内容は「南聘紀考」のそれと重複するものが多いが、同書が漢文で編年史の形で記述されているのに対して、本書は史料を多く引用して具体的記述につとめているよううかがえる。なお『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集四』所収の「諸旧記一」の内題「琉球国平均以来書類集」には慶長十四年七月七日の徳川家康御内書以下、正徳三年九月九日の土屋政直書状に至る三通の関係古文書を収録しているが、このうち一四点が本書に採録されている。

諸家忠死略抄

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本一冊で、表紙に「二番箱伊進上」と記され、表紙裏に季通の筆で「此一冊ハ伊地知季安藩命ニ由テ調成」との記入がある。目次は季安の筆で「諸家忠死略抄現地無之一所」とあり、以波仁：世寸の人名呼称順で各項の戦死、子孫の人数を記し、通計戦死四百三十人、子孫二百五十八人と書上げている。本文は他筆で、「一伊集院若狭忠次 子孫 小番伊集院半五右衛門」にはじまり簡単に戦死等の年月日、場所等を列記する。概ね戦国期から島原の乱頃までの範囲で表題にあるように全てを網羅したものではなく、中堅の小番士がもっとも多い。季安も先祖の帖佐新城で戦死した伊地知民部重辰と朝鮮で戦死した重堅をあげ、「子孫 小番伊地知小十郎」と記している。作成年時は不明であるが、季安の記録奉行在職期又はそれ以前のもの

か。弘化四年季通の編述にかかる大部の「殉国名藪」(『旧記雑録』に多く載録されており、弘化四年十月季安が序文を記している。また東京大学史料編纂所蔵島津家文書「中箱六十七番」箱、吉田鉄太郎旧蔵本のその後記に、明治二十二年増補の上、『旧記雑録』に載録した旨を記している)との関連等についても考察の要があろう。「殉国名藪」の方は編年順で編成されている。なお同じく島津家文書「中箱六十七番」箱吉田鉄太郎旧蔵本中にも本書の写本がある。

南聘紀考

本書は上・中・下三巻からなる。底本は上巻については鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託の季安自筆浄写本とする。同本は表紙に季安自筆で「南聘紀考巻一」とあり、内題には「南聘紀考巻上」とあって「魔府平季安編撰」として「自推古十五年
至永享十二年凡八百三十四年」と記してから本文がはじまっている。巻末には「南聘紀考巻 終」とある。恐らく自筆浄写本は上巻のみ作成されたのであろう。これに関しては『鹿児島県史料 新納久仰雑譜 一』嘉永五年六月二十七日条に「伊地知小十郎被参被申間候ハ、先年同人編撰被致候南聘紀考三冊之内巻巻再撰相成候由ニ而、内々被為見候」とあり、筆跡等からみてこの時の再撰本かと思われる。中・下巻については東京大学史料編纂所蔵島津家本(上・下巻、中巻は上巻と合巻)を底本とする。また鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫本を参照する。玉里本は書写本の本でその朱註、頭註等は同本を精読した旧蔵者島津久光が付したものと思われる。なお中巻寛正二年条及び下巻の謝那降伏条に季安自筆の書き込みがみられる。その指示に従い、中巻は本文中に、下巻は割書挿入している。

さて上巻の最初は琉球の語義からはじまってその位置、地勢等について記し、遣隋使時代よりの琉球と日本本土、中国との交渉の歴史を叙述する。中核は琉球王朝の変遷史で上巻は永享十二年までで、「中山世譜」・「明

史」・「南島志」等諸書をひき、文中季安自身の喜界島流寓の体験等をもとに南島に対する関心の深さをその考証の中に示している。中巻は嘉吉元年より慶長十三年までであるが、はじめに大覚寺義昭事件をとりあげ、島津家は事件処理の賞として古来附庸関係にあり、その後乱世のため疎遠となっていた琉球（沖繩）支配の権限を幕府から公認されたとする藩史局の見解等を記している。なお同説については現在概ね作為によるものとみなされている（『鹿児島中世史研究会報四〇』所収、桑波田興「三宅国秀事件について―嘉吉附庸に関連して―」参照）。別に島津家本の中巻の末には「海見嶋云者、今ノ大嶋ノ事」の季安筆の紙片のはさみこみがある。下巻は慶長十四年から天保三年に至るまでで、琉球攻めの戦後処理の記事からはじまっている。本書はまた『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集二』に収録した「琉球掛衆愚按之覚」と関説するところが多い。その内容の成立年代はそれぞれ天保五・六年、或は天保九年等とあり、海外情勢の変化に伴う関心から何れも藩当局者が直接・間接その面での識者季安から参考意見を聴取しようとしていることを示している。「南聘紀考」はその中でもっとも代表的な作品とってよいであろう。また、本書は前出の「薩州唐物来由考」と共に『鹿児島県史』一・二巻の記述に典拠史料として活用されている。また明治十年刊行の伊地知貞馨著『沖繩志（琉球志）』も、その例言に「事蹟ハ（略）其薩摩ニ係ル者ハ専ラ伊地知季安カ南聘紀考ニ拠ル」と記している。

以上今回刊行する季安著作史料十点について概述したが、そのうちの五点、「雲遊雜記伝」、「管窺愚考」、「古郡院説」、「薩州唐物来由考」、「南聘紀考」については、季安の「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」（鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫本）によれば、天保十四年六月、季安が藩庁より半強制的に提出を命じられた著作中にその名があげられている。しかしこのことが結果として季安の評価を高めることになり、後年の再

『季安六』掲載文書内、文書・記録・記事等点数

文 書 名	文書数 (収載)〈未収〉	系図・記録 ・記事等	目録上史料 総 数	掲載史料数
太秦姓来由	12 (8)〈 4 〉	1	11	11
雲遊雜記伝 上	9 (4)〈 5 〉	8	16	16
雲遊雜記伝 中	3 (2)〈 1 〉	0	3	3
御犬手組拾考	12 (3)〈 9 〉	154	159	156
管窺愚考 上・中・下	2 (0)〈 2 〉	0	2	2
管窺愚考 附録	83 (54)〈 29 〉	59	131	131
京及江戸御質人交 替紀略	21 (16)〈 5 〉	5	24	24
近秘野艸	3 (0)〈 3 〉	0	3	3
古郡院説	0 (0)〈 0 〉	1	1	1
薩州唐物来由考	48 (9)〈 39 〉	2	47	47
諸家忠死略抄	0 (0)〈 0 〉	1	1	1
南聘紀考	0 (0)〈 0 〉	1	1	1

注1 収載とは「旧記雜録」収載文書を示し、未収とは、「同」未収文書を示す。

2 掲載史料数とは、『季安六』内で掲載した重複分を除く史料数を示す。

仕官、嘉永五年の記録奉行
就任、その手になる藩史料
の整備、研究の進展の機縁
となったと思われること
を、重ねて付記しておく
『鹿大史学一六』抽稿「伊
地知季安、先年差出置候著
述物就御手許御用又被下ケ
置候一件書留」参照。

終りに参考資料として本
巻全編を通して掲載分の史
料点数と、文書について
『旧記雜録』に収載済のも
の、未収載のもの点数を
示しておく(表参照)。

(補記)

本文中しばしば引用した東京大学史料編纂所蔵島津家文書中の「中箱六十七番」箱中の文書はその書冊一々にすべて吉田鉄太郎氏蔵の付札があるが、大半は題名に「虎嘯輯録」と記されており、一部その印文に「虎嘯福島図書」とあることから、大部分は福島虎嘯旧蔵本で、その筆跡から虎嘯の自筆書写本、収集本と推測される。また島津家文書中には他にも福島敵之介(虎嘯)編史料として「有馬家系図序」・「諸土建白録」・「薩陶製菟録」等があり、同人は広範に亘り史料を収集書写していることがわかる。さらに鹿児島県立図書館蔵史料の中に「三州遺芳」(和緩本十冊)があり、その編者として福島虎嘯の名がみられる。未定稿本であるが、旧薩藩領内の武術・書家・士庶の伝記を編集したものである。同人には先の「虎嘯輯録」中の史料、明治二十二年二月十六日「神代山陵考輯録」の可愛山陵調査復命書写があり、当時県属であったことがわかり、さらに明治二十九年四月五日の「平田宗高墓誌」に起草者の伊地知季通ら六名中に名を連ねており、それによれば当時平田宗高の下で島津家譜編輯に当たっていたことがわかる。そして伊地知季通と親交があり、その史料を借写しており、また同時代の識者の一人、木脇啓四郎(藤淵)とも親近関係にあって同じくその史料を借写していることなどもわかるのである。木脇啓四郎はその著書『万留』(原口泉・丹羽謙治編『薩摩藩文化官僚の幕末・明治』所収)の中で代表的書家の一人として「福島新左衛門先生」の名をあげているが、恐らく同人は敵之介虎嘯の父祖に当たるとはあるまいか。幕末安政六年頃の「鹿兒島城下図」には、下加治屋町に福島新左衛門の屋敷が記載されており、『本藩人物誌』(鹿兒島県史料集(Ⅻ))によれば「福島新左衛門子孫福島半介分様納戸役相勤候」とあり、先祖は福島備前忠辰入道東栖斎で島津義弘に仕え、朝鮮出兵、関ヶ原役に従軍、家久夫人上府に随行、下向後致仕、正保四年八十四歳で歿したとあり、代々新左衛門・半介を称したと思われる。何れにしても福島虎嘯は(別に正治とあるのも同一人とみられる)幕末明治期に

豊富な知識をもち、幅広く史料を収集書写し見識を備えた人物であったことに間違いない（明治十五年の「鹿児島県史料附録」の官員履歴には「御用掛申付、但取扱準判任」天保十三年十一月十六日生とあり）。この種の史料の伝存に貢献した人材が幕末から明治にかけて少なからず存在したことを、本書の解題執筆に際してあらためて思い知らされた感がある。

（五味 克夫）

例言

一 本書は、「大秦姓来由」「雲遊雜記伝」「御犬手組拾考」「管窺愚考」「京及江戸御質人交替紀略」「近秘野艸」「古郡院説」「薩州唐物来由考」「諸家忠死略抄」「南聘紀考」を底本として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵別	史料名	所蔵別
大秦姓来由	鹿児島大学附属図書館	近秘野艸	東京大学史料編纂所(島津家本)
雲遊雜記伝 上・中	鹿児島大学附属図書館	古郡院説	鹿児島県立図書館
御犬手組拾考	東京大学史料編纂所(島津家本)	薩州唐物来由考	東京大学史料編纂所(島津家本)
管窺愚考 上・中・下・附録	東京大学史料編纂所(島津家本)	諸家忠死略抄	東京大学史料編纂所(島津家本)
京及江戸御質人交替紀略	鹿児島大学附属図書館	南聘紀考 上	鹿児島県歴史資料センター黎明館
		南聘紀考 中・下	東京大学史料編纂所(島津家本)

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 原文書又は旧記雜録等に無い字句については、原則として該当箇所を「」で囲み、その右側に典拠史料を示した。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録 ㊸

島津家文書（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

島津家本（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

新編島津氏世録正統系図（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

新編島津氏世録支流系図（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

上井覚兼日記（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

諸旧記（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

新編伴姓肝属氏系譜（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

比志島文書（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

大秦姓来由（鹿児島県立図書館蔵） ㊸

管窺愚考（鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫） ㊸

薩州唐物来由考（鹿児島県立図書館蔵） ㊸

桑幡文書（桑幡元兼氏所蔵） ㊸

富山文書（宮崎県総合博物館蔵） ㊸

祢寝氏正統世録系譜（東京大学史料編纂所蔵） ㊸

なお「上井覚兼日記」については、東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録 上井覚兼日記』（上中下）に
拠り、また「諸旧記」については『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集四』、「桑幡文書」

は『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』に拠った。

エ 「御犬手組拾考」は、「島津氏世録正統系図」により校訂した。

オ 「管窺愚考」は、鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本により補充・校訂し、一々典拠を示さなかった。なお玉里文庫本に無い場合には「ハ」、異なる場合一文字は「ニ」、二文字以上の場合は「ヘ」で該当箇所を示し、注を付した。編者の付した注は疑義を付して「ク」に示した。また玉里文庫本中にみられる藍字の注記については、該当箇所に番号を付し、一括して各巻末尾に示した。なお底本と玉里文庫本で収載史料の順序が若干異なる箇所については一々示していない。また底本と同系統の写本と考えられる鹿児島県立図書館本で補注した箇所は「コ」で示した。挿入箇所を指示するハリ紙、付箋については、原則として指示の付箋は省略し、該当箇所に移動して収めた。

カ 「近秘野艸」中の「麟趾野録」の行間書や頭注について、記号等により挿入が指示されている箇所については《》、頭注及び無記号による本文挿入分は《》で示した。

キ 「薩州唐物来由考」中、「幕府老中条目」は「武家敵制録」（『近世法政史料叢書』3所収）、「幕府達書」は『御触書寛保集成』により校訂した。また「長崎実録」は鹿児島大学附属図書館所蔵本により補注した。

ク 「南聘紀考 中・下」は、鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本により校訂し、「管窺愚考」同様一々典拠を示さなかった。玉里文庫本中にみられる藍字の注記については、上巻は巻末に一括し、中・下巻は「ケ」で示した。

一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「ル」（墨書）、「シ」（朱書）で囲んだ。

- イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。
- ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
- エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。
- オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。
- 一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示し、判読不能な文字については■で示した。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「ミ」を付した。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、全て省略した。
- 一 原文中の送り仮名及び返り点については伊地知季安自筆本については底本のままとし、その他は原則として省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、…、―、などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 亘(事) 劬(州) 季(年) 刁(寅) エ(衛) 皈(婦) 迓・迦(逃)
卍(部) 寰(最) 欸(款) 叵(難) 岢(時) 眈(視)

旧記雜録拾遺伊地知季安著作史料集六 目次

解題	1
例言	16
目次	21
大秦姓来由	一
雲遊雜記伝	
上卷	一七
中卷	六四
御犬手組拾考	一一七
管窺愚考	
上卷	一九一
中卷	二一九
下卷	二四五
附録	二七〇
京及江戸御質人交替紀略	三四七
近秘野艸	三六七

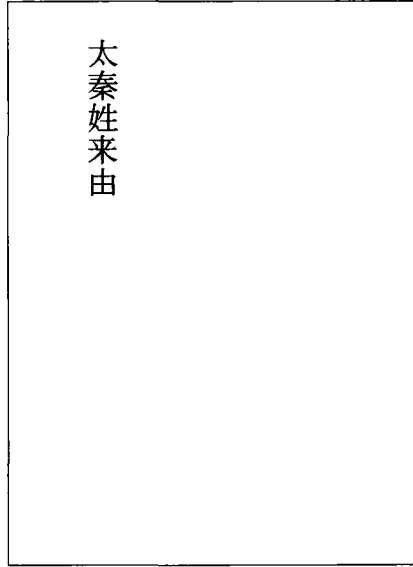
目次

古郡院説	四〇七
薩州唐物来由考	四一一
諸家忠死略抄	四五九
南聘紀考	
上卷（黎明館）	四九五
中卷（東京大学史料編纂所）	五二一
下卷（東京大学史料編纂所）	五五三
文書目録	六〇七

太秦姓来由

(表紙)

大秦姓来由



大秦姓ノ来由姓氏録書抜

桑幡上祖系圖

同文書

同古文書標註

▽①附大平家之要書△

姓氏録(録)山城國漢別ノ列ニ

秦忌寸アノノイキ 大秦公宿禰同レ祖、秦始皇帝之後也、物智王モノチ 月王ツキ、譽田天皇諡ニ應神オケノカミ、十四年来朝上レ表、更歸レ國率ヒキイテ二百二十七縣コノウチ貳化オウワシ、並獻ニ金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉ヨシニ之、賜ニ朝津間破上地居レ之焉、男眞徳王、次普洞王ト、古記云ト大鷦鷯サキヤク天皇諡ニ仁徳、御世賜レ姓曰ニ波陞ハタ、今秦之訓也、次雲師王、次武良王、普洞王、男秦公酒サケト云、大泊瀬稚武天皇諡ニ雄略、御世秦稱、普洞王時秦氏惣被ニ却略リヤクセ、今見在者十不レ存レ一、請遣ツカシ勅使檢括招集アらしム天皇遣ツカシ使小皇子部雷イカツサ、率ニ大隅・阿多隼人等一搜括鳩集、得ニ秦氏九十二部一萬八千六百七人、遂賜ニ於酒、爰率コトニ秦氏ニ養カイユ蠶織ハコノイテリ絹盛ハコノイテリ篋詣闕、貢進如レ丘如山積、畜朝ウツ廷ト、天皇嘉ヨシニ之、特降トクニ寵命、賜ウツ號曰ツク禹都萬佐ヤサ、是盈ミチ積有ツク利益之義也、役ツク諸秦氏ハツセ構アサクラ八丈大藏於宮側、納イシ其貢物、故名ナメ其地曰ハツセ長谷朝倉宮、是始置イシ大藏員イシ以シ為シ長官、秦氏等一祖子孫或就スミトコト居住、或依シ行事、別アツクハ為シ數腹、天正二十年在シ京畿者咸改賜シ伊美吉姓、

○大秦姓桑幡氏系圖

秦始皇帝

中葉闕略

物智王

弓月王

應神十四年癸卯、百濟國貢縫衣女、當此時也、物智王・弓月王亦來朝 日本、上表有請、而歸故國、更率二百二十七縣之諸狍族トコ、皈レ化 本朝、多獻金銀玉帛寶物等、帝寵嘉之、乃賜地於朝津間阪上、而令居焉。

眞徳王

普洞王

古記ニハ作浦東王、

仁徳帝賜普洞王姓波陀氏、因訓秦字亦曰波陀云、當普洞王時、所率秦氏多被却略、離散諸州、蓋其徒尤多居於大隅・阿多間者云、

雲師王

武良王

「秦公酒父普洞王時、諸秦氏多被却略、十不存一、迨雄略帝時、酒乃上請、求遣勅使、悉招集之。

帝聽其願、遣小子部雷サ、イ為勅使、往率大隅・阿多隼人等、巡招集之、乃得秦氏九十二部壹萬八千六百七人、帝賜之酒、於是酒率其秦族、以養蠶織絹為產業焉、今隅州桑原郡等蓋其遺址乎、未詳。而所成絹盛、篋詣闕、以貢進之、積如丘山、帝嘉其功、特賜寵號曰禹都萬佐、因訓大秦亦曰禹都萬佐、是盈積有利益之義也、既而帝役秦氏建大藏宮側、納其貢物置之官長、所謂大藏員自斯時始云、凡諸秦氏皆同其祖、然迨後各異居處、或異シ生業、分為數族、賜宿禰忌寸等事、見姓氏錄、而本藩先史河野通古所著諸家大概記云、牛屎氏・井手籠氏・羽月氏・柿木原氏等皆為大秦姓、而其家所傳曰大秦姓出自秦徐福、々為始皇一求不死藥來居日本、即其後云、今季安據姓氏錄以考之、則牛屎氏等之姓大秦、亦首於秦公酒、而其或氏桑幡亦本乎養蠶者、可併証焉也、

上世未考 康和二年庚辰右近衛府承二

○大秦元平 堀川帝詔、諱命元平、為薩摩洲牛屎院郡司職、
貫節ノ功ナレハ也、

元包 左衛門尉 襲牛屎院

郡司職、

元重 襲牛屎院郡司

職、

元永 大夫判官 襲牛屎院

郡司職、

元光 民部 襲牛屎院郡司職及辨濟使職、

○國元

疑ハ元光子カ 牛屎郡司及十一箇里
若孫近レ是、 名主職

元兼 元亨書云入道 文永二年襲父兩職、以父
元覺疑此人乎、 有疾故也、

疑元兼子カ ○襲牛屎院惣領郡司職及永松・木

惠佛

若ハ孫乎、 崎等所領、

高元

太郎 左近將監

武元

元清

御房丸

マタ事ノ次テニ云、息長姓吉田ノ譜ヲ粗修メカケシニ、
長大夫清道ハ承久二年四月廿七日八十四ニシテ卒トア
レバ、保延三年丁巳ノ生レニテ、母ハ吉田ノ院司為重
ガ女也トゾ、為重ハ鎮西八郎為朝ノ次男トアリ、左
ルニ為朝ハ保元元年十一月、年二十八ニテ伊豆ノ大島
ニ流サルト南島志ニアリ、此ニ據レハ保延三年清道ノ
生レシ年ハ僅ニ為朝ハ九歳ニアタレリ、九歳ニシテ二
男アルモ理ナカラシヤ、況ヤ其二男ノ為重カ女孫ノア
ルコトトモ、何レニモ誤ヲ免レス、此類リ西藩ノ名家
ニモ間々アレトモ、古来評スル人ナケレバ、子孫モ亦
疑ハス、肝付ヲ大友皇子ノ胤ト云ノ類少カラス、況ヤ
其余ヲヤ、

○禰寢ノ祖ト称セシ平維盛ノ嫡男六代公ノコトヲ東鑑等ニ考ルニ、文治元年父入道海ノ後、神護寺ノ文覚弟子ニ取り、十二月使ヲ上テ罪ヲ鎌倉ニ請ヒ死セザルコトヲ得テ、建久五年四月既ニ僧ト為リ、六代禪師ト号シ、文覚ノ書ヲ持テ鎌倉ニ参向シテ恩ヲ謝セシニ、五月、幕府彼カ祖重盛ノ恩ヲ念ヒ留オカレ、六月、召見テ弥異心ナクンハ、一寺ノ別當ニモ補セラレント仰セアリシコトトモ見ヘ、頼家譜ニモ、建仁三年十一月二十七日殺平高清小名六代ト載セラレ、禰寢譜ニハ文治元年高清ノ文覚弟子トナリシハ十二歳ノ時ニテ、同五年僧トナリ妙覚ト名ツキシハ十六歳、又関東田越川ニテ殺サレシ時年三十歳、法名良潮トナン見ヘタリ、一子アリ、名ハ清重、次郎ト称シ、沙弥トナリ行西ト系ニ記セリ、左アリテ建仁三年七月、禰寢郡司入道清重法師ヲ南侯院店頭職ニ補セラレシ御下文モテ始テ下着スト譜セリ、然トモ今季安按續日本記(マ)延暦三年十一月戊午、武蔵介從五位上建部朝臣人上等言ス、臣等始祖息速別皇子、就伊賀国阿保村居焉、逮於遠明日香朝(前)臣廷、詔皇子四

世孫須珍都斗王、(由カ)田地錫阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武藝超倫足示後代、是以長谷旦倉朝廷改賜健部君、是旌庸思意、非昨上彝倫、望請、返本正名蒙賜阿保朝臣之姓、詔許之、於是人上等賜阿保朝臣、健部君黒麻呂等阿保公トミヘタリ、此ヲ帝皇系図ニ考レバ、息速別皇子トハ垂仁天皇第九ノ皇子ニ池速別命ト云アリ、母ハ筋瓊入媛ト見ユ、此ナラン、按系如左、

○垂仁帝 第九皇子 池速別命 居于伊賀國阿保村、

四世孫須珍都斗王 賜姓阿保君、田地名也、(由カ)

胤子 意保賀斯 賜姓建部君、以善武藝也、

建部朝臣 建部君黒鷹皆復本姓、

此ヲ以テ建部姓ノ久シキコトヲ知ヘシ、左アリテ清重法師ノ始テ下着スト云建仁三年ヨリ七年以前ナル建久

八年六月、大隅国ヨリ注進セシ圖田帳ニ疾ク左ノ如ク出タリ、

國領

武安六丁字新太夫 建部高清

祢寢南侯四十丁

本家八幡 地頭掃部頭

郡本三十丁^{廿五} 建部清重所知、

賜大將殿御下文 菱刈六郎重俊知行之也云々、

佐汰十町丁別廿疋

賜大將殿御下文 建部高通知行之、

始良庄五十余町 元吉門高^清・宗清所知、

右ヤウニ見ユ、又翌九年大隅国ヨリ注進セシ御家人人名ニモ、国方ノ列ニ佐多新太夫高^清、或ハ祢寢郡司トアリ、下ニ關文アリ、建部清重カ菱刈重俊カノ姓名アリツラン、又此ノミナラス、河野通古モ貞享四年既ニ疑ヒ云ヘルハ、建仁三年清重下着ト云ヨリ五十七ヶ年

前ノ久安三年、古書ニ建部頼清・親助ナド云ヘルノ見ヘシハ、平高^清カ子ノ重清ハ来テ其養子ニ為リツラント云ヒタレド、建仁三年清重下ラサリシ七年前ニ、右ノ如ク高^清モ清重モ大隅ヨリハ建部氏ニシテ注進シタル明驗アルニ、其殺サレタル時ハ、頼家譜ニ何ゾ平高^清ト載セラレシヤ、況ヤ佐汰十町ナドハ右大將家ノ御下文ニテ建部高^清ニ知行サセラレシトアレハ、平高^清トハ別人ナルベシ、若シ同人ナラバ御下文モ平高^清トコソ賜ハルベケレ、且平高^清ハ僧トナリ妙覺トナリタラハ、其ヨリ九年コナタノ圖田帳ニ、ナゼ建部高^清ト俗人ノ如ク載セルカ、是モイブカシ、若シ果シテ平高^清ナラハ、文治五年十六ニシテ出家トアレハ、清重モ其年ニゾ生レツラン、左アレバ右ノ建久八年ハ僅ニ九年ツ、建仁三年ハ十五歳ニアタリ、三拾町ノ地ヲ九歳ニテ所知シ、僅十五ノ齡ニハ^祢寢郡司入道清重法師ナド云ヘルモ乙名スギタル詞ニ似タリ、此ニ據テ疑ヘハ、抑建部姓ハ歴々ニテ世々ノ歴史ニモ出レハ、久安三年ノ頃ヨリ建部頼清ナド此アタリヲ領シテヨリ世々傳ヘ

テ建部高・清重ニモ至リ、右通ニ見ヘテ其後入道シテ清重法師トモ名ノリ、本トハ郡司ナリシニ、南俣院地頭職重延カ死セシ時、入道鎌倉ニ上リテ重延ガ跡ノ地頭ヲ願ヒ、建仁三年七月、(称)称寝郡司ヨリ南俣院地頭職ニ補セラレ下向スル時ノ御下文ヲバ、其時始テ下着セシ人ノヤウニ系傳ハ誤レルニヤ、但論人出来ノ時者、古句両方可レ有左右也トカ有トナン聞及ベリ、左アレバ彌始テ下向セシ人ニ有マシキ詞也、季安按ニ、若シ此補任ヲ菱刈六郎重俊ラガ子孫ナドモヤアリテ、我コソ襲ベキ職ゾト相論スル人モ出来タラハ、両方トモニ其家ニ先祖代ヨリ相傳セシ文書ノ古キ句ヲ證據ニシテ、御左右ヲ申上ヨトノ意ナラン、久安ノ頃ヨリ出タル建部ニコソ縁アルニ、何ゾ平高濤ト同人ニシテ、(称)称寝領主ノ由緒ヲ新近ニ説ヲ建ルヤ、イブカシ成事ハ説カストヤラ、斯ク名家ヲ妄評スルモ憚リナシト、得佛公封ニ就キ玉ハヌ已前ヨリ、三州某ノニ郡司・院司・辨濟使ナド世々仕来レル子孫トモ、公ノ惣地頭トテ惣躰ノウハ聞ヲ遊バレ、右幕府ノ御撃子トテ威權モ格

菱刈氏カ

(称)

3

「コノ真本加治木桑權屯家蔵ナリ」

右近衛府牒 薩摩國衙

欲被早任先例并傍例、停止相撲人大秦元光先祖相傳所領田畠、為家道・重綱(并)並國吉等以非道致妨事、

使番長和氣光里 火長二人

牒、得彼元光解狀稱、於件郡者、元光先祖元平去康和二年依貢節之功、始賜本府牒、補郡司之後、迄于元重帶代々

古句両方ノ字正本ヲ觀ザレハ本ニ傳寫ノ誤アランハ知ベカラス、博古ノ笑ヲ免レント斯ノ如シ、

別ナレバ、御子孫ニ至リテ他家ノ敵對スル者トモ、己ガ家モ其上ニ立ノコトヲ欲シテ、平相国ノ苗胤ト稱シ、或ハ天智帝ノ皇胤ナト、系圖ヲ偽冒スルコト流行セシニハ非ルカ、吉田ハ為朝次男ノ母胤ト偽、牛屎ハ安藝ノ判官基盛ノ胤ト偽リ、肝付一族ハ大友皇子ノ裔ト誤リ、此等ノ類多レバ、稱寝ノ高濤モ平氏ニ取モツハ疑ナキニアラス、事ノ次デニ斯クハ述オキヌ、此等ヲ見テ抑 島津家ノ格別御家筋ノ貴クシテ、古来ノ郡司トモガ偽リテモ亦敵シガタキコトヲ思ヒ知ルヘシ、

府牒並宣旨等、知行郡務来之間、去應保年中、敵人家道②構取國司廳宣、知行僅四箇年也、然而任道理、元重如元還補畢、其後元永請繼彼職知行之間、去承安二年比敵人重綱以野心致濫訴之刻、以問注狀、被問法家之時、法家勸判明鏡也、絶家道・重綱愁緒之處、今又國吉出来名田之致妨之條、無其謂、何況元光去年依貢節功、任手繼傳代々之文契理、注子細訴申本府之時、同九月日賜府牒、同十月十九日賜宣旨之後、郡内田島・山野併無相違可知行郡務之處、郡内云親、疎、濫行為先之輩有其數、自②茲元光于今不安堵之條、愁緒之至、無道之甚、何事如之、然則賜本府御下文、任道理停止件家道・重綱并國吉等乱行、元光如元欲遂安堵計焉、望請府裁、任道理賜御使、停止親疎橫妨等、無相違知行郡務、遂安堵者、彌仰奉公②之貴矣者、府加覆審、所申有實、任先例、早被留家道並重綱乱行、早被停止國吉田島相論之妨、元光如元任先祖相傳理、令領知件田島、且任先例並宣旨・同代々證文等理、可知行牛屎郡司職之狀、依大將宣、牒奏如件、以牒、

安元元年八月 日 正六位上將曹惟宗「清宗」②

正六位上將監多「好方」

正六位上將監秦「兼頼」

正四位下行權中將②皇太后宮權亮藤原朝臣「花押」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一五の1・五四の1号文書ト同一文書ナルベシ、尚本文書原本ニハ「右近衛印」ノ朱印三箇所アリ〕

4 「真本在加治木桑幡屯家蔵」

右近衛府政所下 薩摩國牛屎郡相撲人大秦元光并府使光

里等

可早任道理停止國吉妨田地並刈取田貳拾伍町參段夏

右得去二月日元光並府使光里等解狀備云云具、而件元光

田地、以去々年可停止國吉妨之由、被宣下畢、而彼國

吉或相語國衛〔衛狀〕在廳官人等、或相語鳴津莊官等恣去年秋刈

取作田毛稻之由、有其聞、事若實者、且任道理、且任先

日下知之旨、停止彼國吉妨、早可札返件刈取稻之狀、依

大將宣所 仰如件、敢勿違失、故下、

安元三年四月 日 將曹惟宗朝臣「清景」

將監藤原朝「定從」〔臣狀〕

〔朝臣定繼〕

番長中臣宿禰「近誠」
(成)

權中將藤原朝臣

(本文書、旧記雜錄前編一五二・五四の2号文書ト同一文書ナルベシ、尚本文書原本ニハ「右近衛中」ノ朱印ニ蓋所アリ)

伊地知小十郎季安按ニ、右近衛府ハ上西門ノ脇ニアリ、上東門ノ脇ニアルハ左近衛府ナリ、拾芥抄ニ出タリ、斯テ此府ニ大將・中將・少將・將監・將曹・府番長等ノ官員アルコト職原抄ニアリ、警力ノ士ヲ掌ルニヤ、仁明帝ノ時ニ當テ、左近衛ヨリハ阿部ノ根^④、右近衛ヨリハ伴ノ氏長トテ、其頃天下ニ無双ナル相撲ノ最手アリシコト、三代實錄四十九ニ出タリ、氏長ハ新猿樂記ニモ云、六ノ君ノ夫ハ高名相撲人也、母方則薩广ノ氏長ノ曾孫也、職人哥合ニモ、サツ广ノ氏ノ長トヨメリ、太平記ニモ、畑六郎左衛門カ討死ノ篇ニ、薩广ノ氏長ト引タリ、又天武ノ記ニモ、十一年秋七月甲午、隼人多ク来テ方物ヲ貢シ、是日大隅隼人ト阿多隼人ト相撲シ、大隅隼人ノ勝タルコトヲ載セラレヌ、持統ノ記ニモ、九年五月己未、大隅隼人ヲ饗シ玉ヒ、丁卯隼

人カ相撲ヲ西槻ノ下ニ觀ソナハシタルコトモ見ヘレハ、大秦元光モ其類ニシテ、右近衛府ニ屬シタル相撲人ナリシハ明ケシ、此安元元年ヨリ二十三年後ノ建久八年、薩摩國ノ圖田帳ニ、牛屎院三百六十町ノ内永松貳百四十町々ノ下ニ院司元光トアレハ、其町段ヲ知行セシニヤ、又同院ノ内幸万五十五町、島津御庄弁濟使トアルモ元光領知セシカ、文治三年五月、御下文ニテ併知ラル、ナリ、此皆元光カ高祖元平カ時キ、貢節ノ功ニ依テ康和二年庚辰ノトシ 堀河帝ノ御宇、右近衛府ヨリ牒ヲ賜リテ、此牛屎郡司ニ補セラレ、其子左衛門尉元包、其子元重迄代々ノ府牒並宣旨ヲササレテ職ヲ襲キ、郡務ヲ知行シ来ル内ニ、應保元年ヨリ三年迄ノ間ニ、家道ト云モノ國司ニ手ヲ入テ廳宣ヲ申ウケ、纒四ヶ年ハ知行シタレトモ、固ヨリ道理ニ叶ハヌコトニテ、本ノ如クマタ元重ニ補セラレ、其子大夫判官元永其職ヲツキ勤ケル時ニモ、承安二年壬辰ノ比、重綱ト云モノ亦道ナラヌ訴ヲ申タテタレトモ、時ノ明法博士御吟味アリシニ、得ト勘ヘテ重綱カ申分ノ甚非據ナ

ルコトヲハ明白ニ申上タレバ、元永ガ利運ニキハマレリ、左アリテ其子民部元光モ亦貢節ノ功モアリ、且先祖代々手ツキノ證文モ明ナレハ、其趣ヲ細々ニ書立テ、承安四年近衛府ニ訴申ケレバ、其年九月府牒ヲ賜ヒ、十月十九日宣旨迄モ賜テ、郡内ノ田畠ハ云ニ及ハス、菱刈ノ内也山野ヲモ併セテ相違ナク知行スヘキニ、院内ノ光武五十町ヲ領セシ名主九郎太夫国吉田畠ノコトヲ相論ヲ起シ、元光モ安堵スルコトヲ得サレハ如此申分ヲセシト見ヘタリ、所謂元光カ解状トハ此ナリ、本文ニ元光先祖元平云云ヨリ奉公ノ貴矣ト云迄ガ解状ノ文ナルヘシ、者府加覆審ト云ヨリ以牒迄ハ、右近衛少将ナル人、右近衛大将ノ宣フ下知ヲ受テ、此等ノ成行キヲ 高倉帝ニモ牒奏シテ、右近将監秦ノ兼頼等ヲ『シテ』、一先紀方ヲ右近衛府ノ番長タリシ和氣姓ノ光里カ、其頃府使ト『シテ』火長二人ト薩^{〔衛〕}ノ國衛^{〔衛〕}ニ来リ居レルニ仰渡サレシ牒ト見ヘタリ、▽^{〔衛〕}御朱印ヲ朱印牒ナドカケルカ如シ、但シ家道ハ山門院司ニモアルカ、秀忠曾孫ニ家泰ノ家忠ノト云アリ、重綱ハ小城八郎重道也、菱刈

六郎重俊等カ族類カ△、光里ヲ詳カニ聞合セテ、弥元光カ申通りニ實ナラバ、家道杯ガ乱行ヲ差トメ、国吉ガ田畠ノ論モ停止シテ、元光ニ先祖代々證文ノ通りニ牛屎ノ郡司ヲハ本ノ如ク知行セヨトノ赴ナリ、右近衛府ノ番長ハ近衛舍人ノ内ヨリ撰ミ用ラル、コト職原抄ニアリ、火長ハ令義解ニ、凡役丁匠皆十人外給一人充火頭、火頭ト云ハ厮丁也、炊爨ノコトヲ執レハ火頭ト云、厮ハ使ノ如シ、左右衛門式ニ、凡左京ノ非違ヲ檢校スルモノ、佐一人・尉一人・志一人・府生一人・火長九人ト云リ、又天平勝宝七年二月下総国ノ防人ノ中ニナド、火長今奉部與曾布或ハ物部真島トテ、三人ノ火長カヨミタル哥ヲ萬葉ニ載セタリ、薩ノ國衛ニツメタルモ此類ナルヘシ、土持仙岩ガ古城主由来ニハ、元包カ父ノ元平ヲ薩摩四郎元衡ト作り、其父ハ信基トシ、祖ハ安藝判官基盛、曾祖ハ平相国清盛トス、又淵辺某カ系凶モ、大秦氏ハ平維盛ヨリ出テ、薩摩守信基来テ牛屎院ヲ領シ、元光カ時瑞夢アリトテ平姓ヲ改テ大秦氏ニ為ルト記セシトソ、今亦季安按ニ、清盛ハ元永二

年己亥四月四日ニ生ルトアリ、然アルニ其ヨリ二十年以前ニ當レル康和二年ニハ、既ニ元平貞節ノ功ヲ立テ、牛屎ノ郡司ニ補セラレシト見ユレハ、清盛ノ父ノ時ニモ當レル、元平ヲ曾孫トスルハ誤ノ甚シキ也、況ヤ大秦氏ハ、應仁帝ノ時帰化セシコトトモ姓氏録ニ詳ナリ、予ガ先年著セシ雲遊雜記傳ノ牛山ノ註ニ述ヲキタレド、其トキ迄ハ此康和二年ノコトヲ知ラサレハ、誤ヲ承テ仙岩ガ説トモニ從ヒヌレハ、此府牒ト併セ觀テ其誤ヲ知ルベシ、○此ニ府使重光アルモ、上ノ番長和氣ノ光里ト全人ナルベシ、左廳官人トハ國司ノ屬吏ニテ、入来院ノ下司大藏種明ヤ祁答院時吉名主在廳道友ナト云ヘル類ヲ指スナルベシ、島津庄官トハ、萬壽以來建ラレシ近衛領ノ庄園ヲ、某ノ司ル官人ヲ云ルナラン、則都城ノ富山氏カ文書ニ左ノ如ク見エタリ、其類ヲ云ルナルヘシ、此国吉モ九郎太夫国吉ナルベシ、○建武三年ノ頃、牛屎院ニ篠原孫六国道ト云アレバ、国吉カ後裔ナラン、

5
○_下

島津御庄

補任百引_村弁濟使職之事

勾當僧安兼

(右人カ)

任相傳文書之理、補任彼職畢、庄衙宜承知、敢勿

違失_放下、

安元二年七月_日

(留カ)
守沙弥判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」五五号文書ト同一文書ナルベシ)

庄衙ハ島津院ニアル惣政所ナト云ノ類カ近衛領ノ役所ヲ云ヘルナラン、守沙弥トノ守ハ日向守ノ略カ、然レトモ国司ヨリ庄官ヲ補セラレシコトヲ聞カス、考ヘシ、忠久公ハ薩隅日島津御庄ノ惣地頭ヲ聞玉ヘレハ、牛屎院三百六十町、島津御庄ニ寄郡ノ分ハ惣下知ヲ遊ハシタル故ニ、院内ニテ永松二百四十町ハ国衙ニツキ、幸万五十五町ハ弁濟使分ニテ御庄方ニツケルモ、院司ハ併セテ知行セシ、元光ラガコトトモヲバ、鎌倉ノ諸御用御取次遊ハシ、何カ申渡サレシト見ヘタリ、是モ島

津御庄ト云コトヲ薩隅日ノ惣名ナリト、元暦二年八月十七日ノ御下文ニ引札シテ、御庄官ニ仰渡シ置レシハ、御庄ニ屬カザル永松貳百四十町ノ如キ国衙支配ノ所トモニハ、斯ハ御下知モ成サレ難カルヘキコトヲソ、頼朝公トク慮リアラセラレ、引札シテ特ニ島津御庄ヲ三州ノ惣名ト究メラレンシナラン、左ナカリセバ、惣地頭ノ威權ウスキ故ナリ、聊カ臆識ヲ此ニ述テ、博古ノ君子ニ問ハンノミ、此文治三年文書ノ外ニ、七十九年アト文永二年十二月廿七日、大秦ノ国元カ遺領ヲ一子元兼ニ玉ヒ、牛屎郡司及ビ十一箇里名主兩職ヲ継セラ、下知状、其ヨリ五十七年元亨^(元カ)貳年十月十一日、牛屎院司入道元覺カ跡ヲ如元沙汰セヨトノ下知状、其ヨリ十一年元弘二年十月十日、牛屎院惣領郡司等ヲ沙弥惠佛ヨリ嫡子太郎高元ニ讓状、高元弟武元・元清ナトノ名アリ、高元ハ則牛屎左近將監カコト也、此代建武中ノ文書三四通アリ、遂^{「遂」}一挙テ標註スルニ暇アラス、抑古来ヨリ大秦氏ノ牛屎院ヤ大隅ノ桑原ノ郡ナトニ繁茂シテ、織物ヲ日本ニ弘メルコトトモ、雲游雜記ノ傳

ニ述置タリ、是ト併セ見ルヘシ、殊ニ牛屎ノ文書桑波田氏ニ傳ヘシハ、尚余カ考ヘニ符合スル也、桑ヲモテ功ヲ立テ大秦ト云姓ハ賜ヒタレハナリ、○家道ハ山門院司平秀忠カ曾孫ニ、家秦^(秦)ノ家忠ノト家ノ字アリ、秀忠ノ父トモニハ非ルカ、重テ考フベシ、○重綱ハ小城八郎重道ノ父兄ニモ當ルカ、菱刈六郎重俊等ノ族カ、

6 「加治木桑幡氏藏」

覚留

一私養父桑幡久右衛門儀、親者牛屎刑部太夫与申候、求广江致住宅、戦死仕候、其子久右衛門二才之年、母召烈求摩より御當國ニ参、惟新様を頼上候、於平松被召出、久右衛門儀者平松諏訪之太夫ニ被遊御預、母者^(朝久)嶋津豊後殿御姫様、松平隠岐守様へ御縁中ニ而御輿入^(定行)之節、御局役被仰付罷登申候、駿河・江戸迄も参候由申候、
 一河内守様御^(定頼)延生、御成人被遊候而以後、首尾好御暇被下罷下申候、其後河内守様より銀子二枚拜領仕候、御

内衆三田又左衛門殿より久右衛門母江付状御座候、于今所持仕候、

一久右衛門母より御國焼之茶入、河内守様へ進上仕候処ニ、河内守様御祝着ニ被思召上、御禮之趣御内衆勝目權右衛門迄以状被仰下候、右状于今所持仕候、

一久右衛門儀、牛屎藤九郎与申候、其後牛屎之小名字桑幡を名乗申度旨、桑幡孫右衛門入道与申人へ問合申候へ者、弥其通ニ可仕旨、孫右衛門入道より之返書参候付、桑幡九郎右衛門与改名申候、右返書于今所持申候、其後又久右衛門与改名申候、

五月十五日

桑幡孫六

右文書外ニ、文治三年五月三日・文永二年十二月廿七日・元弘二年十月十日・建武四年二月十二日・同年六月十五日・建武三年四月十一日・元亨元年十月十一日・建武三年四月廿一日、八通ノ文書写皆三条公上覽ニ相備候由、外ニ写置候故、略シテ爰ニ不載、

○三条大納言實万卿御嗣書左之通、

〔承安五年七月廿八日改元〕
安元元年八月日

公文之中

依 大将宣牒奏

安元三年四月 日 今年治承ト改元
八月四日ナリ、
此右大将ハ、
正二位權大納言兼右大将平重盛

(本記事ハ四号文書ヲ示スモノカ)

同前

大将ハ、

從三位權中納言兼右大将平宗盛

安元元年 同三年共ニ

高倉院之朝也、

元年ヨリ嘉永七年迄星霜凡六百八十年、三年ヨリ凡

六百七十八年ニナル、

建武三年

肝付八誅伐檄状

左馬頭

兄利直義也、

于時從四位下

非尊氏、

(本記事ハ「旧記雜錄前編一」一八三八号ヲ示スモノカ)

右、三条様御書通ハ事長ク諸所略レ之申候、

7 「加治木桑波田氏文書」

(花押)

繼裏判 (花押)

下 大秦元光

可早如元令安堵薩摩國牛屎院事

右、件所相傳知行至于去年云々、而北城八郎重道、依申

有證據、仰嶋津庄惣地頭惟宗忠久、^(左)兵衛尉宛給郡司・弁

濟使訖、然而重道已無相傳之由欵、早停止重道之沙汰、

以元光如元可令安堵院内、但云庄方、云國衙、任先例、

無懈怠可令勤仕課役之状如件、以下、

文治三年五月三日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一六・一一八の1号文書ト同一文書ナルベシ)

文治三年未五月、基光・元能就牛糞院之訴訟頂戴本領

安堵之御教書、如薩摩令歸國之時、鎌倉之公事奉行平

五盛時被遣鎮西守護天野藤内遠景、其書状曰、

8

(花押) 「頼朝公御判ナルベシ」

薩摩國任人大平基光并舍弟後平二元能、企參上入見參、

所被歸國也、可被存其旨給者、仰下如此、悉之、

五月三日

盛時殿^(奉)

伊豆藤内殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一七の2号文書ト同一文書ナルベシ)

大平ハ薩州伊佐郡ノ内祁答院ニアリ、凡大平家ノ子孫

牛屎・羽月・山野・鳥越・淵辺・太田・青木・入山・

屋代・入田ノ十一家、皆同姓ナリ、^(内)大平・鳥越ハ其

村祁答院ニアリ、余ノ八家ハ牛屎院ニアリ、後平二元

能ハ基光ノ弟ナリ、

「續日本記」

孝謙天皇天平勝寶七年五月丁丑、大隅國菱刈村浪浮九
 百三十餘人言、欲建郡家許之云々、此時為五郡今湯之尾、
 本城・馬越・曾木邊乎、
 多生菱ト
 アリ、

9 「建久八年六月薩廣國園田町ノ内」

牛屎院三百六十町内 島津御庄寄郡 右衛門兵衛尉

永松二百四十町内 院司元光

幸万五十五町 島津御庄方辨濟使

木崎十五町 名主前内舍人康友

光武五十町 名主九郎太夫國吉

「右前後略文ナリ」

10 「建治二年八月大隅石築地役定ノ内」

寄郡七百五十丁八段一丈

横川院卅九丁五段二丈三丈九尺五寸四分

菱刈郡百三十八町(⑩丁)一段十三丈八尺一寸

申良院九十丁三段二丈九丈三寸四分

(本文書ハ「旧記雜錄前編」七七三号ノ抄ナルベシ)

右前後略文、是ヨリ伊地知小十郎季安集ノ雲遊雜記、
 事ナガキ故略レ之、

11 大平家之要書

一 保元々々年ニ新院崇徳院与當帝後白河院御兄弟有合戰、

當家大平元光之祖父平信元參當帝之御方、依軍忠

賜薩州伊佐郡牛糞院・邪谷院〔邪ナルベシ〕兩庄、右兩庄元來新院

之軍大將宇治左大臣頼長之家領也、新院御敗北、頼長

戰死之後、朝敵之所領伊佐郡被召公、賜信元、凡北

城八郎重道者、頼長之四男宇治相卯重妙之息男也、當

時居住隅州菱刈、

一 壽永元年之比、就京都之兵乱、為院内警固、赤田次

郎元衡以牛山構城郭居住是、此時以菱刈・相良

兩家之軍兵責落牛山、文治之比迄五ヶ年之間菱刈家

知行牛糞院、依是元光本領之由奉訴鎌倉、

一文治二年元光・元能兄弟參上鎌倉、為牛屎院本領

旨奉訴之於頼朝公之處、亦北城八郎重道為菱刈家

之本領儀依申有證據、從頼朝公仰嶋津庄惣地頭

11の2

(本文書ハ八号文書ト同文ニツキ省略ス)

右伊豆藤内者号ニ親於天野伊豆守、謂ニ其子於天野藤内、依レ是當書如レ此、凡文治ノ比義經落ニ下薩广^一之由、依レ有ニ風聞、為ニ其討手ニ當時藤内薩广^一江居住之故、盛

11の1

(本文書ハ七号文書ト同文ニツキ省略ス)

一文治三年末五日、薩摩國任人大平大秦宿祢基光・舍弟後平二元能就ニ牛屎院之訴訟ニ頂ニ戴本領安堵之御教書、如ニ薩摩一令ニ歸國一之時、鎌倉之公事奉行平五盛時被遣鎮西守護天野藤内遠景、其書状曰、
〔親者号ニ天野伊豆守、依之曰ニ伊豆藤内〕

左兵衛尉惟宗忠久公^上為レ糺ニ兩家郡司之實否、當ニ給變

濟之檢使^一之處、為ニ元光之本領儀、依レ為ニ分明實正、

同三年本領安堵之御教書下ニ給元光、其御教書曰、

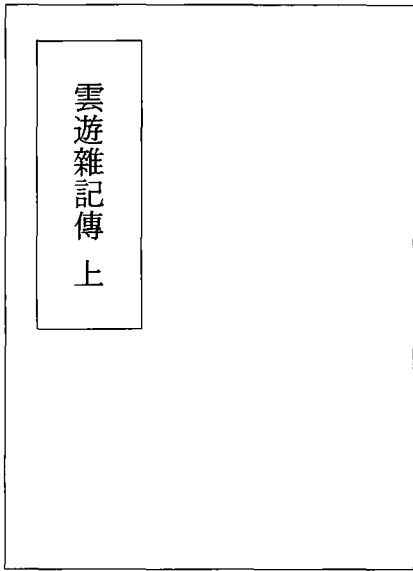
〔但御教書之内ニ庄方ト云ヘ牛屎院也、
國衙ト云ヘ薩广^一ト肥後國境ヲ云ナリ、
クニノサカヒ〕

時附状如レ此、

〔大平家之要書〕ハ興立図書館本「太秦姓来由」ニアリ、玉里文庫本中ニナク同文庫一寺社巡詣録」中ニアリ

雲遊雜記伝

(表紙)



延喜式所載神名帳、日本國中大小神社三千一百三十二座、其外石清水・吉田・祇園・北野号式外之神、後朱雀院長曆三年秋八月、定二十二社之數、每歲勅神祇官以奉幣帛祈年穀除禍災、名之曰祭、先是每歲仲春四日、遣幣使于群國、至是其國司奉詔各祭、其國之神云々、出于道春神社考^①序、

〔清純筆記〕

一 往昔、下大隅噲喉郡内海邊隣タル地ヲ領スル者アリ、

俗邊田^②七人ト云、上井^{今諏訪甚六家、國數根^{今島津右膳家領之}}

今廻^{今池袋氏在外城、牛石井^{今二家断絶乎、垂水領福山^{根・二川邊ヲ領之}}}池袋^{今池袋氏在外城、牛石井^{今二家断絶乎、垂水領福山^{根・二川邊ヲ領之}}}

知^{今秩父家、垂水本城主、海肥^{元祖肥後守平信基、今肥後平七郎}}鴻^{終原相添十二町領}肥^{肥後^{元祖肥後守平信基、今肥後平七郎}}家^{下大隅高城領之、高城垂水ノ}

内ト相見得候、

右七人領地之高何程ニ相当可致哉、難察候、

一 南方河辺・知覺・穎娃^{一山北^{東郷・入来院・祁答院・高城、}}

▽^③古^(マ)ノ衆ヨリ傳授候△

一 坂ヨリ上ハ福山ノ坂ト云、

雲遊雜記傳序

余也不肖ニシテ二十七ハヨリ黨敗ニ連坐シ、躬ヲ三年ノ遠謫ニ苦シメ、心ヲ今ノ禁錮ニ焦シ、門ヲ杜キ深ク慎テ、此ニ世交ヲ絶ツコト通計十九年、昼ハ傭工シテ寒饑ニ充テ、夜ハ古書ヲ獵テ其レト語ルニ、我藩ノ書籍ナド古今ニ驅リ、三國ニ散墜テ板本ハ行ハレス、公ノ秘閣ナドニハ堆ク畜ハヘラレ、掌ル人サヘ得モ徧ク

ハ涉ラレザルボト多カルトナン聞侍レド、古来深く秘寶シ玉ヘレバ、家々モ其ヘ倣ヒ多クハ珍襲シ侍リテ、誠ニ合璧ニ持ル編タモ、此ヲ聞クニ便ナク、彼ヲ借ルニ縁アラス、ヤウノ三四百部モ假得テ讀ツレド、脱躰惡筆ニテ殺青ハ勤メス記憶ハ薄ク今サラ何一ツ胸ニ覺タルフシモ無レド、イツシカ鬢ニ華ヲサカセ齒豁ニ打スキ、復出テ仕奉ルヘキ餘齡モ無ク、入テハ孝トナシ云ヘルモアレバ、責テ我身ニ明リヲ見セタル親トモノマタ其遠ツ親々ノ事業マデ次第ニ尋溯テ、家譜トモ撰脩テ追孝スル事ヲバ今ノ吾ガ勤トオボヘ、是ヲシテ祖先ノ世々ニ榮顯シ治乱ニヨテ或ハ身ヲ節ニ殺シ、或ハ忠ヲ職ニ竭シ、彼是ト功ヲ立家ヲ興シ爵ヲ傳ヘテ今啻何ノ功ナキノミナラス、罪ヲ負ヘル余マデモ生ナガラ有難ク國土ノ恩ヲ永ク荷ヘル事トモ、誠ニ何ノ日ニカハ忘ルヘキ、此等ノ高恩ヲ善クノ子孫ニ知ラシメ、彼等カ尚永世忠報スルニ専ラ業ヲ文武ニ勵ミ、身ヲ忠孝ニ研キテ奉公ニ懈ラザルコトトモ埃テ只樂ノミナリキ、此篇ハ則先世采ヲ姫木ニ食者アリシニ、其名文明

六年行脚僧雜録トナン云ヘル古書ニ見ヘタレバ、其レガ事トモ搜ストテ博ク載籍ヲ考ヘタルニ、其頃ノ名族多クハ心ニ浮ヒ目ニ覺タルモアレバ、時々筆ニ任セ圖ラスモ斯ク編ヲ成セリ、左レド固ヨリ管ヲモテ天ヲミルテフハ、尚愚ナル余カ浅陋ノ臆説ニテ、既ニ三百五十年ニ餘レル古事ヨリ遠キ神ツ代ノ夏マデ引出シテ漫ニ演述スレバ、何モ角モ只漏誤ノミナラント題シテ雲遊雜記傳ト名ツケ、別ニ又原文ヲ卷端ニ表章シ朱ヲモテ愚按ヲ註補シ一篇ノ提要トシ、他日重テ識者ニ逢ヘル時ナド事ヲ問ノ種子ニ姑ク序シテ遺忘ニ備ルコト爾リ、文政丙戌^(九年)正月、筆ヲ城北上ノ原潛隱ノ茅樓ニ把リヌ、

平季安

1 原本墨文

『愚按朱補』

文明六年^{甲午}八月之頃、花洛^ノ西九州^ニ下、三ヶ國日向・大隅・薩摩^ヲ行脚^シ廻^リ聞^ク侍^リ仁、當守護御屋形島津之又三郎殿藤原朝臣武久^{陸奥守 忠昌公}、御年十二、譜代御住所鹿兒島、一別府仁『島津』薩摩守薩州國久、御舍弟『島津』中務

『太輔延久』、同彈正『忠續久』、平山仁『島津』豊後守豊州季久、御子息『島津』修理亮匠作忠廉、田布施仁『島津』相模守相州友久、御子息『島津』三郎左衛門尉『忠幸』、櫛間ニ『島津』式部太輔吏部久逸、同又四郎『善久』御曹子、三俣下城仁『島津』伯耆守伯州久豊、『梅北仁島津』次郎三郎忠徳、飫肥仁新納近江守江州忠續、志布志仁御舍弟『新納』三郎左衛門尉『忠明』、御舍兄『新納』駿河守駿州『是久』、安永仁北郷『讃岐守』義久、野々三谷仁樺山『安藝守』長久、加治木『仁加治木左衛門尉滿久』、智覽『仁』佐多『下野守忠山』、『川内』給黎『民部少輔久續敷』、指宿仁『島津』九郎左衛門尉久継、市成仁山田『加賀守忠廣』、平房仁宮里『美作守忠常』、高江『仁』河上十郎左衛門尉『義久』、高橋仁『島津』藏人『幸久』、平和泉仁宇宿左馬助、

一御手持之御城柱『今之移地、頭之類』、三俣高城仁新納越後守越州『忠泰敷』、末吉仁宮丸『二郎太郎知教』、牛山仁伊集院三郎左衛門尉『継久』、串木野仁河上『左近』将監『忠塞』、

一國之面々『國人共云、(稱)御家人也』称寢『仁称寢出羽守忠清沙弥』茂清、同田代『好助』、肝付仁『肝付』河内守内州兼忠『子息』周防介兼連、同波見、真幸仁北原『長門守』貴兼、同『子息』又九郎立兼、菱刈仁『菱刈民部太輔』氏重、山野『仁山野某』、羽月『仁羽月某』、『曾於郡仁』税所介別駕、吉田仁『吉田』左衛門太夫金吾『泰清』、入来院『仁入来院下野守重豊』、祁答院『仁祁答院遠江守重慶』、東郷氏、『仁東郷右馬允重理』、種『子』島『仁種子島左近将監時堯』、同『子息』六郎祐國、佐渡原『仁佐土原讃岐守祐賀敷』、土持、縣、

一御内之方々、串良仁平田左馬助兼宗『當奉行今之御家老』、鹿屋仁『鹿屋周防守』兼直、同高岳仁『鹿屋』若狭介『兼資』、下大隅仁『高城』肥後『藤内左衛門尉盛高』、『垂水』石井『丹波守義忠』、『本城』伊地知『太郎左衛門尉重豊』、『田上』梶原『備前守景豊』、『下之城』池袋『越前守宗政』、救仁郷仁肝付主税助『兼光敷』、廻『仁廻兵部少輔』、敷根『仁敷根備前守頼次敷』、清水仁本田『因幡守』

親兼、恒吉『仁恒吉門太郎敷』、蓬原仁大寺『彦次郎義幸、法名幸榮カ』、庄内山田仁肝付大炊介『兼恒』、給黎仁蒲生『刑部少輔宣清』、穎娃『仁穎娃美作守兼政』、阿多『仁桑波田』右馬助、河田『仁河田飛彈守立昌』、比志島『仁比志島河内守立頼敷』、郡山仁村田肥前守經安當奉行、各一城宛被持候、

一都城衆仁橋口末弘十郎四郎、宇宿小次郎、南郷〔遠江守忠氏族敷〕、〔伊作石見守族敷〕、岩見、

〔安久住人富山事、九月九日神柱正祭ニハ御代參仕來、手鎗挾箱召列候由、建武元年五月十日富山快實、親父富山掃部左エ門入道寛成讓狀、日向方北郷宮丸名内富永成清等を知行すへきの源朝臣御判あり〕

一高城衆仁和田、橘薩摩、長井『采女敷』、貴島、〔新藏人為勝族敷〕、〔下野入道忠光〕、

福永、濱田、横山、富山、酒匂、末吉衆ニ權〔義藤族敷〕、

山藤太郎『久幸敷』、末弘十郎三郎、土持太郎『兼綱』、〔彦五郎義弘之子孫也〕、

長野常陸守、同周防守ニノ方『丹後守盛助』、松下、〔大隅守忠兼一〕、

梅北、〔神柱宮本地藥師像銘寔大永四百甲申正月吉、日、大檀那件兼吉并女大施主子孫繁昌故也〕、財部『貴

俊』、鹿島、長野土佐、柏原『備前守公頼敷』、

〔承久三年六月廿四日、宇治川御方人々死、日記千竈四郎、同新太郎』千竈、〔六郎左衛門、入道一族敷〕、

地知民部『少輔重照』、『弟子丸仁カ』、西郷『仁』出雲守

〔酒井姓〕
『宗道』、牛山仁岩野加治木三郎四郎直山『新左衛門一族敷』、田代肥前入道、黒葛原少輔、伊集院仁鳥取『孫左衛門尉政秀敷』、岩本『四郎一族敷』、牧『彦次郎敷』、山下、石谷『左京亮頼本』、市來仁大寺美作守『高幸』、曾木、隈城仁猿渡『筑前守信宗』、天辰『新六』、本田周防

介、成枝『左衛門尉一族敷』、町田『周防介胤久』、伊作仁末弘『尾張守敷』、牧瀬宗實、鹿兒島衆、大寺七郎、永吉、和泉越前、平田佐渡守、飢肥、同伊豆守、村田太郎左衛門、伊地知新左衛門尉『重貞』、

梶原主計『純實』、河上『仁河上上野介兼久』、同因幡守『忠村』、同左京亮『忠頼』、長野『備前守敷』、本田治部少輔『宗親』、内浦枝次『民部少輔敷』、関『備中守敷』、

田島『彈正久等』、五代『筑前守』、數根李助、中侯『十郎敷』、谷山仁本田又次郎、長野助五郎、水引仁國分、高城彦太郎、

城、和泉、山門、高小野、阿久根、河邊、山田、鹿見、同老名高崎、一豊州之御持城、帖佐、平山、高城、上之山、平瀬、蒲生、北村、溝邊、横河、東郷、同老

〔今給黎長州族久俊三男右エ門佐〕
〔長州三郎九郎、一薩州之御持久昌コトカ、左アレハ伊藤元祖也〕

〔彦左エ門幸朝大寺七郎、八郎左エ門守〕

〔長州三郎九郎、一薩州之御持久昌コトカ、左アレハ伊藤元祖也〕

〔今給黎長州族久俊三男右エ門佐〕

〔長州三郎九郎、一薩州之御持久昌コトカ、左アレハ伊藤元祖也〕

〔今給黎長州族久俊三男右エ門佐〕

〔長州三郎九郎、一薩州之御持久昌コトカ、左アレハ伊藤元祖也〕

〔今給黎長州族久俊三男右エ門佐〕

2の2

2の1

①

名上原、一新納殿分、南郷、志布志、安樂、松山、
 同老名隈江『伊勢守匡久カ』、中野、【安房守藏信カ】一櫛間老名鎌田
 『尾張守政年』、三原『遠江守重秀敷』、一北原持城、飯
 野、徳満、馬関田、吉田、吉松、野尻、栗野、一山
 東城、穆佐、池尻、曾井、宮崎、清武、田野、山之城、
 木之脇、阿屋、本城、都於郡、岡富、財部、竹筧、八
 代、平賀、塩見、比知屋、門川、新田、田島、同老名
【越前守敷】右衛門佐敷【但馬守敷】
 稻津、野村、垂水、落合、宮田、一祁答院
【高】分、大村、波形、鶴田、山崎、久木、一肝付分、
【付美別落】高山、本城、富山、野峰、宮下、瀧澤、【称】一称寝分、
【付美別落】西侯、大始良、

右之本書ハ智覽之寺ニ為有之由ニテ、河野郷左衛門【通朗】
 殿被持来候故寫置也、

元禄五年
 申ノ十二月廿六日

右者、先祖助右衛門重英【當時御記録奉行】自筆寫置、于今致家藏候處、

御先祖民部殿御名前相見得候ニ付、御懇望被成趣有
 之、此節被寫置候儀、別条無御座候、為後證加筆如
 此御座候、以上、

伊地知助太郎

季美（花押）

文化十三年子三月廿六日

伊地知小十郎殿【季安】

雲遊雜記傳卷上

潜隱 伊季安 纂述

此書、舊ト名ナシ、又何人ノ記セルヲ詳ニセス、昔シ
 文明六年、アル僧キテ薩隅日ノ三州ヲ行脚シ廻リ、諸
 ノ郡邑ニ割據セシ豪族ノ輩ヲ聞侍リテ、上ハ時ノ邦
 君ヲ始メ奉リ、御一家ノ歴々ハ云ニ及バス、國衆・御
 内ニ至マテ、其頃イト顯ハレヌル士ヲ悉ク訪採テ此ニ
 載セタリ、按ニ、應仁ノ兵火ニ洛中洛外ノ人家公家武
 家寺院町屋焦土ト為ルモノ萬ヲモテ數ヘ、彼ノ南禅寺・

相國寺等ノ如キ大伽藍、皆ソノ災ニ罹レリ、又文明元年ニモ清水寺ナト燒失シ、同十一年ノ頃迄再興モ調ハテ、願阿ト云ヘル僧、件ノ事ヲ幕府義尚公ニ訴ヘ、勸化ノ為メ九州ニ下向シ、薩隅日ノ如キハ、(島津忠昌)圓室公ヨリ觸サセ玉ヘトノ御奉書ナト持下リシ事アリ、其文ニ曰、

清水寺建立事、為勸〔此ニ關文アリ〕願阿十斛令下向九州

「マタ」可然様、可被觸分國大隅・薩摩・日向三箇國

之由、所被仰下也、仍執達如件、

〔義尚公奉行〕

文明十一年十二月廿七日

布施

飯尾 下野守判

大和前司

「忠昌公」
島津陸奥守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五二七号、「同追録二」六七六号文書ト同一文書ナルベシ)

此等ノ事ニ據レハ、此六年ノ行脚モ應仁ノ兵火ニ遭ヘル寺僧等、花洛ヨリ西國ニ下リ、三州ノ豪族ヲ聞書シテ己ガ寺院再興ノ工料ヲ募ン為メニ、時ノ次第ニ循テ

粗叙録セシモノト見得タリ、原本ハ薩州知覽ノ寺寺ナルヲ知ラス、知覽ニケテ寺アリ、一ハ持實院ト云、開山快照法印ハ文安二年乙丑二月廿九日ニ遷化ナリ、一ツハ西福寺ト云、此開山寛院院和尙ハ享徳二年癸酉十二月十八日ニ傳ハリケルトゾ、元祿ノ始ニ至テ河野郷左衛門通朗トテ大史六兵衛通古ノ子、此書ヲ得テ時ノ大史伊地知助右衛門重英ノ所ニ携ヘ示シケルヲ、重英寫シ置レタル親本世々其子孫ニ筒藏セリ、季安近頃假得テ寫シ取シニ、書ケル者斯ク永ク傳ルニ意ナク、聊カ一旦ノ用ニ留メ置シモノト見ヘ、文甚タ簡古ニシテ、盛衰ハ淵瀕ト替ル習ヒナルニ、三百五十年前ノ事ヲ一兩句ニ書オケル類ナレハ、當時ノ人ニ非ルヨリハ遽ニ解セラレヌモノ多カリキ、是ヲ以テ季安淺陋ノ誚ヲ忘レ、諸ノ舊籍ヲ校引シテ百ニ一ツモ考當ル事トモ拾采テ粗此艸ヲ起ス、竊ニ聞ク、山本正誼ノ國史ヲ編スルモ亦此書ヲ引テ行脚僧雜錄トナシ題号セラレケルトソ、因テ此ニ今斯ク題命シテ來哲ノ正スヲ埃コト爾リ、

文明六年甲午八月之頃、花洛西九州下、三ヶ國日向・大

隅・薩摩行脚廻聞侍仁、

按ニ、文明ハ 本邦百四代 後土御門院ノ年號ナリ、
六年ハ室町幕府八世義尚公即位ノ二年ニ當レリ、花洛
ハ京都ナリ、西九州ハ花洛ヨリ西ノ方九州ニ下リテト
云意ナルヘシ、西海道九ヶ國ト云ヘバナリ、九州ハ安
萬侶ガ古事記和銅五年ニ著スニ、所謂伊邪兩神ノ生玉ヲ筑紫
嶋ニテ、舊トヒヒロク四面ニ名アリ、筑紫國ツクシマハ白日別ト云ヒ、
豊國トヒヒロクハ豊日別ト云ヒ、肥國ヒノミハ建日向豊久士比泥別ト云
ヒ、熊曾國クマソノハ建日別ト云ヒ、四ツノ名アリテ、其建日
別ワタリハ則今ノ薩隅日ト見得タリ、瓊々杵尊天降マ
② セン時キ、猿田彦ノ天神ノ御子ハ筑紫日向高千穂穗觸
ノ峯ニ至リ給ヘシト云ヘルヲ觀レハ、日向ト云フ名ハ
既ニ瓊々杵ノ時ヨリアリケルカ、養老四年追テ日本紀
ヲ編メル時、其事既ニ日向ノ故事ナレハ、養老ノ時ア
リシ國號ヲ誤リ參ヘルカサダカナラス、又瓊々杵ノ天
降マセン時、膺完ソツクノ空國ウツクニト云名モ見ヘタリ、膺ハ脊骨
ヤ肉ノコト也、完ハ全キニテ丸也、只人少キ不毛ノ空
國ニテ完鳥ナト而已多ク、何ノ財寶彩色モ無キ山國ト

云意ナラン、彦火々出見尊ノ山ノ幸シ玉ヘルト十四代
③ 仲哀帝八年ニ皇后ニ神託アリテ、熊襲ハ服ゼストモ彼
カ國ハ膺之空國ナリ、其ニマサリシ新羅コソ金銀彩色
多キ寶國ト宣ヲ觀テ想像ルヘシ、十二代景行帝ノ時ニ
至テ、是國也直ニ日ノ出ル方ニ向ヒシ國トテ、遂ニ神
④ 代ヨリ建日別ナト謂キタル邊ヲ始テ日向ノ國ト號玉ヘ
ルナラン、其頃熊襲ト云オゾヒ者ノ近國ヨリ畏シガル
ホトノ西州ニテ名高キ酋長叛キタル事モアレバ、猛キ
獸ニタトヘテ熊襲ノ國トモ又其ヲ略シテ曾ノ國トモ
郡名ニナリテ曾ト云ヘル云ヒ、或ハ火闌降命彦火々出見尊ノ兄ノ子孫阿多隼
人・大角隼人等ガ稍國中ニ繁衍シケレハ隼人ノ國トモ
或ハ茨城國トモ云ケルト見ヘタリ、今按ニ、熊襲ト云
ヒ隼人ト云モ皆酋長ノ號ニテ川上梟帥オケノナト云類ニヤ、
茨城ハ草ヲ次キテ屋ヲ葺クコトナレバ、彼等ガ巢居ヲ
指セル詞カ、隅州國分ニ隼人城ト云アリ、大角隼人、若クハ曾ノ
スト姓氏録ニ見ユ、去レバコソ建久八年日向國ノ圃田丁ニ日下部ノ依
包、或ハ盛直・行直・重直・盛綱ナト見ヘタリ、其頃迄ハ此ラノ神別
モ尚繁茂セシニヤ、今世ニモ岩切・八木・土持・海江田等皆日下部氏
トアリ、其中ニテ土持・岩切ヲハ日向七頭ノ列ニモ出タリ、皆其裔
乎、皆是今ノ三ヶ國ノ總名ナラン、十三代成務帝ノ時

ニ至テ國々ノ堺ヲ定ラレ、大小ニ夫々國造ヲ定玉ヒ、縣ニモ亦大小ニ某々縣主ヲ定賜ヒシコト古事記ニ出レハ、此時マテ一國ノ日向ナリシヲ割テ薩摩ノ國モ堺定メラレシナラン、本田親孚ガ説ハ、四十二代文武帝ノ大寶二年八月、薩摩ト多嶽ガ命ニ逆フヲ討玉ヒ、戸ヲ校ヘ吏ヲ置レシ時、薩摩ハ始テ分レツラン、其以後ニハ大隅隼人・阿多隼人ナト、對シ言ハス、以テ觀ヨトノ説ナレド、姓氏録ノ額田部氏ノ下註ニ、二十代允恭帝ノ時キ、湯坐連カ先祖ヲ薩摩ノ國ニ遣ハシ隼人ヲ平ケシム、彼レ復奏スノ日御馬一疋ヲ獻シケルニ、額ニ町形ノ廻毛アリト帝喜ヒ玉ヒ、額田部ノ姓ヲ賜ト見ヘ出水ノ西目村ニ在ル今ノ額崎ノ牧ハ、昔シ田靜觀ガ始テ馬ヲ蕃フ所トナン、御当家ノ由来ナト云古書ニ出タリ、按ニ此地タルヤ、彼ノ隼人ノ迫門ニモ近ケレハ、允恭帝ニ獻レル馬モ此ホトリノ産ナルニヤ、去レハ隼人ノ時ヨリトク在タル牧ノ廢シタルヲバ、公入部マシク又三十七代孝德帝ノ白雉四年七月、唐ニ使セシ高田根麻呂ガ船ヲ、薩摩ノ曲竹島ノ門ニソコネテ沒死セシ事見ヘ、又文武帝ノ二年、使ヲ南島ニ遣テ國ヲ覓ラレシニ、薩末ノ比賣久賣ヲガ兵ヲ持テ使人ヲ剽劫シタル罪ヲバ、四年ノ六月ニ沙汰セラレ

タル事トモ正史ニモ見ヘレバ、大寶ヨリ前ニ允恭ノ時ナド薩摩ハトク立居ツラン、又姓氏録ノ阿多御手養ガ下註ニ、火闌降命ノ六世孫薩摩ノ若相樂カ後也トモアリ、或人疑フ、若ハ地名ヲ名號トシケンハ詳ナラネド、火闌降命ハ彦火々出見ノ兄ニテ、其ヨリ六世ト云ヘバ神代ヲ去ルコト尚遠カラス、薩摩ト云ヒ最久キ名ナルニヤ、風土記寶永五年板行ニ、昔シ隼人ノ神颯ト國ヲ獻割テ其間ヲ通ラレシトテ颯間ノ迫門ト云ヒ、此異事モト何レノ廣サ五六十町、長サ百餘町ノ口在ルト見ヘタリ、出水ト長嶋トノ際ニ今流ル、隼人ノ薩摩ノ迫門ヲ云ナルヘシ、今ハ長サ二里余ニシテ渡リハ十町ニモ足ントゾ、去レト一里ノ渡リト云ヘルトナン記ハ誤ナルベシ、又萬葉ノ作者ニ陁ノ妙觀トアルヲ、續日本紀第九、ニハ薩ノ妙觀ト作り、共ニ同人ニテ薩摩ノ人ナルト云ヘリ、日本釋名ニ陁間也ト釋ケリ、陁ハ音形ニテ山絶也、山形ノ連延ルガ中忽チ断絶スル者ヲ陁ト名ク、又阪ナリ限也、ナド字典ニモ出タレバ、出水ト長島トノ連レル山ノ此迫門ヲ限テ忽チ断絶ルノ意ヲ取テ陁間ト書キ散豆萬ト訓セ、又此アタリヲ山門院ト云ヘルモ此ヨリ得タ

ル名ナルニヤ、今長島ヨリ此ノ迫門ニ臨メル所ヲ山門野ト云村名モ遺リ、又和名鈔出水郡ニ山内勢^セ度國^ド形ナト云名モ出タリ、今ニ野田ニ山内寺ト云名藍モ遺レハ、皆此邊リノ舊號ナルベシ、去レハ薩摩ノ訓ハ、舊ト人少キ不毛ナル膏^{ツシ}完^ニノ空國ニテ、彦火々出見尊ナト山ノ幸シ玉ヒシ國ニテ、其御兄火闌降命モ終ニハ威ニ服シ玉トアレバ、其子孫等モ山ニ幸シテ生産セシナラン、幸ヲサキハヒトモチハヒトモ訓シ、福ハヒニ獵ノ利ヨリ云詞ニテ、狩ナトノ生計スル事ト見ヘタリ、安房風土記白鳥神社ノ傳ニ、土俗祭此神得漁獵之幸トアリ、併考ヘシ、伎ト知ハ横音通ヒ、又知ト都ハ五音通ヘバ、幸スル山ト云意ニテ、山ノヤヲ約メテ散豆萬トモ謂ケル乎、幸スル弓箭ヲサツ弓、サツ矢ト云ヒ、又幸スル人ヲ薩男トモ薩人トモ云ヘハ、其幸スル山國ナレハ、略シテサツマトハ云ヘルナラン、然ラ後ニ薩摩ノ字ニ音ヲ假テ定ラレシト見ヘタリ、何レニモ神代ノ遺名ナルヘシ、隼人トハ、其山ヤ海ノ幸ニ馴レテ、山坂モ飛ガ如ク猛キ業ヲハ云ヘルナラン、詩ノ小雅ニ、駝^ト彼飛

隼其飛^レ辰^ル天ト云ノ箋註ニ、隼ハ急疾ノ鳥ナリ、飛ヘハ乃チ天ニモ至ルホトノ者ニテ、士卒ノ勁勇ニシテ能ク深ク敵ニモ攻入ルニ喩トアレバ、薩人等ノ氣質能ク此喩ニ適ヘル事、天武紀云、十一年秋七月壬辰朔甲午、大隅隼人多來貢方物、是日大隅隼人^ノ阿多隼人相撲於朝廷、大隅隼人勝之、又持統紀ニモ、九年五月丁未朔己未、饜大隅隼人、丁卯觀隼人相撲於西槻下トナト勁勇ノ業ヲノミ事トス、又職人哥合ニモ我恋^レハ薩摩ノ氏ノ長なれや片手にたにも合人のなきナト見ヘレハ、都方ヨリ名ツケタル名ナラン、去リテ漸其王城ノ化ニモ馴レタル故、遂ニ召テ官員ニ備ラレ、帝ノ門外ヲ警固シ、或ハ出御ノ時ナト犬吠シテ先驅^{サキガケ}スル職トハ爲シ玉ヘルナラン、是實ニ薩隅ノ人ノ勁勇ヲ取用ラルニ始ル官ト見ヘタリ、隼人式ニ、大衣着擇譜第内置左右各一人、大隅為左阿多為右、又曰、今來隼人令大衣習吠トアルハ此ナリ、サテ隼人ノ迫門トハ、陸奥ノ千島モ蝦夷ノ住所ナル故ニ夷ガ千島ト云類ナリト冠辭考ニ詳ナリ、但シ彼ニハ湍門ト作レリ、

※(頭注)

「新猿樂記曰、六君夫ハ高名相撲人也、母方則薩摩、氏長之曾孫也」

萬葉集卷六

大伴旅人

隼人のせとのいはほにあゆはしる

芳野の瀧に猶しかすけり

全卷三 被遣筑紫渡水島之時哥二首ノ其一 長田王

はや人のさつまのせとを雲井なす

遠くも我ハけふみつるかも

夫木

公朝

さつまかた迫門のはやみのしほさひハ

たゞ漕過よいかりおろさて

斯テ四十三代元明帝ノ和銅六年四月ニ至テ、日向ノ國ヲマタ四郡割出シテ大隅國ヲ置玉ヘリ、今此本文ニ三ヶ國日向・大隅・薩摩ト云事ハ此時ニソ始リケリ、但シ大隅ト云ハ其以前ヨリ日向ノ郡名ニテ、火闌降命ノ

子孫大角隼人等ガ居タル所ナラン、風土記ニ三角ノ島

崎アルニヨテ大角ト云ト見ヘタリ、大住トモ荒隅トモ

書ケリ、サテ筑前・豊前・肥前ヲ前三ヶ國ト云ヒ、筑

後・豊後・肥後ヲ後三ヶ國ト云ヒ、日向・大隅・薩摩

ヲ奥三ヶ國ト云コトトモハ、鎌倉ノ世ト為リテ島津・

少貳・大友ノ三家ニ分チ賜ヘル時ナドノ詞ナルカ、

(貞久) 道鑑公ノ守護代酒匂得貴カ語ニ出タリ、

當守護御屋形島津之又三郎殿藤原朝臣武久、御年十二、

譜代御住所鹿兒島、

按ニ、當守護ハ其時ニ當リマス守護ナリ、守護トハ武

家ヨリ國ヲ領スル號ナリ、上古ハ國造トテ、日向國造

ノ始祖ハ景行帝日向ノ行宮ニオハス時、日向ノ御刀媛

ヲ納レテ妃ニシテ生給ヒシ豊國別ノ皇子ナルヨシ書紀

ニ出タリ、又舊事紀ニ、日向國造ハ輕島豐明朝御世ニ

豊國別皇子三世孫老男定賜國造トアリ、薩摩ハ元明

帝ノ和銅二年六月、薩摩・多禰兩國司ナド見ユ、國司

〔日向國造 輕島豐明朝御世坐國別皇子三世孫老男定賜國造 八即國造ノコトナリ、大隅ハ四十四代元正帝ノ養老四

大隅國造 繼向日代朝御世治平隼人同祖初小仁穗帝代者伏布為日代賜年ニ、隼人等反キテ大隅國ノ守陽侯史磨ヲ殺タル事ト國造

モ見へ、又天平寶字二年十月ノ紀ニ、國司ハ四年交替薩摩國造 繼向日代朝代薩摩隼人等鎮之、仁穗朝代日佐為直ナリシヲ改ラレ六年ヲ限り、三年目ニハ必ス巡察使ヲ

遣テ民憂ヲ慰問セヨトノ勅ナドアリテ、國司ニハ守、右出干先代舊事本紀卷十國造本紀

或ハ介、或掾、或ハ目ナド、郡司ニモ大領・小領・主

張・主典ナド某々大小ニ多少ヲ分ケ、代ハル々公家

ヨリ諸國ニ入部シ、郡司以下多クハ居ツキニテ、官ヲ世ニスト見ヘタリ、其國郡ヲ治

ケルトテ、薩隅日ナトハ何ノ頃ヨリカ近衛家ノ氏神ナ

ル春日ノ社領ニテ、彼ノ天慶四年ニ滅ヒタル純友ガ子

越前守直純ト云モノ南都一乘院ノ下知ニテ、麿島ノ郡

司并弁濟使・取納使等ヲ兼テ任ニ、鹿兒島ニ居テ以テ

(行間) 島津庄大隅方寄郡田數七百十五町八段三丈内ニ各略ス、
惣都合田數七百十五町八段三丈

右、島津庄 日向・大隅 三箇本家一乘院寄郡地頭加徴米者

段別五舛也、官府宣欠注文案觀應元六ノ廿四トアリ、
氏ニシタル事トモ長谷場氏ノ系圖ニナド見ヘタリ、然

ルニ又歳世ヲ歴テ文治二年丙午三月、
『執印元祖藤内康友モ、頼朝公奥州入ノ前ヨリ鹿兒島ニ郡司職并弁濟使
右幕府頼朝公平族ヲ滅サレタル功ニテ、後白河帝ノ勅

職タルコト盛時ノ奉書ニ見ユ
ヲ承ラレ、國々ニ守護ヲ置キ、莊園郷保ニハ地頭ヲ居

へ、其以前 仙洞ヨリ補任シ玉フ所ノ國司郡司等ハ故

ノ如ニシテ、別ニ又其上ヲ鎌倉ヨリノ進止ニテ、武士

ニ國郡ヲ成ラシムル事始レリ、其ヨリ國司等ハ有レト

モ無キガ如ク、威權日々ニ衰へ、遂ニ其國ノ司ニモア

ラデ薩广守・豊後守ナド、員外ノ守多ク、実ト名ト違

ヒ行クコトニハ為リケルト云ヘリ、御屋形トハ守護ノ

居所ヲ尊ミ稱スルノ總名ナリ、只其屋形ト云詞ハ古今

大歌所ノ御歌ニ、
水莖の岡のやかたに妹とあれと

寝ての朝明の霜の降はも
マタ玉葉旅ノ部ニ、
雨はれぬ旅の屋形に日數へて

都恋しき夕ぐれの空
慈鎮

マタ夫木抄ニ假ノ屋形トモヨミ、餘材抄ニ屋形ハそこ

につくりたる屋也、打聞ニやかたとはきとしたる殿舎

ニハあらで、よろしきを真似テ造れるを云なるべしと

など注シ、マタ舟ヤ車ノ上ニアル廬ヲバ、和名ハ布奈

夜加太・車ノ屋形ナドイェバ、假リノ屋ヲ云詞ナルハ
〔東鑑建久四年三月十五日壬午、近日依可有那須野ノ御符所、被攝藍澤
 明ラケシ、去レド大名ノ居所ヲ尊ミ稱スルノ名トナリ
 之屋形等、以宿次人夫嫌ケ渡下野國云々、四月廿三日己未、那須野等
 タル起リハ、元弘・建武ノ打ツ、キタル乱レニ、濃州
 御符事終之間、藍澤ノ屋形又可運還駿河國之申云々、嘉禎二年六月廿
 エ行幸アリケル時キ、土岐ノ寶林寺ト云人、小島ト云
 六日、明日可有御方達于大膳太夫師員屋形敷事及御沙汰云々、太平記
 ヘル處ニ行宮ヲ立テ、事ハマツリシニ、世治リ入洛ノ
 卷初日、元弘三年云々、十二月廿八日、宮御下向、関東左馬頭入道以
 時、コレヲ屋形ト号シ住居ニセヨト勅シ賜ヒケレハ、
 下御供階當小路以山城美作入道屋形爲御所〕
 皇居ノマ、丸柱ニテ土岐郡ニ引移シテ屋形ト号シケル
 ヨリ、遂ニ餘ノ諸侯ニモ斯クハ呼ケルトゾ、凡居ニ堀
 アリ堀アル、是ヲ屋敷構ト云フ、又其レニ櫓ヲ上ケ狹
 間ヲ切レバ城ト云トイエリ、古莊園ナドノ主トシテ多
 ク家人ヲ扶持シ勢ヒ強大ナルモノ、屋敷構ヲバ、其部
 下ノ人々城トハ呼ガタク是ヲ御屋形ト稱シケルトモ云
(タリ)
 へリ、公室ノ御傳記ニ、屋形号ハ先祖代々御免ト見へ、
 又上杉輝虎・毛利輝元ナド屋形號免許、清化ニ準セラ
 ルナト、又幕府義尹ノ時永正五年十二月十九日、對馬
 嶋主宗義盛ニ屋形号ヲ授クトモアレバ、土岐家ノ故事
 ニ倣ヘルニヤ、モト行宮ヨリ始レル尊稱ナレバ、勅許
 ナラデハ僭シガタキ事ナルベシ、島津トハ公室ノ御氏

⑤

ニテ、藤原朝臣ハ其御姓ナリ、今爰ニ博ク島津ト申ス
 字ヲ尋侍ルニ、古事記ノ神武大御歌オホミコウタニ、志麻都登理宇
 加比賀登母ナド、又日本紀ノ景行紀ニカ島津神云々見
 へ、又萬葉七ニモ之麻都等里鶴養我登母波由久加波乃
 ナド見ヘレド、此ハ野津鳥ノノき、し沖津鳥ナドノ例ニテ、
 島邊ニ居ル鳥ヤ神ト云ノ詞ニテ、津ト云ニ意ナク只助
 辭ト見へ、固ヨリ地名ニハ非ス、又地名ニモ和名鈔常
 陸國信太郡ニ島津ト云アレトモ、亦人ノ姓氏トナリシ
 ハ詳ナラス、又國造本紀ニ島津國造志賀高穴穗朝出雲
 臣祖佐比祢足尼孫出雲笠夜命定賜國造トアリ、淡路島
(頭世)「島津ノコトハ管窺愚考ニ詳述シタレバ此說ハ不用トナレトモ、
 ノコトトカモ聞ケリ、又姓氏ニモ續日本紀ニ二十九代
 引考ルモ成ニトモアレハソレナリニ打ラク也」
 光仁帝ノ寶龜六年春正月庚寅、復ニ無位島津朝臣小松
 本位從五位下ト見ユレド、其ヨリ前四十六代孝謙帝
(興立四書經本ハ)
 天平勝寶五年二月甲午、齋宮大神司正七位下津島朝臣
島津ヲ津島ニ改ム
 小松授ニ從五位下ト見へ、其外津島朝臣ノ人ニ位ヲ授
 ラレシハ三四人見へ、姓氏録ニモ津島朝臣ハ大中臣朝
 臣ト祖ヲ同シテ、津速魂命三世孫ト(津)見屋根命之後ナ
 リトアレトモ、別ニ島津朝臣ト云ハナシ、然アレバ彼

⑥

小松方津島ヲバ傳寫ノ誤ニテ上下ニ顛倒シタルニ疑ヒ
ナシ、タトヘ島津朝臣ニシテモ、我藩ノ姓氏ニ関涉セ
ザル事トモハ五尺ノ童モ辨ルコトナレド、只此ニ異聞
ヲ備ルノミ、爰ニ筑紫ニテ島津ト云事トモハ、四十四
代元正帝ノ神龜四年或天平元年トモニ物故セシ人丸ノ歌トテ
萬葉ニ斯ゾ見ヘタリ、

柿本朝臣人麿下筑紫國時海路作二首、其一也

大王之遠乃朝廷跡蟻通オホキミノイカドトミ

島門乎見者神代之所念ウツトツレハオホホエ

此哥萬葉纂註ニ、家持ガ越中ヲバ安萬サカルヒナノ都
ト讀メルヲ引キ、筑紫ノ朝ヲ差ト云ヘリ、大王ハオホ
キミトヨムヘシ、蟻通ハ契沖ハ上リ下ルコトトシ、真
淵ハ現在スル島門トスト云ヘリ、今按ニ、大寶二年ノ
三月、大宰府ニハ所部ノ國ノ掾以下及ヒ郡司等ヲバ專
ラ詮擬スル事ヲ聽サレ、或ハ慶雲四年ノ七月ニ使ヲ大
宰府ニ遣シ、南島人ニ位ヲ授ケ物ヲ賜ヒシ事ナド見ヘ
レバ、遠乃朝廷トハ大宰府ヲ指セル詞ニテ、註ニ筑紫
ノ朝ト解ケルモ此ナルベシ、島門トハ孝徳紀ニ薩摩之

曲竹島之門ニテ船ヲ損タルナド見ヘ、竹島ハ今河邊郡

ニ隸ケル島ノコトト見ヘレバ、地方ノ岸ト嶋ノ岸ト左

右ニ相對シ、或ハ港口ノ兩岸對峙テ門ノ形ナトニ見ヘ

タルヲ、狹キハ迫門ト云ヒ廣キハ島門トモ海門トモ云

ヒ、猶細カニ分テイハハ其間ノ遙ナル渡リヲ沖ノ門中

トモ云ヒ、地方ノ近キヲ津邊トモ津畑トモ邊田トモ云

ヒ、島ノ方ヲハ島ノ戸トモ島津トモ云ベキニ、大概ニ

泛クカヨハセテ云ヘル詞ナルニヤ、神武ノ御歌ナトニ

ハ島津鳥、又人麿旅ノ歌ニハ留火之明大門爾入日哉ナ

ド、又津守ノ國量カ哥ニハ橘乃小門ノ鹽瀨ニ現レテナ

ド、又曾根好忠カ由良ノ渡ヲワタル舟人ナドヨミ、皆

水門ヤ島ベノ渡リヲ指セル詞ナルベシ、然ハアレド無

名抄ニ筑紫ノ島戸トカキ、飭抄ニ鎮西ノ島戸ナド見ヘ

レバ、題ノ筑紫ト歌ノ島門モ續ケルニ非スヤ、時ニ神

代ヲ主ニシテヨメル歌ナレバ、既ニ筑紫ニ下リ居テ、

大宰府ト相通ヘル日向ノ志麻戸アタリニ舟行セシ海路

ヨリ、其古シ神代ノ垂跡ナド海陸トモニ多カリシ國ナ

レバ、神武帝ノ御歌ニモ地名便覽日向ノ名所ニ神路ノ沖ト載セタルハ此ヨリ採リシナラン今日

州赤江ノ沖ナランナト云ヘリ、小門ノ鹽瀬トヨメルモ此ナルカ、

しはしこそ葉山しけ山茂るとも

神路の沖に道ハたへせし

又ト部兼直ガ歌ニ今末吉南ノ郷村ニ楳ケ原ト云サマノ神代ノ古蹟遺リテ伊弉兩神ヲ楳神社ト詞リ其(十)五六町西ノ方ニ住吉社ヲ詞リ、吉田兼連縁起アリ、又一説宮崎郡ニモ橋小戸トテ上中下ノ三瀬ナト大塚ノ間ニアルトモ云ヘリ、

西の海や楳原の潮路より

あらはれ出し住吉の神

又天平勝寶八年丙午六月十七日、大伴宿禰家持作一首、

日向國高千穂嶽ノ歌ニ續紀ヲ按ニ、此月乙酉勅遣使於七道諸國催檢所造國分丈六佛像ト出タリ、時ニ家持モ西海道ノ勅使ニ來テヨメルカ、薩摩守ト為リシハ天平寶字八年正月己未ノ事ト見ヘタリ、寶字ヲ此ニ勝寶ト誤リカ、左アレバ其六月入部シテヨミタル歌ナラン考ヘシ、

久かたの天の戸ひらき高千穂の

嶽にあもりしすめらぎの神云々

斯ク代々歌人等ノ海ニハ住吉ノ事、陸ニテハ瓊々杵ノ

天降リマセシ霧島嶽ナドヲバヨミ繼ケル所ナレバ、人

丸モ斯ル古迹ヲ遠見シテ、神代ノ事トモ念ヒ出テヨミ

タル歌ナラン、島ハ海中ニ山アリテ依止ルベキヲ云ヒ、

島トハ到也、人ノ奔到ル所ナリ、津トハ渡處ナリ、河

津ヲバ三秦記ニハ龍門トモ名ツケ、門ハ人ノ出入スル

所ニテ、堂房ニアルヲ戸ト云ヒ、區域ニ在ルヲ門ト云

ヒ、和名ニ門ヲツ、或ハカド、戸ハト、津ハツト訓シ

テ、舟々ノ泊處ノ港ヲバ古事記ニハ男水門、或ハ淡水

門ナド、カキ、又延喜式祝詞ノ部ニ、大津邊尔居大船

乎ナド、カキ、又萬葉ニモ大船之津守之占尔ナドヨミ、

皆舟々ノ相カヨウ津ニテ、古今ニ辯トモカキテ、和漢

トモニ人々ノ出入スル門ニモ同ク通ヒ云ト見ヘ、萬葉

ナドニ門ヲツト訓タル例モアリ、則以呂波ノつノ字此

ナルトゾ、左アレバ島津ヲ島門トモ島戸トモ書キ、固

ヨリツトトハ五音モ通ヘバ、上古ハタガヒニ唱ヘタル

ナラン、斯テ日向ノ島津トハ、延長五年十月、左大臣

忠平等ノ撰ハレシ延喜式ノ兵部諸國器仗ノ條ニ斯ナン、

大隅國驛馬蒲生・大水 薩摩國驛馬市來・英禰・納津

傳馬市來・英禰・納津 日向國長井・川邊・刈田・美

磨田・救麻・救貳・亞椰・野後 傳馬長井・川

夷守・真祈・水俣・島津各五疋 傳馬邊・刈田

美禰・兒湯・
去飛驒各五疋

按ニ、驛ハ字典ニ譯ナリ道ナリ、遞馬又ハ傳舎ヲ云ヒ、
往來ノ絶ザルヲ駱驛ト云ヒ、傳舎トハ傳轉ナリ、人ノ
止息所ハ去者復來テ轉相傳テ常主ハ無キナリ、又驛遞
ヲ傳ト云トモ見ヘタリ、日本ニテハ神后ノ五十年、諸
國ニ令シテ始テ驛路ヲ作ラルト見ヘ、又元正帝ノ養老
三年閏七月、驛十處ヲ始テ石城國ニ置レシコトモ見
ユレバ、國々ノ廣狹ニヨテ多少アルト見エタリ、蒲生
ハ始羅郡ニアリ、大水ハ和名抄ニ菱刈郡ニ載レハ、今
ノ垂水トハ別ナルカ、市來ハ日置郡ニ在リ、英禰ハ出
水郡ノ阿久根ヲ古ハ莫禰トカケバ其誤リカ、納津ハ高
城郡水引ニ網津村アレバ此ヲ誤ルカ、田後ハ阿多郡伊
作ニ田尻村アレバ其邊リカ、後ハ尻ト訓ス、楠後氏ヲ
ノ例ナラン、樺野ハ薩摩郡樋脇ニ市比野村アレバ其邊
リナラン、高來ハ郡名ノ高城ナラン、長井ハ柏杵郡ニ
村名アリ、川邊ハ求磨領ニアルトゾ、肥日堺ヲ濫ルカ
詳ナラス、刈田ハ宮崎郡ニ加江田アリ此ナラン、去飛

ハ今ノ高岡去川ノ邊ナラン、兒湯ハ郡名也、當磨ハ兒
湯郡ニ妻萬ト云三十町ノ所アルトソ此ナラン、貳亞ハ
柏杵郡ノ新名ナラン、亞ト名ハ横音通ヒ、本阿彌ヲ本
ナミナド云類ナルベシ、美禰ハ今佐土原ニ美禰ノ藥師
ト云アルトゾ、其邊リナラン、田救麻救椰野ナドハ未
詳、後夷守ハ諸縣郡、今ノ小林細野村ニ夷守嶽ト云遺
リテ、景行帝日向高屋ノ宮ヨリ還幸ノ路次此夷守ニ到
玉テ、兄夷守弟夷守チフ二人ヲ石瀨河ニ斥俟ニヤラレ
シコト書紀ニ出タレバ、後夷守トハ弟夷守カ居タルア
タリナラン、真斫ハ真幸院ナルベシ、元正帝ノ和銅六
年五月ニ、諸國郡郷ノ名ニ好キ字ヲツケ、山川原野ナ
トノ名ツケル所由、或ハ古老ノ相傳ヘル舊聞異事ヲ籍
ニ載ラレシ事見ヘレバ、夫ノ霧島ノ神十握ノ劍ニテ、
魔石ヲ三片ニ斫リ玉ヘリト云異事ヲ傳ヘテ真斫ト名付
ラレシヲ、後世ニ真幸ト譌リシナラン、去レド今ノ真
幸院ハ吉田・馬関田・加久藤・飯野・小林ナドノ總名
トナリテ、彼三片ニ斫リマス神石ハ、今三俣院ニ隸ル
高城ノ東霧島村ニ鎮リマス六所權現ノ巽ナル故有谷ト

云所ニ、兩片ノ遺石今尚儼然タルト云ヘリ、相傳ヘテ今一ツノ片石ハ雷ト為テ宮崎ノ方ニ飛去ト云フ、然アルニ今モ宮崎郡大島ノ内ナル平原村ニアリ、其邊リニ霧島ヲ訶ルトゾ、或人斫口ヲ紙ニ寫シ、高城ノ斫口ニ合セタルニ、誠ニ符節ヲ合セケルトナン、今高岡ノ邑正大迫城介^(城介)モ往テ正シク觀タルト語レリ、左アレバ前件ニ見ヘシ去飛ト云地名モ此ノ所由ナルカ、今ノ去川源ハ、霧島ヨリ出テ方角モ宮崎ノ方ニ当ルトゾ、水俣ハ諸縣郡ノ三侯院ナルベシ、今云三侯院トテハ、高城・山之口・勝岡及ヒ都城ノ志和地・梶山・高原ノ水流村舊ハ都城志和地村ノ内也、慶長十九年野尻ニ隸キ、延宝三年又改テ高原ニ隸ラレシト也、等ノ總名トゾ、院トハ垣牆アルコトヲ云ヒ、又官廨ノ役所也、ヲ院トモ云ヘバ、某々堺ヲ分テ支配役所ノ別レルコトト見エレバ、後世領家ノ遷易リニヨテ彼此ト上古ノ城ヲ犬牙ニ濫リテ、真斫ニ隸ヘキモ三侯ニナド誤レルナラン、斯テ此ニ見ヘタル島津コソ、我カ 公室ノ御氏ナル根源ナレバ、寔ニ御宗邑トモ謂ツヘシ、諸縣郡都城今ノ郡元村アタリニ其名ノ遺レルコト、世々ノ舊記ニ歴然タリ、

近キヨリ溯リテ其證ヲ迹ルニ、上井覺兼ノ天正十一年二月ノ日記ニ、山之口ト島戸ノ間ニテ使ニ逢ヘル事トモ見ヘ、又樺山玄佐ノ自記ニ、大永元年長久ノ語ニ、島津ノ郡在名ノ樺山ナト見ヘ、又島陰雜著ニ、長亨三年薩州國久等ノ八幡社ヲ再興セラル上梁文ニ、日州島津庄ハ高祖 忠久公薩隅日ニ刺史タル權輿ノ地也ト見ヘ、又郡元ニ今遺ル圓福寺ノ佛像ニ、文明十六年六月、日向州島津院云々見ヘ、又古書ニ、嶋津ノ稻荷御遷宮、文明七年八月廿一日 武久公御代官云々見ヘ、又安久ニ在ル山王ノ棟札ニ、應仁二年二月當郷島津守遠江殿勝久トモ見ヘ、聖築自筆ノ古系圖ニ、立久公御舍弟遠江守勝久都城居住ホツシント見ユ、則桂元祖阿水和尚ナ、又郡元ノ今農民ガ門名ニ安養寺ト云遺レリ、其佛像ニ應永十五年日向國島津院安養寺ナト見ヘ、其外酒匂・山田ガ二書ハ勿論、建治二年石築地ノ賦大隅寄郡等ノ上ニ、島津御庄領家近衛殿地頭尾張守殿建治二年ヨ以後元徳二年ノ書ニ、鹿屋院惣地頭名越尾張孫次郎殿云ミアリ、此尾張守ノ子カ孫ニモ當ルカ、但是ハ一院ノ惣地頭ニテ島津御庄三ヶ國ノ惣地頭忠久公ノ例トハ別格ナルヘシ、ト見ヘ、又建久八年圖田丁、薩摩ニテハ島津御庄一圓御領六百三十五段、或ハ島津

御庄寄郡ト云諸所數百丁見ヘタリ、又日向ニテハ殿下御領島津庄田代三千八百三十七町ナド、外ニ寄郡ト云モ多ク見ヘタリ、庄トハ莊ノ俗字也、モト草ノ盛ナル意ニテ田舎ノコトヲ云ヘリ、御庄トハ今ノ詞ニシテハ御知行所ナト云ノ類、領家トハ地頭ナドヲ其所ヨリ領主ト云ノ類ニテ時ノ職名ナラン、建武二年ノ條目ニ、一領家地頭所務事ト云條下ニ、領家ト云ヒ地頭ト云モ違アルベカラスト見ヘ、又曆應四年卯月廿二日宗榮ノ状ニ、戸次豊前太郎頼時ハ、佐伯庄領家職并日向國地頭職云々ナド見ヘレバ、領家職トハ公家ノ國司タル領主ヨリ屬吏ヲ其所ニ遣リテ政コトヲ為スル役名ト見ヘ、其役所ヲ領家政所ト云ヒ、又武家ヨリハ守護所・地頭所ナト云役所ヲ國郡ニ立オキ、其支配ニ人ヲ遣シ、其レヲ地頭職・守護職ナド云ケルト見ヘ、間ニハ其職分ヲ一人ニテ兼タルモアルニヤ、斯ク見ヘシナルヘシ、然在ニ中院通方ノ飭抄ニモ亦前関白近衛領鎮西志磨戸庄ト見ヘ、或ハ應長元年金峯山ノ鐘銘ニモ、関白殿下ヲ禱レル語ナト見ヘ、殿下トハ五摂家ヲ尊メル詞ト知

譜拙記ニナトアレバ、此建久八年ニ殿下御領島津庄ト見ヘルハ、時ニ摂政関白タル近衛基通公ノ御知行所ヲ指テ申ス詞ナラン、其御知行所ノ薩隅日三州ノ諸所ニ多ク散在シタル内ニテ、島津庄惣政所ヲ上古ヨリ島津ト云タル、延喜ノ頃驛ナト立居ケル今ノ都城郡元アタリニ建テ置レ、國司ノ官廨ニ為ラレシ故、國司ハ國造ニ訓ス、文和元年北郷實忠入部ノ頃マテ此等ノ遺墟モ傳リケシヲ修築シテミヤツコノツト云字ヲ省キテ都城ト名ツケル乎、抑又伊弉兩神ヨリ神武ノ時マテハ高原ト宮崎ナドニ都シ玉ヘレバ、高城ノ都城ノ都於郡ナト云地名日向ニ在ルトモ云ヘリ、神代ヨリ斯ル都ニテ國司モ此アタリニ居レタルカ、三州郡々近衛領ノ府本ナレバ、地名ノ島津庄ヲ離レタル餘郷ノ殿下領ヲモ推シナミ、總字ヲ諸ノ庄官等ヨリ尊ミテ、皆島津御庄ト云ヒシナラン、其府本ナル島津窟寄一ツニ圓レル所ハ、北郷三百丁・中郷百八丁・南中郷二百丁・救仁郷百六十丁・財部郷百五十丁・三俣院七百丁・島津破三百丁今ノ郡元ヲタリ島津ト云タル所此内ナル乎、破字未詳、園田實史云院ノ艸體院破ト似タレバ傳寫ノ誤カ、島津院ト云コトモ應永ノ古書ニモ出レバ左モアリケンカ、重テ識者ニ訪ヘシ、吉田庄三十丁、此等ヲ併セ二千餘町ヲ島津庄ノ郡本トシテ、其他三箇國エ散在シタル飛地ハ島津御庄ノ寄郡トシテ、此モ同ク島津御庄ト云ヒツラン、弘

安七年浄光明寺ノ鐘銘ニ、嶋津庄内藤摩方鹿兒島郡ト
鑄スノ類觀ツベシ、斯テ其散在ノ諸所某々ニ院司・
郡司・郷司・名主・辨濟使等ノ庄官分チ任シ、府本ノ
島津ニ在ル國衙ヨリ惣下地シテ治メケルニヤ、鎌倉ノ
世ト為ラザル以前ヨリ從四位上掃部助孝言ガ子日向守
基言ナド此ニ國司トシ、其子民部大輔一本筑後守廣言モ襲
テ日向ノ國司ト為リ島津殿ト申ケル事安國寺申狀・聖
榮自記等ニ見得タリ、(忠)得佛公生マセル年ヨリ四年以
前富山氏ノ文書ニ斯ナン、

④下
島津御庄

補任百疋村弁濟使職之事

勾當僧安兼

(右人カ)
任相傳文書之理、補任彼職畢、庄衙宜承知、敢勿違
失、④故下、

安元二年七月④

(留カ)
守沙彌判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五五号文書ト同一文書ナルベシ、尚「太秦姓来由」
五号ト同文ナリ)

百疋ハ肝付郡今ノ百引ナラン、建治二年石築地ノ賦ニ、
近衛領島津御庄ノ寄郡ト云内ニ、百引村十三丁ト見ヘ
タリ、又鹿屋院八十五丁九段モ同ク寄郡ナルニ、其院
ノ雜掌兼信カ言上スル詞ニ、領家一乘院鎮西御代官匠
作云々見ヘタリ、一乘院ハ近衛ノ氏神春日社ノ別當寺
カ、此ニ見ヘシ守沙彌ハ一乘院ノ僧ニテ斯ハ下知セラ
ルカ、長谷場カ例ナド併セ考ヘキナリ、又 得佛公生
レ玉三年前ニモ當ラン、二十卷平家四ノ卷丹波少将成
經等ガ硫磺島ニ流サレケル文ニ斯ナン、

從夫室町船引大山とて月影も日影も洩らす岬々石巖
ヲ凌越日向國西の方島津ノ庄ニ着せ給ふ、

此ハ治承元年ノ事トカヤ、俗ニ日州ヲ西日向▽④東日
向△ト山ヲ隔テ、分ケ唱ヘルニ、島津庄ハ西日向ノ内
ニアレバ西ノ方トハ書ルナルヘシ、成經等ハ其ヨリ硫
磺島ニ謫居セシニヤ、彼等ノ建テ祠リシ熊野社ノ荒廢
シケルヲ、明應八年 圓室公御再興アリタル事島陰雜

著ニ見ヘタリ、此等ノ島津庄大概廣言ノ居ラレシ島津ニ當テ時ノ都會ト見得タリ、斯ル頃ニハ 頼朝公モ姪

⑨ 島ニサスラヘオハシ、丹後御局彼所ニテ幸ヲ得ラレテ孕マシ、ニ、夫人北條氏ノ妬大形ナラス、 頼朝公モ北條ヲ頼セ玉フ折ナレバ、局ヲ西州ニ去ラセ玉フ、津ノ國住吉アタリニ来マセル時、御産ノ心地モ常ナラザルニ、里人穢ヲ忌テ舍リヲアゲス、遂ニ社邊ノ石ニ腰ウチ掛テ 得佛公ヲ生セ玉フ、實ニ治承三年ノ事トナン、折シモ基通公フシキノ恩縁マシノケル事トモ世ノ知ル所ナリ、翌ル四年ノ八月、 頼朝公モ義兵ヲ舉ラレ、其十月鎌倉ニ着セ玉ヒ、十二月鎌倉ノ大倉郷ニ新營ヲ構ヘ玉フ、去レハ程ナク御産ノ左右ヲモ聞召シ、御幼字ヲバ三郎君ト付サセラレ、御子ト申スヲ耻ラレテ、基通公ニゾ進セ玉フ、因テ殿下ノ御媒ニヤ、彼御領所ナル島津ノ庄ニ國司タル惟宗廣言ニ 頼朝公ヨリ御局ヲ打賜ヒケレバ、 得佛公モ御母ニ隨ハセラレ、廣言カ都ノ旁ナル家ニテ育チ玉ヒ、元暦二年御七ツニ成マス三月、平族モ悉ク西海ニ滅ンテ、其四月 頼朝

公從二位ニ任セラレ、関東多クハ鎌倉ニ歸セリ、是ニ於テ三郎君ヲ鎌倉ニ召サレ、島山重忠ニ仰セテ、六月ノ十五日、霧ヶ岡ニテ君ニ御冠ヲ加ヘマイラセ、御烏帽子親ノ忠ノ字ト御養父廣言ノ惟宗氏トヲ奉リ、惟宗忠久公トゾ名乗ラセ給ヒ、ヤガテ其日左兵衛尉ニ任ゼラレ、伊勢ノ波出御厨ト須可御庄ノ地頭職ニ補シ玉フ、同キ八月十七日、島津御庄ノ領家基通公傍抄ニ近衛領志摩戸庄ト云ヒ建久ノ岡田丁ニ殿下御領島津庄ト云ヒ、建治二年ノ賦ニ島津御庄領家近衛殿ナト云ニ據レハ、此ニ云領家ハ時ノ撰政基通公ナラント始ク書テ考ニ備 大夫三位某近衛ノ家令ナラン、左大臣ノ家令ヲシテフノミ、

頼朝公ニ仰ラレ、 得佛公ヲ御庄ノ下司職ト為シ玉ヘリ、故ニ鎌倉ヨリ此日御下文ヲモテ島津御庄ノ庄官等ニ件ノ趣キヲ仰渡サレタリ、去ル十四日、年號モ元治元年ト改ラレシト見ユルニ尚元暦二年トカキテ下シ玉ヒキハ、領家ノ大夫等旨ヲ傳ケル事其ヨリ以前ニテ此時マテハ御觸ノ届ザルナラン、御當家ノ由来ニモ、奥三ヶ國ハ近衛殿御分國タル間御讓有テ、異國防戰ノ為ニ御在國ト書ケルモ此ニ基ツケリ、去リテ是歲十一月、頼朝公大江廣元ガ策ニ從ハセラレ、事ヲ北條時政ガ京

ニ在ルニ仰諭サレ、時々東土ヲ諸國ニ遣シハ彼此ト煩
ハシ、地頭ト守護トヲ置テ國々ヲ鎮メント奏聞セラレ
シニ、明ル三年ノ三月、始テ六十六國ノ惣追捕使并ニ
地頭ニ補セラレ玉フ、是ニ於テ時政ハ乃チ七ヶ國ノ地
頭職ニ補セラレ、我カ 得佛公ニハ丹後局ヨリ廣元ナ
トニ御口入アリテ、同クハ遠國ヲト望セラレ、復タ島
津御庄ノ惣地頭職ニ補セラレ玉ヘリ、六百余年ノ今ニ
御傳領マシノ
尚萬々歳ニモ目出度三ヶ國只御
局ノ御賢慮ニヨルト云ヘシ、其頃九條兼實公蓋シ御姪ノ殿
下基通公ニ代テ攝政ニ為リ玉ヒ、御庄ノ領家近衛家ニツ
キタル
云カ、摂政関白ニツク棒杖
カ、重テ識者ニ訪ヘシ、新ニ替ラセ玉ヒ、既ニ又前年ノ
秋ヨリ 得佛公人ヲシテ遙ニ庄務ヲ沙汰シ玉ヘルニ、
對捍スル國人等モアリケルト聞召オヨバレ、若ヤ地頭
迄モ替リツラント庄民等ノ疑ヒ懈ル者モアラントテ、
文治二年四月三日、 頼朝公マタ御下文ヲ島津ノ御庄
ノ庄官等ニ下シテ、諸國諸民ノ地頭ハ鎌倉ノ進止ナリ、
殿下ハ替ラセ玉ヒテモ、先日定ラレシ忠久ノ地頭職ハ
全ク相違ナシ、彌其下知ニ從ヒ住人ヲ安堵サセ、御年
貢以下ノ沙汰ヲ懈怠スマシトノ赴キナリ、時ニ其島津

御庄ニ引札シテ、薩摩・大隅・日向ノ惣名也ト註シ賜
ヒ、手蹟料紙本文ニ異ナラスト云ヘリ、去レバコソ
五代道鑑公ノ守護代酒匂得貴ガ語ニモ、 忠久公ノ時
号奥三ヶ國拜領之条ニ、以島津庄孕日向・大隅・薩摩
右大将御下文以下柄焉也、或ハ日向・大隅・薩摩三ヶ
國ハ、為島津庄之内条御下文ニ明鏡也ナト見ヘ、又應
永記ニモ、薩摩・大隅・日向孕御庄之間、島津ノ御庄
三ヶ國ト申也トモ見ヘ、又聖榮日記ニモ、先薩摩山門
院ニ御下リ、夫ヨリ島津御庄ニ御移、島津之庄ハ庄内
也、三ヶ國ヲ為懷依在所也、去程庄内南郷内御住所堀
内ニ島津御所作リ有テ御座候訖、御養父八文字民部大
輔殿モ始ハ島津ニ居住有歟、安國寺申状ニハ民部大夫ハ日向
國司ニテ候ケル間、島津ニ居住
ニ、ト見島津殿ト奉申、其後八文字殿土佐國御移云々見
ヘタレバ、按ニ、廣言始ハ島津殿ト申シ、後ニ土佐國ニ御移トア
レバ八文字ト云在名ハ土佐ニテハ無キカ、然アレバ後
人進テ後ノ家號ノミ記シテ世ニ傳ヘツラン、地名ハ世
トシテ替ルモ多ケレド、四國ノ人ニ問タキコト也、前ニモ云ヒ
タルゴト、島津ト云所ハ庄内ニ在レトモ、三州ニテ殿
下御領ノ府本タル地名ナルニヤ、御領ノ總名ヲ島津御
庄ト云ヒ、他郡ニ諸散在シタル御領ハ皆寄郡ニシテ、

亦島津御庄ト唱ヘテ、薩隅日在々所々惣躰ホド其支配ノ地ナレバ、實ニ庄内ノ島津庄ヲ母ノ懐ニ譬ヘバ、三ヶ國ヲ胎内ニ孕メルカ如シ、大朝臣安萬侶ガ古事記ノ序ニ孕土產島ノ語アリ、此ニ本ツク乎斯リケル處ニ、頼朝公地頭ノ權ヲ握テ諸國ニ補任シ玉ニ至テ、得佛公ヲ島津御庄ノ惣地頭ニ補セラレ、薩隅日ヲ一統ニ下知シ玉フ事ニナリタレハ、遂ニ島津御庄ト云コト、三ヶ國ノ總名ニモウチ成リ、僅餘レル他領ノ庄官マテモ三州一切ニ知ラシマス様ニトノ思召ニテ、此四月三日ノ頼朝公御下文ヨリ、始テ三州ノ總名ト云事ヲ書付サセテ、三ヶ國ニ觸サセ給ヒシト見得タリ、其ヨリスル趣ノ御下文、幾ラモ御賜アリテ、程ナク三州守護職ニモ補セラレ玉ヒ、(○居)廣言ノテ家號ニマテ名乗ラレケル、島津ノ府本ニ御所ヲ構テマシクケレバ、頼朝公モ島津ノ多キ國ゾト聞召オヨバレ仰セ言アリテ、遂ニ島津ヲバ亦御氏ニシ玉ヒケリ、去レバ島津モ惟宗モ廣言ノ姓氏ナレトモ、島津ハ現在御領國ノ地名ナレバ廣言ニハ別沙汰ナルベシ、惟宗ハ彼宅ニテ成長シ玉フ故ニ御本姓ニハアラナトモ、一住名乗ラセ玉故ニ冒ノ字ヲ史録スト見ヘタリ、然在ケレハ彌以テ三州ノ惣名ト為リシハ言ニ及バス、寔ニ薩隅日共皆御苗字ノ

8

地トゾ成ニケリ、斯テ惟宗氏ヲモ承久三年御年四十三ニ成マス迄冒サセ玉ヒシニ、生レ玉フ時ヨリ近衛基通公ノ恩縁篤カリケレバ、遂ニ御假子ノ契ヒヲ成セラレ、是年六月藤原氏ニ改メ玉ヒ、其ヨリ御代々藤原姓ニテ、間ニハ(忠宗)道義公ナド惟宗ノ忠宗ト和歌ノ撰集等ニ載リ玉ヒ、(忠興)大岳公ノ應永卅二年三月、大慈寺エノ御寄進狀ナドニ源貴久ト遊シタルモアレトモ、寛永八年、(光久)寛陽公御本姓ノ源氏ニ復シ玉時マデハ、皆御支族衆ニ至テ藤原氏コソ多カリキ、去テ得佛公島津ノ御所ニオハス頃ノ事ニヤ、鴨長明カ無名抄諸浪ノ部ニ斯ナン見ヘタリ、

つくしのしまとふ所にかよふものゝ事をつめて
にかたり侍りしハ、つくしにとりて南のかた大隅薩
摩のほといつれのくにかやわすれたり、おほきな
るみなと侍(○る)く、そこには四五月にハあけくれ浪たち
てしつまるまもなし、四月にたつをうなみといひ、
五月にたつをさなミとなん申侍るといひき、う月さ

月といふゆへにや、いとけふある事也、

長明が建暦二年ニ著ハス方丈記ニ、我ハ六十トノ文アレバ、仁平三年アタリニ生レ、頼朝公ヨリ六ツ許モ少ク、得佛公ニハ二十六歳バカリ長リテ時ヲ同シヌレバ、當時志摩戸ノ都會ナリシコト、今ノ鹿兒島ニモ類スベク見ヘタリ、大キナル湊トハ今ノ山川口ヨリ福山ニ通フ内海ヲ指シ、明暮浪タツ所ハ今ノ大崎ガ鼻ヲ云ヘルナラン、僅ノ風雨サヘスレバ、今モ尚舟人トモノ最畏ル、岬ナリ、四五月トハ語者ノ折シモ見タル風潮ヲ云ヘルカ、都人ノ雅量ニテ斯モ巧ニ語レルカ、今ニウサキト云名モ遺レハ、ウ浪サ浪ノ所由ニテ名ヲ得タル乎、重テ識者ニ訪ヘシ、又飭抄ニモ斯ナン、

毛車 執柄家 家禮之人用檳榔毛、檳榔前関白近衛領鎮西志摩戸庄土産云云、仍所望用之云云、

按ニ、毛車ハ檳榔毛ノ御車トテ、天子遷幸ノ時ナト用

ラル故事トテ、得佛公島津ノ御所ニオハス頃ニヤ有ケン、御年三十一ニ成マス承元三年十一月、土御門

帝ノ春日詣ニナド用ラレシ事アルトナン、飭抄ハ中院

元祖通方卿嘉禎四年十二月二十八日薨、五十五歳ノ著述ニテ、公ヨリ五ツ

許モ少ケレバ、承元ノ古帳ヲ斯モ此ニ筆抄セラレシナラン、

※(行間) 一東鑑建保六年戊寅六月廿一日、於御所、御車二両檳榔半藤、廿

七日、將軍家為大將拜賀參鶴岳宮給、御車檳榔、車副二

人、牛童一人、持檳榔、八月十五日癸丑晴、鶴岳放生會、

將軍家御參宮、被用檳榔御車云々」

其頃 基通公ノ御子家實公ノ攝政・関白タルニ當レハ、

前関白トハ基通公ヲ云ヘルナルヘシ、執柄家トハ近衛

ヲ始メ五攝家ノ事ニテ、家禮トハ其家令ヲ云ヘルナラ

ン、左大臣ノ家令余義仁ニ外從五位下ヲ授ラレシ事ト

モ、天平十六年ノ紀ニ見ヘタリ、此ニ所望シテ用之ト

ハ、基通公ノ家令ヨリ 得佛公ニ所望シテ、島津庄一

圓ノ内ナル志布志ノ海上二里許午ノ方ニ在ル檳榔島

周廻今一里余ヨリ採ラセテ獻ラレシナラン、故ニ志摩戸庄土

産ト記サレシナラン、鎮西トハ聖武帝ノ天平十五年^(筑)築紫ニ始テ鎮西府ヲ置レシヨリ、遂ニ九州ノ總名ニナリシナラン、檳榔ハモト蒲葵ノコトナルヲ、漢名ヲ誤ルトテ近頃本名ニ改ラルトゾ、去レド上古ヨリ檳榔御前ト云フ彼島ニ祠リ、古事記ニ檳榔之長穗宮ト見ヘ、檳榔ヲアチマサト訓セリ、又光仁帝ノ寶龜八年五月、渤海國ノ使者史都蒙ヲガ蕃ニ歸ル時、都蒙ガ請ニヨテ彼王ニ加賜ヒシ物件ニ檳榔扇十枚ト見ヘレバ、誤モ亦舊キノミナラス、今志布志ノ名産ナリシ檳榔扇モ最久キ名物ナルニヤ、且志布志ハ島津庄一圓ノ内ニテ、津ト稱シテ上代ヨリ関所建居テ、島津ノ名ニ合ヘル所ナリ、寶滿寺ト大慈寺ノ文書ニ斯ナン、

奉打渡 日向方島津御庄志布志津 大澤水

寶滿寺敷地四至境界 限東深小路大道

限南經峰 限西河 限北天神山後堀

右、任被仰下之旨、奉打渡于寶滿寺之状如件、

正和五年十一月三日 沙彌蓮正判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一九三号文書ト同一文書ナルベシ)

日向國救仁院志武志^(布)関所駄口米事、先規有其沙汰者、不可有相違之状如件、

永和四年三月十八日 (今川了俊) 沙彌判

大慈寺長老

島津ノ名ハ津モ無キ庄内ニ遺レト、其島津庄ノ内ニテ此ニ津ト唱ヘ関所モ有ケルト見ヘレハ、日向國司ノ島津ニ都シケル頃ナド掖救^{今ノ屋久}島^{ナリ}・多禰^{今ノ種子}・庵美^{今ノ大島ニ天見嶽ト云アリ、文之カ琉球ヲ討ノ詩ニ天見渡ノ句アリ、宝島ヨリ大島ノ渡ヲ云トゾ、然レハ大島也}・度感^{宝島ノ訛}等ノ南島ヨリ舟々ノ津口ニテ是ヤ名ニ合フ島津ナラン、中ニモ得佛公ノ御代ナト、薩隅日ノ都會ナル島津ノ御所ノ水門ニゾ在リツレバ、イト繁華ナリシ地ナルコト想像ルヘシ、去レバニヤ道義公ノ世ニ當テ花園帝モ寶滿寺ヲ勅願所ニ建ラレタリ、今ニ至テ千家ノ町ナド云傳ヘルモ謂アリシ事ナルベシ、斯テ得佛公ヨリ御代々守護ノ職ヲハ襲セラレ、三ヶ國ヲバ治玉ヒ間ニハ、古ヨリ遺リシ郡司等ノ幕府ニ御家人タルモアレトモ、皆公室ニ附庸シ奉リ、御代々得佛

公ノ故事ニテ惣様ノ御下知ヲ為シ玉ヘバ、一統ニ當守
護御屋形トハ尊ミ敬ヒケリ、故幕府ヨリモ三ヶ國ノ事
トモハ守護ニ仰下サレケルトテ、文安三年 内裏炎上
ノ頃モ斯ナン見ヘケルトゾ、

造内裏料大隅・薩摩・日向三箇國段錢事、先度被仰
之處、于今未濟之条不可然、早可被^(◎感)縣進之由所被仰
下也、▽◎仍執達如件△

寶徳二年四月廿日 『義政公管領畠山左衛門督持國入道徳本』

『忠國公』
島津陸奥守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二「一三三三」号文書ト同一文書ナルベシ)

此ハ 大岳公ノ御時ナリ、段錢トハ所領ノ町段ニ掛テ
出錢スルコトト見ヘタリ、我藩ナトハ上古國司ノ時ヨ
リ文禄京竿ノ以前ハ采地等皆町段ニテ計ケルトテ、
^(元久) 恕翁公ノ時ナト田壹段ニ俗家ハ五拾錢、寺社ハ百錢、
或ハ俗家三拾錢、寺社五十錢ト段錢ヲ定ラレシトゾ、
然ニ京竿ノ時ヨリ石斗ヲモテ計ヘラレ、出物ナトモ石

斗ニ算セラレシニ、今ニ尚遠郷ノ百姓等出物蔵ヲ間ニ
ハ段銀蔵ト唱ヘルハ、誠ニ古言ノ遺リト云ツベシ、爰
ニ又三郎武久ト申上ルハ十一代陸奥守忠昌公初メノ御
名ニテ、十代^(立久)節山公ノ御一子ナリ、御母ハ梶原三郎太
郎弘純ノ女茂山夫人ニテ、寛正四年五月三日ニ誕生マ
シノ、此文明六年甲午ノ正月十一月<sup>或ハ八月十
九日トモ</sup>御元服
アソバシ、四月 先君ヲ喪ハセラレ、實ニ 御年十二
ニテ襲封シ玉ヒ、同十一年十二月晦日、修理進ヨリ陸
奥守ニ任セラレ、同十三年ヨリ御病身、十五年十月、
御叔父久逸榎間ヲ以テ叛カレ、飢肥ノ新納忠續ヲ伐テ
三州騷擾セリ、十六年六月、自軍ヲ將ヒ末吉迄出陣マ
シノ、テ忠續ヲ飢肥ニ救ハセ玉フ、語ハ文明記ニ詳ナ
リ、明應五年興國寺ヲ建ラレ、翌年十月 御祖父大岳
公ノ靈ヲ崇ラレ、小城權現ト號シ祠リ玉フ、永正三年
八月、自將トシテ肝屬兼久ヲ高山ニ討玉フ時、新納忠
武志布志ノ兵ヲ舉テ高山ヲ援ケレバ 公ノ軍利アラス、
十月十二日高山ヨリ御開陣アソバシ、憤激ノ氣日々御
胸ニ塞カラセラレ、興國寺ノ本尊等悉ク安置シ玉ヒ、

同五年正月廿五日、平田兼宗ガ成レル串良マデモ櫛間ニ去渡ケル時、豊州忠朝^{三世}世出仕シテ御簾ゴシニ謁ヲ取レケルニ、肝屬ト新納ガ滅亡ヨモ百年ハ越シト仰ラレ、其年ノ二月十五日、西行ガ辞世ノ和歌ヲ御ウチスシ、夜半遂ニ如来堂御二階ノ柱ニ倚テ自殺シ玉ト云ヘリ、時ニ御年四十六、御法號ハ圓室源鑑大禪定門興國寺殿トゾ申奉ル是ナリ、斯テ新納氏ハ其ヨリ三十二年ニ當ル天文八年七月二十六日、近江守忠勝遂ニ志布志ヲ没落シ、肝付氏ハ六十七年ニ當ル天正二年、兼輔竟ニ邑ヲ以テ 貫明公^(義久)ニ降リケレバ、串良ノ岡崎名上園ノ門ヲバ同五年二月興國寺殿ノ御牌領ニ置ヒケルトゾ、譜代御住所鹿兒島トハ、前註ニ云ヒシ直純ガ子孫代々郡司タリシヲ、曆應四年閏四月、五代道鑑公時ノ郡司矢上左衛門五郎高純ガ催馬樂城ヲ攻陥サレ、六代^氏齡岳公^久ニ進ラセ玉フ、因テ山門院ヨリ東福寺城ニ入部マシノ、今安養院ノ後山ニ其遺墟アリ、此鹿兒島ニ居マス始也、其ヨリ大始良ニ御移リ、又志布志ノ内城ニ御移リ、七代恕翁公ナホ世子ニテオハシケル至徳年

中、此清水ガ城ヲ御築キ、彼内城ヨリ移ラセ玉フ、今府城ノ北ニアタル大興寺ノ後山ニ遺墟アリ、至徳ヨリ公ノ時マテ既ニ五世マシマセバ、譜代御住所トモ書シナルベシ、其ヨリ尚ツゞヒテ 大中公^(實久)ノ御代ニ迨ビ公ハ大永七年六月迄、御養父大翁公ハ天文四年十月マテ此御城ニマシノ、實久ガ乱レニ伊集院忠朗 大中公ノ為ニ上ノ山城ヲ取構テ遂ニ御運ヲ開カレ、同十九年ノ十二月、伊集院ヨリ復鹿兒島ニ御移、貫明公及ヒ 慈眼公^(家久)迄居マス御城ヲ其頃ハ御内トゾ云ケリ、慶長七年ノ冬、慈眼公^(徳川家康) 神祖ト御和睦アリケル頃、上ノ山ニ今ノ 府城ヲ築キ玉ヒ、實ニ萬世不易ノ鶴丸山是ナリ、爾シヨリ御内ハ本御内ト唱ケルニ、同十六年、貫明公カクレ玉ヒシ後禪利ヲ建ラレ、此ニ居マシ、公ノ齋号ト 大中公ノ法號ヲ摘テ大龍寺ト名ツケラレ、僧文之ヲシテ開山ニオキ玉ヘリ、鹿兒島トハ、建久八年圖田丁ニ大隅正八幡宮御領荒田庄八十町鹿兒島郡内ト見ヘ、今ニ荒田ニ八幡社アレバ、上古ヨリ鹿兒島神社ノ領地ニテ郡名ト為ルカ、延喜式ハ鹿兒島ト作

リ、和名鈔ニハ魔島ト作ル、式ハ魔ノ字畫ヲ誤脱シタルナラン、且諸國郡里等ノ名ハ二字ヲ用ヒ、嘉名ヲ取ルコト延喜式ニ出ルトナン、左アレハコソ、弘安七年淨光明寺ノ鐘銘ナト七言十八句ノ中ニ、魔島郡造立梵宇ト七言ニ見ヘレバ、上古ハ二字タリシ此明驗ナリ、然アルニ字體ノ長ケレバ書クニ不便ナルニヤ、 怨翁公ナドノ頃ヨリ俗ニ三字ニモ書キテ遞ニ行ハレケルトテ、(音貴)淨國公ノ時ヨリ令シテ三字ニ定ラレシト云ヘリ、三字ノ郡名餘國ニモアルカ、其詳ナルヲ知サルナリ、

別府仁薩摩守薩州國久、御舎弟中務、同彈正

按ニ、別府ハ薩(⑧)ノ河邊郡加世田邑ニ在リ、建久八年圖田丁ニ加世田別府百町ト見ヘタリ、別府田間ト云ヘル今ノ村名ナド其遺墟ニ因レルニヤ、國久ハ俗ニ所謂薩州家ノ二世ニテ、(④代)八世義天公第二ノ公子薩(久世)廣守用久ノ長子也、齋ヲ為甫ト云、當時蓋シ薩州ヲモテ行ハル故分註セシト見ヘタリ、後皆コレニ倣ヘ、 圓室公ノ御為ニハ叔祖父ノ御子ニテ堂叔父ノ御屬アルノミナラ

ス、其姊君ハ 先君節山公ノ夫人ニ立玉ヒシコトモ見ヘレバ、又母舅ノ御屬モコレアルカ、嘉吉元年ニ生レテ、此甲午ノ歳ハ實ニ三十四歳ニ當レリ、中務ハ乃チ大田氏ノ別祖ニシテ國久ノ二弟中務大輔延久ナリ、後ハ下野守ト更メ入道シテ為足ト云ヒ、母堂ハマタ 圓室公ノ御姑玉泉夫人ニテオハセシ故堂兄弟ノ御屬ナリ、彈正トハ亦タ國久ノ三弟彈正忠續久ナリ、此時國久弟兩人ヲ將ヒテ別府ニ居城シ、和泉今作出水・山門・高小野小今作尾・阿久根・河邊・山田・鹿兒今作籠ヲ併セ、領シテ高崎某ヲ家相トセラレシコト下草ニ出タリ、山田聖榮ノ系圖目安ニ斯ナン、

13

⑩

忠國代三ヶ國悉せいひつす、次國一揆之事も此代々あり、せいはいつせらるる旁く、一家ニハ伊集院殿、國方おいてハ別府・和泉・平山一家不殘、牛山一族悉、坂より上ニハ和田・高木・舩肥・櫛間・南郷・梅北、いづれも此方之跡御料所として御一家御内ニ御はい分あり、阿久根も此時失ハレ候、

難儀御合戦之次第、ミつへ・河田・指宿・鹿兒嶋

はやまか原・いさく合戦、知覽大寺討死、てうさ・

ひしかり自身太刀打候、ミまた合戦時、新納四郎

三郎殿、同大崎方其外数十人討死、山東すた木之

合戦ニハ、一家ニほんかう右京亮、樺山次郎殿討

死に、他國おいてハ肥州つなき合戦ニ、菊地于對

数十人宗との者共討死す、

立久當御代

三ヶ國悉以御せいひつ、御一家御内國方一味同前

仰申所なり、京都より御しゆりやう御官を被成下

候、此時ニ薩州ニハ市来・羽島・高江・宮郷・高

城、坂より上ニハ財部御せいはい候、何も御料所

となる、

右此條々、為目安ニ大方申にて候、努々他見あるま

しき事候、

文明二年三月五日

沙弥聖栄

歳七拾三、是書訖、

忠廣へ

大隅國小河院内一成村岡於本城書、

右ノゴト見ヘタリ、且用久ノ傳ニ出水ニ居住トアリ、

然アレバ、出水・別府・阿久根等ハ 大岳公征伐シ玉

時、御同母サシ次ノ御舎弟ナレバ、第一ニ用久ヲ此ニ

封セラレシコト以テ觀ベキ也、然シテ用久ハ永享年間、

國久ハ文正元年十一月廿九日ヨリ何レモ三年許ツ、守

護代ヲ領シケル人ニテ、時ノ威權守護ニ亞ケルニヤ、

此書モ第一ニ列セリ、國久ハ明應七年戊午七月二十九

日ニ卒ス、年五十七、私ニ桂林國久大禪伯ト謚レリ、

今其墓阿久根ノ蓮華寺ニアルトゾ、用久ハ阿久根・出

水ニ居城トナン、國久モ後ハ別府ヨリ阿久根ニ移ラレ

シニヤ、川邊ヲ弟中務延久ニ、別府ヲ姪ノ新三郎忠福

ニ、山田ヲ次子ノ駿河守忠綱ニ、鹿兒ヲ三子ノ伊勢守

秀久等ニ分チ守ラセラレケルト見ヘタリ、然ルニ薩室

四代忠興ノ時ニ至テ、忠福別府ヲ以テ宗氏ニ叛ケルニ

ヤ、明應九年十一月、忠興別府ヲ攻ケルコトトモ舊記

平山仁豊後守豊州季久、御子息修理亮匠作忠廉

按ニ、平山ハ隅ノ始羅郡帖佐鍋倉村ニ在リ、季久ハ豊州家ノ別祖ニテ、八世義天公第三ノ庶公子上原氏ノ所出ナリ、圓室公ニハ叔祖父ノ御屬アリテ、應永二十年ニ生レラレ、是歳甲午實ニ六十二歳ノ時ニ當レリ、忠廉ハ即嫡子ニテ豊州家ノ二世ナリ、初名公久、一説ハ後名イマタ詳ニセス、匠作ハ修理ノ唐名ナリ、圓室公ノ御為ニハ固ヨリ堂叔父ニテ、大岳公第四ノ翁主松元入道ノ女所生ナリ、ヲ承セラル故、マタ姑壻ノ御屬ナリ、永享十二年ニ生レ、是歳三十六歳ニ當レリ、初メ平山城ハ弘安中ニ城州石清水善法寺了清ト云モノハ幡神領ノ司ト為テ下向シ、平山村ニ領家タリ時キ築テ此ニ居リ、因テ城ニ名ツケ子孫取テ氏ニスト云ヘリ、建治二年石築地ノ賦ニ、平山卅一丁八段半加神田定三文一尺八寸五分同領家トアリ、同トハ前ニ恒見七丁七尺留守刑部左エ門尉真用領トアレハ此ヲ指ニヤ、弘安ヨリ二三年前ノコトナリ、今帖佐ニ其村名ナシ、國分ノ川内村ニ平山ト云地名アルトナン、時ノ堺彼アタリニモ環レルカ、詳ナルヲ知

ラス、了清カ建タル新正八幡ノ別當寺増長院ニ古鐘遺リテ、大隅國平山阿弥陀寺撞鐘一口、弘安五年五月日石清水了清ナト見ヘタリ、此一族紀姓ニテ、應永ノ季トモハ最繁衍セシニヤ、福昌寺ノ奉加帳ニ、平松安藝守武味・平山越後守武豊・高城撰津守武宗・餅田紀武井・平世信濃守武子・甌美作守義武ナト見ヘタリ、皆其族屬ナラン、此等ノ一家残ラス、大岳公ノ時享徳年中征伐セラレテ、御庶弟季久ニ其故地ヲ封セラレタルト見ヘタリ、前ノ聖榮ノ説ヲ併セ知ルヘシ、下章ヲ按ニ、此時季久帖佐・平山・高城・上之山・平瀬・蒲生・溝邊・横河・東郷ヲ併領シテ平山ニ居城シ、上原某ヲ家相ニセリ、後ニハ平山ヲ次男越後守忠廉ニ戌ラシム、因テ亦氏ニス、是御一家ノ平山氏ノ別祖也、斯テ季久ハ同邑瓜生野ニ城キ移ラル、今ノ建昌城ト云遺墟此ナリトゾ、疑クハ二世忠廉ノ時ナルカ、文明九年丁酉八月六日、季久卒セリ、年六十五、或ハ三トモ桂道題橋大禪伯ト法諡ス、總禪寺殿是ナリ、同キ十七年七月、圓室公伊作久逸ヲ日ノ櫛間ヨリ復タ故ノ伊作ニ移サレ、

同十八年、新納忠續ヲ飢肥ニ易テ末吉・財部・救仁郷ヲ賜ヒ移サレ、此年十月十九日、忠廉ヲ飢肥・櫛間ニ平山ヨリ徙サレ、伊東方ニ備玉ヒツラン、延徳三年辛亥八月二十日甲子、撰州天王寺ノ邊ニ卒セリ、年五十一、雪溪忠好庵主大陽寺殿青鷹山ナト法諡シ、家臣周防介惟宗友廣其主ヲ本寺ニ安シテ祭ルノ文アリ、斯テ其子忠朝ノ時ハ、飢肥・櫛間・末吉・志布志・松山・安樂・梅北等迄モ併領セラレシニ、五世忠親ノ時永禄五年五月、飢肥ヲ伊東義祐ニ去渡シ、志布志ヲ肝付省釣ニ去渡云々、又義祐傳ニハ、永禄五年壬戌正月廿二日飢肥悉受取トアリ、又瀬戸口伊豆自記ニモ、忠親ハ飢肥ヲ伊東ニ去リ渡シ、福島ノ院ニ引玉フ、頃ハ弘治七年壬戌三月十八日云々アリ、

田布施仁相模守相州友久、御子息三郎左衛門尉

按ニ、相州友久君ハ 九代大岳公ノ庶長子ニシテ十代節山公ノ庶兄ナリ、 圓室公ニ於テハ伯父ノ御屬也、初メ 大岳公新納忠臣ノ女ヲ立テ御夫人トシ、鹿兒島

ニマシマセリ、心華夫人是ナリ、又伊作勝久ノ女ヲ納レテ次妃トシ伊作ニオキマセリ、心蓮夫人此ナリ、永享四年両夫人孕マシ、十一月四日、伊作ニ生マスハ友久君、翌五日、鹿兒島ニ生レ玉ハ 節山君ナリ、是歳甲午、俱ニ四十三ノ御年ニ當レリ、御子息三郎左衛門尉トハ忠幸君ノ御幼字ニテ、 圓室公トハ堂兄弟ノ御屬ナリ、後ハ相模守運久入道一瓢齋ト申奉リ、乃チ日新君ノ御養父ナリ、應仁二年生レ玉ヒ、是歳ハ御七ツニ成セリ、斯テ友久君ハ庶長子ニテ國ヲ享玉ハス、阿多・田布施・高橋ノ三邑ニ封セラレ玉トゾ、然ハアレド此頃マデハ田布施ノミ知ロシ居マスカ、阿多・高橋ハ別ニ領主出タリ、高橋ハ島津藏人幸久、阿多ハ桑波田右馬介ナド此頃領シ居レルナラン、下章ニモ、又文明十五年ノ笠掛日記ニモ、桑波田右馬介方ハ阿多領主ト見ヘタリ、然ヲ文明中何レノ年月ヨリカ、友久君高橋ヲ併セラレ、明應二年癸丑三月十日卒シ玉フ、御年六十二、御法号天勇玄機大禪定門常珠寺トゾ申奉ル、然シテ一瓢君ノ御代トナリ、永正九年三月廿四日、阿

多城ヲ攻ラレ、六月、城主和ヲ乞テ降ケレハ、遂ニ阿多ニ移テ居城シ玉ト云ヘリ、天文八年己亥七月十一日、御年七十二ニテ卒シ玉フ、御法号大年道登大禪定門大年寺殿ト申スハ此也、一説一日ニモ作レトモ、日新公簀ヲ革マス前一瓢君ノ御諱辰トテ、人ニ左右ラレ神主ヲ禮拜シ玉ヒ、遂ニ十三日ニ逝玉ヘリト云ヘバ、十一日ヲ是トストナン云ヘトモ、御祖父久逸君モ御諱辰ハ十一日ナレバ、此御牌前ヲ傳聞ニ誤タルモ知ヘカラス、此ヲ相州家トテ公室ヨリ世々兼テ御祀ヲ奉ゼラレ、古来ヨリ御優待他ノ公族ニ異ナルニヤ、古書ニ、

一 御一家中御參之時、相州様御家計老中奏者之事、斯ナン見ヘタリ、御長男家ノ故ナルヘシ、

櫛間仁式部大輔吏部久逸、同又四郎御曹子

按ニ、吏部久逸ハ 九代大岳公第三ノ公子ニテ 節山公ノ母弟ナリ、吏部トハ式部ノ唐名、後ハ河内守ト改玉ヘリ、 圓室公ニ於テハ叔父ノ御屬ナリ、永享十二年ニ生レ玉、是歲甲午ハ三十五ノ御時ナリ、初メ 三

14

代道久經忍公ノ次子大隅守久長薩ノ伊作ニ封セラレ、伊作ヲ御氏ニシマシ、其御蹟七世ナル犬安丸ノ十六才ニ、伊集院諏訪ノ祭禮祀ノ頭人ニテ神事終レル時、長祿二年十二月四日ニ蚤死セラレテ絶ナントスル時、家臣等久逸ノ其時十九歳ニ成マスヲ切ニ請テ、犬安丸ノ御妹ヲ娶ラセ伊作殿ニゾ仰キケリ、櫛間ハ日州那珂郡福島院ノ轉語ニテ斯モ作レリ、久逸ノ此ニ封セラル、事トモハ鮫島古船日向ガ書ニ、

式部太夫殿と申て御座候、それを分限ニつけ御申あらんとて、其頃くしまハ野邊殿の持切にて候、関狩ニ名つけて 大岳さまくしまへ、御光儀にて野邊殿ハ櫛間を御所望候程ニ、野邊殿ちからなく鹿兒島へ參朝申され候、やかてくしまへうつし御申ある、その時式部殿老中ハ鎌田殿・三原殿也、上下文ヲ省ケリ、

斯ク見ヘタリ、御當家ノ由来ニハ、立久御代ニ櫛間院ニ移御申トアリ、 大岳公ハ御隱居ノ後ナラン、野邊

ガ系圖ニテ按レバ、刑部大輔良盛ガ時、其子隱岐守盛篤ヲ鹿兒島ニ出シテ奉公サセケルニ、庶子南郷ヨリ兵ヲ伊東ニ乞来テ櫛間ヲ攻ケレバ、良盛防クニ術ナク飢肥・櫛間ヲ委テ庄内ニ出奔シ、妹婿ノ北郷義久ノ家ヲ頼ケルコト見ヘタリ、此ニ 大岳公ノ関狩古老ノ説ニ、御関狩ハ富士牧狩ノ例ニテ、軍事ヲ習シ御出陣ノ作法ナト、申傳ヘ、天正四年前久公ノ御馳走ニモ、春山ノ御関狩ナド大村重頼カキ記シオキ、朝鮮ヨリ歸陣マシノテ後、慶長十二年カ寺澤志广守・五島大和守ノ兩侯鹿兒島ヲ訪玉時、從ヘル土衆踊シテ與ヲ催サレレバ、旧式ノ関狩ヲ櫻島ニテ張行シ玉ヘルトナド、先史旧聞ヲ筆シオケルトナン或書ニ出タリ、大岳公ノ此御関狩ハ洩ヌレド、古老ノ説承ルコトアルヲ證スベニ聲ヲ託テ、櫛間ヲ直ニ野邊氏ニ御所望アソバシタルハ、盛篤等父ノ寇ヲ報ハンガ為メ 公ニ請奉リテ斯ハ謀ラヒ、庶子ノ野邊ヲ襲玉ヒツラン、鹿兒島ニ參朝トハ其前ヨリ出タル盛篤カ事ヲ云ヘルカ、前註ニ引ケル聖榮ガ書ニモ、忠國代飢肥・櫛間・南郷・梅北ナト御料所トシテ御一家等ニ御配分ト見ヘ、新納忠續ノ譜ニ、曩祖以来救仁院ヲ領シ来ルニ、長祿二年忠國公ヨリ飢肥ヲ加賜トナド見ヘレバ、久逸ノ櫛間ニ移マスモ此年ノ事ナルカ、去レハ伊作ヲ嗣キ玉ト直ニ封ヲ易ラレケルカ、御三男ニテ渡ラセ玉頃ノ事カ詳ナ

ラス、又四郎御曹子トハ其一子善久ノ御小字ニテ、圓室公トハ堂兄弟ナリ、應仁二年ニ生レテ是年ハ僅ニ七歳ニ當レリ、下章ニモ櫛間ノ家老ハ鎌田・三原ナリシガ、鎌田カ策ニテ 圓室公ハ狷狂ニ居マセバ、御曹子ヲモテ代奉ラバヤト申ケルトナン、三原以テ 公ニ讒言シケルニ、御曹子ヲ召テ尋玉ケレバ、我ハ全ク知侍ラス、鎌田只笑止トコソ申ツルト仰上ラレシニ、鎌田ニハ臆テ死ヲ賜ケルトナン、是ニ因テカ事起ケン、文明十五年十月、久逸伊東ト語ラヒ飢肥ノ新納忠續ト戦ヲ初メケレハ、十六年六月、公末吉迄御出陣マシク、兵ヲ遣テ忠續ヲ救ハセ玉、二十一日、大ニ戦テ御勝利アリ、二十九日、進テ櫛間ニ入玉ヘレハ、七月二日、和平ト為リ、久逸モ 公ノ本營ニ謁セラレ、三日、遂ニ本領ノ伊作ニ移ラル、ニ決シテ御開陣アリ、斯テ善久ハ新納是久ノ女ヲ娶一説ハ舞養子ニ入玉ヘテトモ遂ラレストモ、日新君ヲ生玉ヒ、君三歳ニ成マス明應三年四月十八日、善久卒シ玉ヘリ、實ハ奴僕ヨリ弑セラレ玉トゾ、御年二十七、法号越山道超大禪定門ト申マス、然シテ 日

新君御九ツニ成マス明應九年庚申十一月十一日、御祖

父久逸君モ加世田ノ戦ニ陣歿マシ、御年六十一、

法号ハ徳瑤淨輝大禪定門善勝寺殿ト申ハ此ナリ、去ル

ニヨテ 日新君ハ御母梅窓夫人ノ為ニ鞠(鞠)ハレ玉ヒケル

ニ、一瓢君梅窓夫人ノ寡居ヲ憐ミ切ニ娶テ其孤ナル

日新君ニ家邑モ傳ラレントノ堅キ御契トモメサレテ、

遂ニ御再縁マシ、ケレバ、遂ニ 日新君伊相兩家ヲ

嗣キテ、舊邑伊作ニ相室ノ阿多・田布施・高橋ヲ併セ

テ 大中公ヲ生玉ヒ、公ノ時 公室ヲ中興シ玉ヘレ

バ、伊相兩家ハ 公室ヨリ御兼帯ニテ御祀ヲ奉シ玉ト

ナン、

三侯下城仁伯耆守伯州久豊

按ニ、久豊ハ豊久ヲ上下ニ誤タルト見ヘタリ、伯州豊

久ハ 八代義天公第五ノ公子ニシテ 大岳公ノ庶弟、

今ノ義岡家ノ別祖也、 圓室公ニ於テハ叔祖父ノ御屬

マシ、應永二十八年生レ玉ヒ、是歲甲午五十四ノ

御時ニ当レリ、三侯ハ前註ニ見タリ、下城ハ諸縣郡高

城、今ノ有水村ニ其遺墟アルト云ヘリ、聖榮ノ記セシ

古系圖ニモ、伯耆守三侯下城居住ト見ヘタリ、家譜ニ

ハ薩州平泉ヲ賜テ此ニ居タルトアレトモ、下章ヲ按ル

ニ、平泉仁宇宿左馬助(馬助)ト載スレバ此時ハ既ニ封ヲ平泉

ヨリ下城ニ移サレタルト見ヘタリ、文明十六年甲辰十

二月、伊作久逸伊東祐國ヲ語ラヒ、新納忠續ガ飢肥ノ

城ヲ圍メル時、豊久私衆三百ヲ將ヒテ、二十日飢肥ニ

出陣、兼テ謀ヲ 公若クハ公軍ニ通ゼス、自カラ鎌ケ

倉ニ屯シテ和泉隱岐守久氏ガ戍レル酒谷城ヲ救ヒ、二

十二日、久逸・祐國ガ軍ト大ニ鎌ケ倉ニ戦テ歿セリ、

年六十四、トモ、イニ法號ハ大圓忠廣居士ト申ケリ、其

ヨリ五世ノ孫藏人久延ノ時ニ至テ、 貫明公御諱ヲ

賜ヒ、天正八年ヨリ始テ氏ヲバ義岡ト號セリ、

次郎三郎忠徳

按ニ、忠徳後ニ父ノ稱ヲ襲テ出羽守ト改メ忠福ト更ラ

ル、 八世義天公第四ノ公子、今ノ大島氏別祖出羽守

有久ノ嫡男ニシテ二世ノ家督ナリ、 圓室公ニ於テハ

堂叔父也、又 九代大岳公第五ノ翁主ヲ尚シテ亦御姑婿ナリ、有久ハ日州梅北七十五町及ヒ隅州姫城三十町、帖佐ノ田中門四町八段、通計百余町ノ地ニ封セラレ、梅北城ニ居城シ、子忠徳・孫出羽守忠明ノ時ニ至リ三世居城セシト云ヘレハ、今此ニ次郎三郎ノ上梅北仁ノ三字ヲ脱シタルナラン、前註別府ノ下ニ引置ケル聖樂ノ書ニ據レハ、梅北モ帖佐モ 大岳公征伐シテ有久ニ賜ヘルナラン、帖佐ノ四町余ハ平山一家ノ故地ナルヘシ、姫木モ本田重恒ガ清水ニ叛ケル時、文安元年 大岳公自將トシテ重恒ヲ討玉ヒ、清水ヲ新納忠匡ナドニ賜ヒタルコト本田氏ノ調書等ニ出レバ、三十町ハ本田ガ故地ニテ其時有久ニ賜ヒツラン、斯テ忠徳ハ文明十六年十二月二十二日、豊久ト同シク鎌ヶ倉ニ戦ヒ、深創ヲ蒙リ家ニ皈テ卒セリ、語ハ文明記ニ出タリ、其ヨリ子忠明ノ時、 圓室公ノ命ヲ奉テ明應八年封ヲ大口ニ移シ、玖麻備ヲ鎮成シテ三百五十町ヲ食メリ、(享) 中忠明父子菱刈氏ノ難ニ戦没シ無後、故ニ忠明ノ外孫出羽守忠泰ヲ嗣ニセリ、忠泰ノ時永祿九年[△]戊午[△]

按ニ九年ハ丙寅也、戊午ハ十二月廿七日、島津支族多クハ元年也、何レカ誤アリ、
采地ヲ氏ニセヨトノ命アリテ、大口ノ内大島ヲ以テ始テ氏ニスト云ヘリ、大島今ハ羽月ニアリ、

飢肥仁新納近江守江州忠續、志布志仁御舍弟三郎左衛門尉、御舍兄駿河守駿州

按ニ、江州忠續ハ新納氏四代修理亮忠治ノ長子ニテ第五世ノ家督ナリ、 九代大岳公第三ノ翁主忠治妹ノ所生ニテ堂兄弟ノ屬ヲ尚シ、亦 圓室公ノ御姑婿ナリ、飢肥ハ日州那珂郡ニ在リ、初メ新納氏世々邑ヲ志布志ニ食メリ、忠續ニ至テ、長祿二年、 大岳公又飢肥ヲ加賜ヘリ、ヨテ忠續ハ飢肥ニ居城シ、舍弟三郎左衛門等ヲ志布志ニ居ラシムト見ヘタリ、下章ヲ按ニ、此時南郷・志布志・安樂・松山等ヲ併セテ皆其家邑トシ、隈江某・中野某ヲ家相ニスト見ヘタリ、後文明十八年、 圓室公飢肥ヲ末吉・財部・救仁郷大崎蓬原ニ易ヘテ賜ト云ヘリ、豊州忠廉ノ飢肥ニ移ル時ナルヘシ、延徳元年己酉九月二十日、忠續卒シ法諡道欣笑翁ト云トゾ、三郎左衛門尉モ

亦忠治ノ第三子越前守忠明ノ初名ニテ、實ハ忠續ノ三弟ナレトモ男ナク立テ嗣子トシ、遂ニ六世ノ家督ヲセリ、明應三年甲寅七月二十七日卒シ、法諡ハ光忠義圓ト云ヘリ、駿河守ハ忠治ノ二子は久ノ字稱ナリ、忠續ニハ次弟、忠明ニハ仲兄ナリ、故此ニ御舎兄ト書キンナラン、文明十七年六月二十一日、兄忠續ト伊作久逸ト戦ヘル時キ、久逸ノ子又四郎善久ハ是久ノ婿タル上、忠續ニハ加勢モ多クシテ久逸ハ寡兵ナレハ、寡キヲ助ケテ死センニハ如シト、遂ニ久逸ノ軍ニ會シテ飢肥河原ニ戦歿セリ、或人意フニハ、忠續ノ嗣子ニ弟忠明ヲ立ラレシヲ是久快トセス久逸ニ黨セラレシナラント、知ラス然否、此乃チ日新君ノ御外祖ニテ梅窓夫人ノ御父ナリ、武蔵守忠元ノ為ニハ高祖父ニ當テ、梅窓夫人ト忠元等ノ公室ニ勲功アルコト遍ク世ノ知ル所ナリ、

安永仁北郷義久

按ニ、義久後ニ敏久ト更メ讚岐守ト稱ス、北郷氏五世持久ノ男ニシテ、母ハ和田氏土佐守匡盛ガ女ニテ永享二年ニ生メリ、是歲甲午、三十三歳ノ時ニ當レリ、父

ノ後ト為リ六世ノ家督ヲ繼ケリ、初メ別祖ヲ尾張守資忠ト云、四代道義公第六ノ公子ニシテ、觀應二年九月金限ノ役ニ功アリ、文和元年四月廿五日、尊氏公其軍功ヲ賞シ北郷三百丁ニ封ス、十二月十二日、始テ北郷ニ入部シテ薩戸迫ニ居レリ、因テ北郷ヲ以テ氏ニス、義久ニ至テ、應仁二年、庄内勢田或作推ヶ辻ニ城キ徙テ此ニ居レリ、所謂安永城ナリ、今ハ村名ト為テ都城ニ屬ス、尤要害ノ地ト云ヘリ、明應九年庚申正月二十二日卒セリ、年七十一、歡翁道喜大禪定門ト法諡ス、二殿寺殿此ナリ、

野々三谷仁樺山長久

按ニ、長久ハ樺山氏六世安藝守入道宗榮ノ名ニシテ五世兵部少輔滿久ノ次子ナリ、兄ヲ増五郎ト云、蚤死ス、故ニ長久父ノ後ト為レリ、野々三谷ハ都之城ニ屬シテ今村名也、初メ別祖ヲ安藝守資久ト云ヘリ、四代道義公第五ノ公子ニテ、建武ノ乱ニ功アリ、觀應二年、尊氏其軍功ヲ賞シテ柏杵院地頭等ニ補ス、又庄内島津・

樺山・早水・寺柱等ニ封セラレテ樺山ニ居レリ、因テ以テ氏(ト)ニセリ、今ハ勝岡ノ村名ナリ、男ナシ、北郷資忠ノ次子ヲ嗣ニス、二世美濃守音久此ナリ、應永元年七月、恕翁公相良カ師ヲ敗テ野々三谷ヲ取り玉ヒ、音久ニ賜テ此ニ居城セシム、其ヨリ代々相守テ五代目則長久ナリ、大永元年五月十日、子美濃守廣久ト野々三谷ヲ去テ、隅州堅利小田ニ移テ程ナク長久卒ス、年六十六、法號春岡榮公ト云ヘリ、安藝守善久入道玄佐ハ其孫ナリ、

加治木

按ニ、是加治木氏十九代左衛門尉滿久ナリ、本姓ハ島津氏、上章ニ見ヘタル豊州季久ノ第三子ニシテ匠作忠廉ノ母弟ナリ、一名忠敏トモ云ヘリ、圓室公ニ於テハ實堂叔父ノ御屬ナリ、加治木ハ隅ノ始羅郡ニ在リ、上古ヨリ大藏氏世々此ニ郡司タリ、太夫良長ニ至テ歿シテ子ナク、其妻寡居シテ職ヲ領シケルニ、寛弘三年、經平卿頼忠三男罪ヲ得テ此ニ謫セラレ、寡婦ヲ娶テ藤太夫

經頼ヲ生メリ、七世ヲ八郎親平ト云、時文治四年、頼朝公親平ニ御下文ヲ賜テ郡司ヲ安堵セシム、十八世ヲ三郎實久ト云ヘリ、男ナク滿久ヲ嗣トス、因テ此ニ公族ニ列セシト見ヘタリ、凡ソ唯加治木トノミ其邑ヲ書キテ姓名ヲ略スル者ハ、多クハ封土ヲ履ヘ其邑ヲ以テ氏ニスルノ久シテ、當時ノ人遍ク知レルモノナラン、後ハ皆例シ知ルヘシ、子能登守久平カ時ニ追テ、明應四年七月、圓室公兵ヲ遣テ加治木ヲ攻ラル、明年二月久平降ル、コレヲ阿多ニ移サル時、伊地知周防守重貞此ニ封セラレツラン、下章ニ見ヘシ新左エ門此ナリ、

知覽 佐多

按ニ、佐多氏六代下野守忠山ニシテ五代豊後守忠遊ノ子ナリ、永享八年ニ生レテ、是歲甲午ハ三十九歳ニ當レリ、知覽ハ薩ノ給黎郡ニ在リ、建久ノ圖田丁ニハ知覽院四十町下司忠答、給黎院四十町郡司小太夫兼保ナト見ヘタリ、佐多ハ隅ノ大隅郡ニ在リ、初メ別祖ヲ三郎左衛門尉忠光ト云、四世道義公第三ノ公子ニシテ

佐多ニ封セラレ、因テ佐多ヲ以テ氏ニセリ、文和二年

五月十一日、尊氏公忠光カ功ヲ賞シテ知覽院ヲ賜ヘ(◎)

リ、三代豊後守氏義カ時、永徳元年六月一日禰寢氏

左馬助佐多ノ城ヲ復セリ、旧領五ヶ所ノ一ナルニヤ、清平カ

此時知覽ニ徙レルカ、應永四年九月二十日、探題渋川

満頼氏義ニ證書ヲ與テ本領ヲ安堵セシム、此時佐多ニ

居城カ、去レド邊塚アタリハ清平領ト見ヘタリ、四代

伯耆守親久ガ時、同二十七年、八世義天公川邊・知

覽等ヲ取テ、親久ガ旧領トテ上ノ木場二十町ヲ賜ヘリ、

此知覽今ノ郡村ニテ官廢アル地ト云ヘリ、因テ同三十

一年、親久佐多ヨリ知覽ニ移テ居城シ、遺墟ハ永里村ニ在トゾ

一代太郎次郎久慶カ時、天正十九年台命ニテ三州遷易

アリ、久慶ハ川邊ニ、種子島久時ハ知覽ニ文祿四年トモ是移

サレ、十二代伯耆守忠充カ時、慶長十五年復本領ヲ賜

テ知覽ニ還リ代々傳領ニテ、忠山ハ文明十一年己亥三

月四日、年四十四ニテ卒ストアレバ、此ニ知覽、佐多

ト書シハ、忠山ノ永里村ニ居城セシヲ指テ云ヘルナラ

シ、然アレハ知覽仁ト云仁ノ字脱シタルト見得タリ、

高城仁給黎

按ニ、應永廿一年八月、義天公伊集院頼久ガ給黎城

ヲ攻取玉時ノ事ヲ、聖榮自記ニ和泉殿本領トテ下永吉

廿町依被賜、庶子ノ給黎方ヲ指置ルト記セリ、此庶子

トハ伊集院四代忠國ノ九男今給黎長門守久俊ヲ云ヘル

ナラン、其子民部少輔久續等此頃迄ハ給黎ヲ名乗レル

カ、高城ハ薩ノ高城郡ニ在ヲ云ヘルカ、應永二十九年、

大岳公兵ニ將トシテ山門院ヲ攻ラル時、聖榮自記ニ、

高城方兄弟立分レニツ成、仍舎弟三郎方ハ屋形ヘ申入

候ヘハ、伊集院・市来・高江・宮里・羽島方、御内ヨ

リハ長門守、高城之本城ニ被打入候、兄ノ大川方ハ東

郷・國分・執印ナトヲ頼、水引ニ被居云々、其長門守

コト即今給黎長門守久俊コトナルベシ、御当家由来記

ニ長州・信州是イツレモ無等大通之子孫也、又云、今

給黎殿ト申ハ長州部類也、◎高城彦太郎・長州三郎九

郎ニテ候△前ニモ引文明二年ノ書ニ、薩州ニテハ高城

ナト 立久公御代御成敗候テ御料所ト為リシコト見ヘ、

又文明十七年二月朔日、東郷重理・祁答院重慶等高城

氏水引ニ高城彦太郎トト謀ヲ合セ、守護方ヨリ守レル水引
下章ニ見ユ此カ城ヲ襲取タル事トモ文明記ニ見ヘ、又水引ノ外城立シ
 ハ寛永六年ノ事トナン地理志ニモアリテ、昔ハ高城ノ
 内ナリシゲニ見ヘレバ、節山公ノ時彼今給黎カ一族
 ヲシテ、高城ノ水引▽城△ヲ成ラセ置ルヲ此ニ斯
 ハ載ツラン、然シテ十七年ノ乱ニ、旧主ノ高城氏ト東
 郷等謀テ取返シタルナラン、今ノ喜入氏別祖ハ若狹守
 忠弘、二世ハ撰津守篤久、頼後ハ三代ハ三郎四郎
津介也、忠譽ニテ、忠弘ト篤久ハ九代大岳公第七第
 八ノ公子ニテ、皆圓室公ノ御叔父ナリ、是歳甲午ニ
 ハ、忠弘ハ文安二年生ニテ三十歳、忠譽ハ應仁三年生
 ニテ六歳、篤久ハ寶徳三年生ニテ二十四歳ニ当テ時ハ
 皆合ヘリ、然ニ忠弘ハ給黎ニ、篤久ハ揖宿ニ封セラレ、
 忠弘ノ子忠譽ヲ篤久ノ子ニシ、篤久ハ兄忠弘ノ嗣トシ、
 両邑ヲ併セテ給黎ニ居城スト譜ニアレド、下章ヲ按ニ、
 給黎仁蒲生、揖宿仁九郎右衛門尉久継ト別ニ領主ヲ載
 セ、又蒲生宜清等カ給黎ニ居タルハ、長徳三年ヨリ明
 應四年迄三十七年ノ間ト地理志ナドニ見ヘレバ、此文

明中ハ専蒲生氏給黎ニ居レリ、然アレバ忠弘ノ給黎ニ
 封セラレシハ、明應四年蒲生氏ノ蒲生ニ還レル跡ナラ
 ン、篤久ノ揖宿ニ封セラレシモ其年ナルカ、久継ハ後
 ニ越後守忠康ト云ヘルニ、明應四年、忠康申良ノ地頭
 ト為タルコトアレバ揖宿ヨリ移ラレ、篤久ハ其跡ナラ
 ン、且文明二年、▽山田△聖榮ノ書レシ御系圖ニ
 立久公御舍弟ノ内御僧ト系レル、次ニ五郎むかへ、其
 次キニ二郎、マタ次ニ宮二郎かこしまニ居住ト記セリ、
 今按ニ、宮二郎ハ湖月和尚ニテ、二郎トハ篤久ノ小字
 又二郎ヲ略シ、五郎トハ忠弘ノ幼字五郎三郎ノ略ト見
 ヘタリ、左アレバ此文明ノ始マデハ忠弘ハ向島標島ト
モ云ノ領主ナリシガ、殊ニ彼家ノ喜入ヲ家號ニセラレシハ、
 忠譽ノ孫撰津守季久ヨリトナン云ヘリ、左モ有テコソ
 常可入衆ト題セシ古書ニ、島津若狹守若州・島津撰津
 守撰州ナト見ヘタリ、忠弘モ篤久モ島津モテ終ラレツ
 ラン、又篤久ハ明應八年己未二月二十四日、年四十九
 ニテ卒シ、法號芳巖道譽大居士ト譜ニアリ、此ニ不審
 ナルハ古文ニ、

眞心鏡明安大姉文

島陰桂庵作

維永正三年丙寅閏黃鐘初七日壬子、先妣心鏡大姉無聲三昧於鹿兒島之本宅、即日孝子撰津守藤原篤久就付箋都之場備湯茗蔬菓之奠致祭于靈幄之下詞曰、

嗚呼哀哉 平族某家出我母云々

斯ナン見ヘタリ、此篤久ハ喜入家二代頼久初名也、若然レバ 大岳公第八ノ公子ニテ、松元入道カ女ノ所生也、此ニ云フ心鏡明安大姉ハ則其御生母松元氏ノ法名カ、黃鐘ハ十一月也、永正三年十一月七日ニ卒去セラレ、此祭文ハ其時桂庵 公子ノ篤久ニ代テ作レルモノナラン、平族某家云々ハ平族ナル松元氏ノ女、大岳公ノ御妾ト為テ篤久ノ母トナリタルヲ云ヘルナラン、然在リテ篤久ノ卒タル明應八年ハ永正八年辛未ノ誤ナルカ、永正三年ニ此事見ヘ、且御當家ノ由来ニ十男篤久揖宿ニ居住、十一男法燈禪師、今ノ福昌寺住持是也トアリ、禪師ハ永正中ノ住持ナレハ、永正迄ハ存生ナリシハ疑アラシ、御同母ノ翁主豊州ト大島家ニモ適玉ヘレバ、此等ノ御跡ニ此大姉ノ古牌トモハ無キカ、訪

テ正ント序ニ此ニ註オキヌ、季安カ伊地知平族ニテ、二代ハ島津松元小次郎重之ト号シ、三代ハ松元民部少輔重照、四代松元民部少輔重辰、五世松元美作守重常カ時本姓伊地知ニ復シ、大抵年間ハ文安ノ頃ヨリ大永ノ頃マテニ當レハ、此ニ云松元入道モ年代モ合テ同族ノ者ニ疑去レド享祿二年帖佐新城ニテ重辰戰死シ落城ニ及テ古系圖文書兵亡シヌレバ、以前三四代ノ系傳委カラス故考カタ

揖宿仁九郎右衛門尉久繼

按ニ、豊州季久ノ次男越後守忠康ヲ初メ九郎右衛門尉久繼トモ云ケルト譜ニ見ヘレバ此ナラン、圓室公堂叔父ノ御屬也、譜ニ或ハ右字ヲ左トモ作り、文正元年手組ニ島津九郎左衛門尉ト云モ見ヘレバ、孰カ誤リ若クハ改タル乎、且忠康ハ文明元年己丑八月卒、法號定山道安居土ト記セリ、左アレバ此歲甲午ハ既ニ歿シテ六年目ニ當レトモ、明應四年四月、圓室公豊州忠朝ヲ串良ニ遣シ、平田氏ヲ攻テコレヲ取ラレケル時、忠朝叔父忠康ヲシテ串良ニ地頭タラシムト地理志ナトニ出レバ、其時揖宿ヨリ移ルカ、串良諏訪廟ノ棟札ニ、文龜三年七月十六日大旦那忠朝・地頭忠康トナン見ヘヌ、有里村ノ姫宮社ニアル棟札ニ、永正三年丙寅十二

月廿八日造立、大旦那當地頭島津越後守藤原忠康トナト見へ、皆文明以後ノ事ニ明驗ナレバ家譜ハ誤ナルベシ、前ノ平山下註ニモ、忠康ハ平山氏ノ別祖也ト云タレド、此時ハ島津ナルベシ、凡ソ假名ヲサシツケ書キテ氏ヲ書サル衆ハ、多クハ島津家ニ限リシ事ト見エタリ、既ニ前ニモ段々見ヘタル別府仁薩摩守、平山仁豊後守ナド書ケル類、皆例シテ知ヘシ、下章高橋仁藏人トアルモ同例ナリ、此例上代ヨリ然アリツラン、得佛公ナドヲ始奉リ、當時三ヶ國ニテ書タルモノニ、島津ト御稱号ヨリ書キタルハ少カルベシ、圖田丁ナト地頭右衛門兵衛尉、或ハ地頭右兵衛尉忠久ト見へ、應永末年奉加帳ナト藤原貴久ナドアソバシ、他ノ家号ハ多クハ見ユレトモ島津ト許御家号ヲ闕クハ、本島津御庄ノ内ニシアレバ言オヨバン意ニヤ、然ニ寛永十九年、御家老下野守久元ナド御國ヨリ江戸ニ上ラレシ状ニ名字無キトテ評判アリケルトナン、江戸ノ御一族モ皆名字ハ書セラルニ何ヤウノ子細ソト、其年八月、寛陽公ヨリ上邸ノ國老島津久通・川上久國等へ尋玉ヒケレ

バ、古来ヨリ仕キタリト申上ラレシトナン、此時始テ命アリ、以後ハ皆々書キ玉ヘトノ赴ニテ、久通其間合ヨリ書レケルトソ、揖宿ハ郡名ニテ、建久八年圖田丁ニ指宿郡四十七町島津御庄寄郡ト見ヘタリ、

市成仁山田

按ニ、山田氏七世加賀守忠廣ニテ六世出羽守忠尚入道聖榮ノ子ナリ、聖榮ハ應永五年生ニテ、此歲甲午ハ七十七ノ時ニ當レリ、前註ニ引文明二年ノ書ニ據レバ、既ニ入道シテ忠廣ノ家督ト見ヘタリ、別祖ハ式部少輔忠繼ト云ヘリ、二代道佛公(忠時)ノ庶長子ニテ、薩ノ牛屎田ニ居レリ、因テ以テ氏ニセリ、四世加賀守忠經ノ時、道鑑公ヨリ(市)一成六町ト末次ノ牧山名ヲ坂ヨリ上福山コト也、御打開キノ始トテ賜ケルヲ、一成ハ當御代マテ頂戴シテ子孫繁スト文明十四年聖榮書オカレタリ、當御代トハ圓室公ノ時ヲ云ヘル也、一成大明神ノ神體ノ銘ニ、永正五年十二月十三日山田河内守忠豊・同

藤原久親ト見ヘタリ、忠豊ハ忠廣ノ子ニテ八世家督ナリ、世録記ニ、天文十三年、忠廣市成ヲ 貴久公ニ獻レルコトヲ記セシハ、 貴久公記ノ文ニ、先年式部少^補忠廣ヨリ屋形様ニ獻リオケル市成ヲ其年ノ七月肝屬ニ賜ヒタルコトアレハ、其ヲ讀誤タルト見ヘタリ、永正五年以來忠豊カ久親ノ間ニ獻レルナラン、忠廣トハ後人ノ追記ノ誤ナルニヤ、其年月ハイマダ見當ラス、調所氏ノ古書ニ、小河院ノ内ニ市成六町トアリ、今會於郡ノ内ナリ、

平房仁宮里

按ニ、平房モ亦小河院ノ内ニテ六丁ト見ヘタリ、今ハ肝屬郡百引ニ隸^ッキテ村名ナリ、宮里氏藤紀ノ分チアリ、其藤原ナルハ公族ニテ、 得佛公第三ノ公子掃部介忠直ノ次子三郎左衛門尉泰忠^{或ハ忠直ノ子太郎左}直^{エ門直經ノ子トモ}モ宮里ノ別祖ニテ、十一世ノ孫久光マテ譜アリテ子孫見ヘストナシ、又一流ハ、山田元祖式部少輔忠繼ノ第四子四郎忠重モ宮里ヲ号シ子孫知レスト見ヘ、又忠繼ノ子ヲ聖榮

ノ自記ニハ其子三人、式部少輔、^{忠真ナ}山田殿是也、中村次郎、^{忠泰ナ}白久三郎、^{忠秀ナ}云々、宮里殿ハ庶子也ト見ヘ、文明記ニ宮里美作守・宮里内膳ナト見ヘ、又今平房村ノ鎮守石牟禮社ニ遺レル文明十七年乙巳十一月十八日ノ棟札ニ、大旦那藤原美作守忠常ト見ヘ、又文明中平房ノ加世田城ニ新納左馬助・宮里道隨^{或ハ宮里道水居士ト作}リ^{左馬助カ法名トス}在番ノ時、藤原美作守忠常城ノ野頸ニ善福寺ヲ開基シタル事トモ其由来記ニアルトナン、又新納譜ニ、近江守忠武^{應仁二年生ニテ、大永元年ニ死シ五十九年長^享才也}ガ時、梅北・百引・平房ノ三城ヲ陷シテ領スト見ヘタリ、今參テ考ルニ、聖榮ノ時山田殿宮里殿ト云ヘルハ皆其時分ハ現ニ居タル家督ヲ指セル詞ナラン、去レハ彼棟札ニ藤原美作守忠常ト云ハ山田氏庶子四郎忠重ノ子孫ニテ、姓ハ藤原氏ハ宮里ニテ、嫡家一所ノ隣ナル平房ニ居城セラレシナラン、福昌寺奉加帳山田忠豊ノ次キニ藤原武久長門守ト云モ見ヘタリ、忠常ハ其子ニモ當リテ、此甲午ノ頃居城セラレシナラン、故此ニ書テ平房仁宮里ト載セ、文明記ニハ宮里美

作守ト書キ、棟札ハ領内ノコトナレバ苗字ヲ略シ藤原美作守忠常トカケルナラン、然ラ文明ノ季ニモ新納忠武平房ヲ攻取り、其族人新納左馬助ヲシテ成ラセツラン、其時忠常モ新納氏ニ隨身シテ、入道名ヲバ宮里道隨トモ改テ寺トモ開基シツラン、其事ヲ後人由來記ヲ作ルニ、十七年ノ棟札トモ附會シテ、前ニ拾ヘル説ヤナシケン、何レニモ此頃マテ公族ノ宮里氏存セシコトハ疑アラシ、

高江^(⑩)仁河上十郎左衛門尉

按ニ、川上氏五世上野守兼久ノ第五子義久入道道安ガ事也、永享九年^(孝)ニ生レテ是歲甲午ハ三十八歳ノ時ニ當レリ、家族ヲ分立チ弓馬ノ達人ニテ、二十八歳ニ成ケル寛正六年三月五日、九代大岳公世々公室ニ傳マス弓馬ノ書ヲ悉ク義久ニ授テ御流義ヲ預玉ヒ、節山公・圓室公ニモ傳授シ奉リ、文明中 幕府義滿公^(義尚カ)モ徵テ射手ニ列セシメ、御感ノ餘リ詩ヲ作テ賞セラレ、御諱ノ義ノ字ヲ賜テ義久ト改メ、名譽ヲ顯ハシケレハ、節

^⑩ 山公其功ヲ褒美セラレ、薩州高江・寄田・宮里ノ五十町ヲ賜テ高江ニ居城スト云ヘリ、前註ニ引シ文明二年三月聖榮ノ書ニ、立久公當御代薩州ニハ市來・羽島・高江^(⑩)・高郷・高城、坂ヨリ上ニハ財部御成敗候、何モ御料所トナルト見ヘレバ此ヲ賜ツラン、大永元年辛巳七月十四日、年八十四歳ニテ卒セリ、雪翁道安ト法諡セリ、高江ハ薩州郡也、寄田今ハ高江ニ屬シテ牧アリ、道安ノ時ヨリ始ルカ、重テ訪録スヘシ、宮里ハ隈之城ニ屬シ皆村名ト為レリ、

高橋仁藏人

按ニ、亦豊州季久ノ第五男島津藏人幸久ナリ、前ニモ見ヘタル匠作忠廉・加治木滿久・九郎右衛門尉久繼等ノ弟ニシテ、圓室公ニ於テハ堂叔父ノ御屬ナリ、文明記ニ見ヘタリ、一説季久ノ五男淡路守吉久カ子二郎四郎、後ニ藏人ト云此ナラン、イマダ其詳ナルヲ知ラス、高橋ハ阿多郡ニアリ、建久八年圖田丁ニ高橋五十丁没官御領、地頭佐女島四郎ト見エタリ、今田布施ノ

村名ナリ、

平和泉仁宇宿左馬助

按ニ、宇宿氏ハ知覽ト祖ヲ同シテ、俱ニ越前島津ノ庶族ト云ヘリ、周防守忠綱ノ第三子大夫判官忠景次男常陸介忠秀忠景ノ嫡男ハ豊後守忠宗ト云、是ヲ知覽氏ノ祖トス、或ハ忠秀ハ忠宗ノ子トスヲ宇宿氏ノ宗トス、嫡胤詳ナラストナン、忠綱ハ越前ニ守護代ニテマシノク、其子忠行ハ播磨ノ下揖保ニ地頭シ玉ヘリ、知覽・宇宿ノ兩族抑何レノ地ニ因リ各氏トハ為シ、何レノ年代薩藩ニ歸リ来ニケン、其詳ナルハ知ラネトモ、其庶流トテ今ニ遺レリ、又山田氏ノ元祖式部少輔忠繼ノ第三子三郎忠秀或作忠季モ宇宿ヲ氏ニシテ、子孫知レストナン、按ニ、忠繼ハ牛屎院ニ地頭タルコトトモ見ヘ、此平和泉ハ則牛屎院ノ内ナレハ、三郎忠秀始メハ父ノ谷山ノ任所ナル宇宿ニ族ヲ分居テ宇宿ヲ家號トシ、後ニ又父ノ牛屎院ノ任所ナル平和泉仁讓ヲ受テ移居テ、其子孫此ニ載リシ宇宿左馬助ニハ非スヤ、天正ノ頃迄ハ平和泉モ外城ニテ、季安カ九世祖伊地知民部少輔重

康後ハ備ナド兩代地頭ニ居タル所ナルニ、後ニハ省カ

レ大口ニ隸キ、今ハ村名ト為レリ、城ノ遺墟ト町ノ迹

ナト残レリ、然ルニ慶長十一年八月、一向宗御糺明ニ

ツキ、其頃菱刈表ニ居タル彼重康ガ孫伊地知民部重政

野後ハ左右エ門ト改メ、山等ヲ始トシテ四十八人、大口地頭

新納忠元ニ誓詞シタル衆ノ中ニ、宇宿善右衛門久堅ト

云ヘルアリ、又元和二年十二月、大口ノ宇佐八幡棟札

ニモ殿●奉行宇宿善右衛門ト見ヘタリ、久堅ナルベシ、

此左馬助ガ族裔ニ近キモノ也、左アレトモイマタ譜系

ヲ見ザレバ考カタシ、

雲遊雜記傳卷上終

15 一年頭御座配之儀者、御氏族他家共ニ古来一所傳領地ニ

致在城、年頭ニ者嘉札を以御祝儀申上、太守公より

御嘉札被成下候、其身御祝儀ニ致参上候節、於御對面

所御規式有之候得共、其後在所持之面ニ御城下ニ罷

〔移カ〕帰年頭出仕候旨、寛永年鑑五与之御座配被相定、其後

今一組相重六組之御座配ニ被相定候、正徳四年大史所議也

新春之御慶申候、随而者就御所三方造作之儀、渋谷之方ニ國々面々被越候、其内平山殿退可被成候、其外以上御談合ニ而、極月二日御奉公之由肝要候、恐惶謹言、

二月八日

伊勢上総守貞武判

東郷殿

参

(県立図書館本補注)

① (行間)

此右ガギハ伊地知助右エ門重英ノスル所也、

② (行間)

此高千穂ハ書紀ノ一書(ニカ)□日向襲之高千穂添上峯トモアリ、姓氏録ノ序ニモ天孫降レ襲トモ書レ、襲ハ曾於郡ノ舊名ナレハ、高千穂モ曾於郡ノ霧島嶽ヲ云ヘルコト此ヨリ明驗ハナシ、左アルニ日向ノ風土記ニ、白杵郡ノ知鋪郷ニ本トハ千穂ナリシ傳ヘヲ記タルコトトモニ

本居宜長モ惑ヒテ、霧島ト決セラレシハ遺憾ノコト也、曾於郡清水郷弟子丸村ニ、智尾村トモ智尾名トモ云ヘル地名ノ康曆ノ頃マテハ在リタル事、左ニ載ル古文書

ニアリ、今モ弟子丸村ニ乳野尾ト云權現社アリ、智尾ノ訛リニテ皆高千穂ノ遺名ナルベシ、本居ナドニ此文書ヲ示シタラバ、古事記傳ニモ天降ノ高千穂ハ霧島山ニ決定スベキヲ白尾氏(國柱)ナドモ氣ツカザルニヤ、惜哉、今カラニテモ江戸ノ平田篤胤ナト吟味サセタキモノ也、

③ (行間)

大隅国曾於郡(内)智尾名事、就為由緒之地、先日雖宛行、其状紛失云々、然者重所(内)相計也、仍(任)先例、可致沙汰之状如件、

康曆三年五月廿日

(島津氏久)
玄久

弟子丸若徳殿

④ (行間)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四一四号文書ト同一文書ナルベシ)
(河野)通古ノ大概記ニモ、建部姓弟子丸氏ハ清水ノ弟子丸ヲ領知シテ家号トス、(氏カ)□久公ヨリ弟子丸若狹ニ賜ヒタ

ル文書ニ、弟子丸名智尾村之事為由緒之地被下云々、右ノ文ヲ云カ別ノ文書カ考ヘシ、餘ハ下ノ家持ノ哥ニモ旁註セリ、併見ヘシ、

⑤ (頭注)

東都平田篤胤カ近コロ著ハシタル古史成文一之卷ニ、
天穗日命之兒、武夷鳥命亦ノ名ハ武三熊命、此者出雲國造云々、島津國造云々等之祖也トアリテ、其古史徴二之卷ニ、此段者古事記・書紀・姓氏錄・出雲風土記・國造本紀、其餘の書等をも合せ考旁て記せり、其由古史傳に就て見るべしトアリ、愚按に右の姓氏錄以上の引書にてハ見たるを覺へ侍らす、出雲風土記欽國造本紀の中にも島津國造と云カ見へるにや、古史傳を見たきもの也、

⑥ (行間)

白尾國柱ノ魔藩名勝考ニモ、此嶋津朝臣小松ガ此年月ノコトヲノミ採リ引キテ、島津ト云姓モ久シト記セルハ、前後ニ多ク津島トコソ書ケルニ、只此年月バカリ島津トアルハ誤ナラント揖取ノ魚彦ガ自筆ニ標註セシ、

續紀ニモ疑オキヌ、魚彦ハ常陸ノ人ニテ古言梯ナド著

ハシタルモノ也、其ガ書コミセシ本ハ府學ニアリ、先年周山公子ノ拜借ウチニ惠ミ借サレシ時、愚モ讀コト

ヲ得テ其說ニ從ヘリ、國柱ハ前後ノコトハ考ヘス誤ヲ

取ルト見ヘタリ、然アルヲ此ニ勝寶五年二月ノ津島朝

臣小松ヲバ島津ト寫誤テハ、大キニ愚意ト矛盾スレハ、

恐惶ナカラモ朱モテ貴本ノ織麗ナルニ穢シテ返上シ奉

ル、他モ此□準ラヘテ寛容アラシコトヲ、伏シテ左右

ノ執事ニ請ノミ、多罪々々、

⑦ (行間)

此久堅乃天の戸開きてふる哥ハ、此年五月大伴宿祢古

慈悲カ藤原仲滿ニ讒セラレテ、出雲守ヲ解任セラレシ

時家持諭レ族歌ニテ、其先祖天忍日命ノ天孫ノ日向襲

之高千穂に天降リシ玉時、御先拂ヒシタルヨリの由緒

ヲヨミタル歌ナリ、略解、

⑧ (行間)

風土記ノ高千穂ニ上峯ヲ、後人改メテ知鋪ト号スト有

ル文ヲ、仙覺ガ抄キタルニ、和名抄白杵郡知保ト云郷

名ノアルニ合ヘルヲ引キ、霧島ノ事ヲ言ハス、特ニ高千穂ノ上ニ襲之ト片カキ迄シテ疑ナキニ意ツカス、且曾於郡ニ康曆ノ頃マテ智尾ト云村名ノ遺リ居タルヲ知ラザレハ也、風土記ノ知鋪モ、此曾於ノ智尾ヲ云カモ知レカタシ、餘ハ上ノ弟子丸文書ニ併セ見ヘシ、但略解ニ三船ガ讒トスルハ誤ナリ、

⑨ (行間)

季安又按ニ、頼朝公ノ御乳母ハ比企四郎義員カ母ノ姉カ妹カニテ義員ノ為ニハ姨母ナリケルガ、永暦元年頼朝公伊豆ノ州ニ配セラレ玉フ時、御乳母特ニ忠節ヲ抽テ、武州比企郡ヲ請所トナシ、其夫掃部允ヲ相具シテ、治承四年ノ秋マテ二十ヶ年御世途ヲ訪ヒマイラセテ奉公セシ人ニテ、後ハ尼ト為リ比企尼ト云ヒ、義員ハ尼ノ姉カ妹カノ子ニテ甥ナレトモ猶子ニセラレタル事、東鑑治承五年十月十七日ノ條ニ見ヘ、武家系圖ニモ、義員ハ掃部允遠宗カ嫡子ニ系リ、遠宗ハ伊豆ニテ頼朝公ニ朝夕ヲ進ラセシ人ト記セリ、系圖ハ左アレトモ、義員ハ遠宗カ妻比企尼ノ姉カ妹カノ子ナルベケレ

バ、本姓ハ比企氏カモ他姓カモ詳ニシガタシ、斯テ丹後局ハ義員ノ妹ト邦乗ニ見ヘレバ、本生ノ妹ナラバ實兄ト同シク、丹後局ノ御為ニモ比企尼ハ御姨母ナルベケレトモ、義員ハ比企尼ノ猶子ト為リシ人ナルコト右ノ如ク明ケキ文アリ、因テ考レバ、丹後局ハ比企尼ノ直ニ遠宗ト生メル女ニテ義員ノ養妹ナルヲ、只義員ノ妹ト邦乗ニハ傳ヘラレシニハ非ル乎、果シテ養妹ナレバ、右ノ通伊豆ニテ二十箇年モ頼朝公ニ朝夕ヲ調ヘ進ラセシ比企尼ノ女ナルベケレバ、丹後局モ頼朝公ヨリ一年カ年長ナレバ、二十ヶ年ノ間ハ俱共ニ御奉公ナサレテ幸ヲ得ラレ、其年間ナル治承三年ニ得佛公ヲ生ミ玉ヘルハ左モアルベキ因縁ナリ、何レニモ義員實ノ妹ナレバ比企尼ハ姨母ニ當リ、養妹ナレバ比企尼デキノ女メナルベケレハ、丹後局ノ母カ姨母カノ比企尼、其夫遠宗ト朝夕ノ食膳ナドヲ伊豆ニテ調ヘラレシ時共、丹後局ハ御給仕ニテモシ玉ヒシ事ハ、誠ニ疑モナキ縁證、此ヨリ明驗ナルハナシ、古来前輩山田聖榮ヤ酒匂安國寺ナド、得佛公ハ頼朝公ノ丹後局ノ御

腹ニ設ケ玉ヒシコトハ説キオカレタレド、抑御局ノ幸ヲ得ラル、根縁ハ如何トモ記述シタルヲ觀ザレバ、愚管テ比書ヲ著稿シタル後ニ、此御乳母ノ忠節ヨリ得佛公モ生レ玉ニ至ツラント考ツキタレハ、此ニ標記シテ尚更ニ博古ノ君子ノ研究センコトヲ希ヒ侍ルノミ、

⑩ (行間)

拾芥抄ノ本朝国郡ノ部ニ此ヲ按ルニ、六十餘州ノ郡數五六百ニアガレド、三字ノ郡名ハ鹿兒島ノ外ニハ一郡モ無ク、又一字ノ郡モナケレバ、二字ヲ用ラル 勅ノ通りナルコト明ケン、 淨国公時ノ史官ニ議セラル時、 怨翁公ノ御譜ナドニ據テ斯モ 令アリシトナン聞及ベリ、 郡名ハ 勅シテ定ラレタル名ナレバ、 舊ニ復シテ餘國ト竝ヘ、 二字ニ書クコソ古ノ通ナルベケレト、 魔ノ一字ヲ二字ニ誤ルノ久シク且便ナルニヤ從ハレケン、 只一郡ノ三字ハ珍シキ郡名ナリ、 左アレド二字ノ時ヨリ三字ニ成テ弥繁昌マシクセバ、 公室ニハ目出度キ名ト謂ヘシ、

⑪ (頭注)

一和泉邦保年若時分令落髮、法名号光珎心安候之処、

三ヶ國以一統、嶋津忠國様被相忍勝劣、雖盡期候、

屋形様御越年御乘陣之儀及度々候て、且者被存御意、

且者多年之防戦故遠慮候、杉方其外小名字少々手替

候て降参候、于今薩劬御調堪忍候、杉名字ハ闕退候、

一和泉邦保最前ハ、 忠國様一ヶ条被得御意候、依早

世其以後相良前續隨縁候、菊地為國御簾中御兄弟候、

以其故邦保嫡男左衛門太夫殿、肥州如隈部郡地頭候、

光珍長續荐ニ抑留候条、求磨人吉堪忍候云々、

外か条略之、

永祿五年九月廿五日 山崎下総介

長真

和泉三河守殿

参

⑫ (行間)

平山武毅ノ説ニ、弘安中了清ノ下向セシ時船ノツキタル浦ヲ船津村ト名ツケ、平山村ノ領家職ヲ以テ居タル城ヲバ平山城ト名ツケシ赴ニ記セリ、左アルニ弘安以前ノ右ニ引ク古書ナドニ、平山ト云地名モ船津ト云ヘ

ルモ既ニトク見ヘテ、其時ノ領家ハ留守真用トアレバ、其以前ヨリノ地名ニハ疑ナキニ、平山先史ノ説ノ誤ナルハ明ケン、

⑬ (頭注)

兼保姓伴氏、高祖伴成房、補和泉庄辨濟使并下司職、後世領之、又為給黎院郡司職、

⑭ (頭注)

「合字恐答字乎」

⑮ (行間)

忠豊後ニ安藝守ト改ム、新納忠武百引・平房ナトヲ攻取リタル頃ニヤ、安藝守モ邑ヲ以テ新納氏ニ降レルヤウニ見ヘタル詞ノ文書アリ、新納氏ノ家老隈江伊勢守匡久ヨリ山田安藝守殿トアテ、拾余通アリ、其レニ明ケン、

⑯ (行間)

寄田ハ其以前ヨリ牧アリン所ニテ、執印左エ門太夫友雄ニ師久公ナドヨリ預ケオカレシコト左ノ如クナレハ義久ニモ賜ツラン、

薩摩郡内寄田村牧事、被致忠節之間、以別儀所預置也、可被存其旨之状如件、

貞治七年三月廿七日

師久御判

執印左衛門太夫入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八九号文書ト同一文書ナルベシ)

先日計申候祈所事、若相違之時者、可致別沙汰候、聊不可有等閑之儀候、兼又寄田^{村脱之}牧事、以別儀^預仰申候、恐々謹言、

卯月二日

氏久御判

執印殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一九〇・二五五・二八九号文書ト同一文書ナルベシ)

(県立図書館本補注ハ伊地知季安自筆朱書ナリ)

雲遊雜記傳 中

雲遊雜記傳卷中

潜隱 伊季安 纂述

一御手持之御城柱

按ニ、御手持トハ其頃御料所御内ヨリ^中又ハ守護領^{國衆}

云詞ナ^{ラン}ナト云ヘル類ニテ、今ノ諸郷ノ如ク諸家ノ私領

ニ非ル外城ヲ云ヘルナラン、玄佐自記ニ手持ノ所々多

カラスナド云ヘルハ、^(勝久)大翁公御手持ノ地ヲ指ト見ヘ

レハ此等ノ類ニヤ、城柱トハ城主ト云カ如クナラン、
聖榮自記ニ揖宿ノ城柱ナド、又文明記ニ河田ノ城ニ押
寄テ攻レトモ城柱ニ河田飛彈守ナド、見ヘ、或ハ壹岐
氏古記ニ鬼ヶ城ノ城柱木脇六郎兵衛尉、又ハ目井ノ城
柱新納河内、城衆ニ本田小城其外云々、又新山城柱知
覽大和守、城衆ハ伊地知三郎九郎云々トモ見ヘレバ例
シ知ヘシ、此ニ御手持ノ御城柱ト見ヘルハ^(忠昌)圓室公御
直支配ノ外城ニテ、某々御代官トシテ御一族ノ人ニ御
内衆ナドヲ差副ラレ其所ニ遣ハシ守ラセ玉フ、今ノ移
地頭ノ類ト見ヘタリ、城柱ハ地頭ノ場、城衆ハ談合役
ニテ今ノ年寄ナトニモ準ヘルカ、抑地頭ト云ハ^(貞久)頼朝
公六十餘州ノ總地頭職ニ補セラレ玉ヒシヨリ、尊氏ノ
世ト為テモ將軍家ヨリ時々奏聞ニ達セラレ進止アル職
員ノ其一ト見ヘ、建武元年二月廿一日、^(貞久)道鑑公ニ豊
後國井田郷地頭職ヲ知行シ玉ヘトノ御綸旨、其外新納
時久ノ新納院ニ地頭セラレ、樺山資久ノ白杵院ニ地頭
セラル類ナト此ナリ、左アリテ國々ノ守護職ニハ守護
代ト云屬官アリテ、其レニ國ヲ預ラルコト、郡郷ノ地

頭ニハ代官ト云屬官アリテ、其ニ諸名ノ御年貢以下ノ

コトヲ沙汰サセラルト見ヘタリ、其屬官ハ守護ヤ地頭
タル正員ヨリ、各其内ノ者ニ云付ラル格ト見ヘ、大浦

口某カ種子島ニ地頭タル時其身ハ鎌倉ニ在テ遙領シ、
上妻氏ヲシテ就テ島ニ代官タラシムノ類、或ハ文和二

年六月六日、道鑑公ヨリ前件井田郷ノ内柴比名地頭
〔都城東條氏建武ノ頃、道鑑公ヨリ大隅國簡野村半分、地頭代官職ヲ
代官職伊地知彈正忠季隨カ跡ヲ、其子伊地知彦七季匡
ニ宛行ハレタル御判物、或ハ寶治二年七月十九日、薩摩
東條藤四郎入道通悟ニ宛行〕

〔延文五年八月廿二日、道鑑公ヨリ薩摩國山門院内本田次郎左エ門入道
國宮里郷益富名主新太夫正持カ田園ノ事ヲ奉行所ノ下
兼阿カ跡兼成河地頭代官職ニ其孫子本田金太郎ヲ宛行ハレシ〕 古書ア
知状ナトニ地頭御代官本田五郎兵衛ト宛ラレシ

〔建武二年三月十一日、道鑑公ヨリ同シク山門院内本田左エ門次郎親兼
カ跡半分代官職ニ本田孫次郎久兼ニ宛ラレシ〕
衛次郎ト載レルコトトモ載ツベシ、又文明七年島津稻

荷ノ遷宮ヲ記タル古書ニモ 武久公御代官宮丸殿ト見
ヘ、此甲午ハ其前年ナルニ、コレヲ御手持ノ御城柱ニ

列シ末吉仁宮丸ト載セレバ、此頃迄ノ地頭ハ舊將軍家
ヨリ仰付ラレタル子孫トモニ非レバ、守護ヨリ地頭ト

ハ仰付ラレザリシニヤ、假令御一家御内ナドニ一城ヲ
預ラル、モ、御代官トカ御手持ノ御城柱トカ云ヒタル

ト見ヘタリ、代官ハ今モ同ク御藏入ノ事ヲ主辛シ、其屬吏ヲ〔代官〕
ト云、時トシテ地頭ヨリ代官ヲ兼ルモアリシニヤ

小根占ノ橋氏日記ニ慶長四年六月小根占・山本・田代三ヶ所、三ヶ
所五千五百石ノ下代被仰付 地頭役・代官役川上右京亮殿、同十二
年卯月長谷場主膳正殿・木原七郎左衛門殿兩人根占ノ代官御當リ、
同十三年十月相良勘解由次官殿根占地頭代官御當リ、同十六年十月
小根占・山本・田代・佐多邊津賀四ヶ所ノ代
官友野次郎右衛門殿御當リナト、見ヘタリ 左アレトモ將軍家

ヨリ仰付ラレタル地頭御家人ノ列ニ、固ヨリ御一族モ
雜ラセラレ、他家モ代々附庸シ来リ、一統ニ守護ヲ敬

重シ奉リ、遂ニ質ヲ委テ御内ニ臣事スル族モ漸ク多カ
リケリ、其時舊ト地頭ニテ御家人タル者ノ子孫ハ、其

由緒ノ通ニ守護ヨリモ本ノ如ク地頭ト仰付ラレシト見
ヘ、氏久公ノ時正平十三年五月朔日、山田諸三郎忠

經ニ上伊敷村ノ地頭職ヲ賜フ、是ノ 公室ヨリ地頭ヲ
置ノ始ナルカ、又應永七年正月廿五日、〔元久〕 恕翁公ヨリ

鹿屋院内下村・中村ヲ本領タル上ハ、地頭領家職ノ
事一曲所被宛行也ト鹿屋周防守ニ賜ヒタル御判物、或

ハ又其八月七日、同院ノ内下村地頭職ノ事依為由緒為
給分所宛行也、任先例可令領知之状如件ト同人ニ賜ヒ、

或ハ永亨〔享〕 年五月十九日、守護代好久ヨリ大禰寢ノ瀬
筒村地頭職ヲ富山氏ニ補セラレタル類ナド大抵同例ナ

リ、ケ様ニ御家人等モ其地頭所ヲ持ナガラ御内ニナリ、
應仁ノ乱ナドヨリ一入足利ノ綱紀モ紊レ、諸國ノ豪族
次第ニ僭侈ニハ成ユキ、御内ト御家人ト自然ニ同様相
成ケル所ヨリ、後々ハ守護ヨリ拜領セシ御内等ノ一所
モ、若クハ御手持外城ヲ一往ツ、預レル御代官ナドモ、
鹿屋氏等ガ御内ニ入テモ、抑御家人時代ヨリ持越シタ
ル地頭職ナドニヤ倣ヒケン、竟ニハ御内者モ同ク地頭
ト唱ル事ニ為リケルト見ヘ、延徳三年三月二十七日郡
山一之宮再興ノ棟札ニ、地頭村田肥前守藤原經安島陰
雜著
ニハ願主肥前ト載セ、或ハ新納越後守等ヲ高城地頭ト譜
ニ記シタル類、其外年代ノ降ルニツレ畜御内ノミナラ
ス、又内地頭ト云事マテ始リケリ、文龜三年串良諷訪
ノ棟札ニ、大旦那忠朝・地頭忠康ナトノ類此ナリ、此
文明六年ヨリ延徳マテハ十八年、文龜ハ三十年コソ後
タレ、然ニ文明六年迄ハ經安ヲ一城持ノ列ニ載セ、郡
山仁村田云々越後守ヲ御手持城柱ノ列ニ載セ、三俣・
高城仁新納云々見ヘテイマタ地頭ノ字ハ無カリシニ、
世ノ變易事ノ沿革スル形勢ナド此等ヲ以テ概知スヘシ、

左アレバ此頃ノ地頭ニハ一所持ラシキモ今ノ移地頭如
キモアリケルカ、斯テ其地頭代官共ハ云ニ及ハス、諸
ノ郡村ニ領主タルモノヨリ一町二町持タル士ニ至マテ、
上代ヨリ大永・天文ノ頃迄ハ、面々皆所領ノ地ニ居テ
各堡障小城ナリ、ヲ其要險ノ處ニ築テ此ニ據有シ、分限ノ廣
狹ハ異レトモ、今ノ俗ニモ家富メル者 三州諸郡ニ往々一所
持ノ風情ナルゾ多カリシトナン、文景御竿ヨリカ始リケン、
起リハ考ヘネド、諸士ノ
給地ヲ支配セラルニ近中遠ト云ヒ、高頭ヲ三割ニシテ一ハ近方、一ハ
中程、一ハ遠方ニ配分セラレタル事トモ寛永中御引付等ニ見ヘタリ、
然ニ菱刈・真幸等ト境目ノ移地頭等ハ格別ニテ、皆其任所ニ賜ヒ、然
ケルコト寛永十年國老貞昌ノ書ニ見ヘタリ、邊領ノ特恩ナルニヤ、然
アルニ 日新公仁ニシテ降者ハ懐ケ、勇ニシテ叛者ハ
討玉、全躰人ヲ殺スコトヲ嫌玉ヒテ國ヲ治メラレ、遂
ニ公室ヲ (實久) 大中公御中興アソバシ、此等ノ領主トモ其
一所々々ノ地ヲ以テ年月ヲ増シ服從シケレバ、 貫明 (義久)
公ノ御代トモハ此御手持イヨ々々盛ニ成立、畜三州ノ
ミ然ルニ非ス、九州残り少ク靡ケ玉ヘレバ、御譜代御
内バカリニテハ諸方ノ鎮戍ニ足り合ハス、其以前ノ戰
國ニ、弱キヲ掠メ堺ヲ長シ居タル伊東・肝屬・禰寢・
菱刈・北原・渋谷・蒲生・豊州・薩州・新納・伊集院・

伊地知・本田等ノ如キ諸巨族ノ一族郎徒トモ数十百人

ツ、御直士ニ召出サレ、諸家大概記又ハ末吉土根元記等ニ出タリ、或ハ橋氏カ日記ニモ慶長十五年十月、電伯様奥様小根占ヘ御光儀、其時名字ノ者トモ百十二人衆中ニ召出サルトアリ抑ノ郡郷ニ抱ハラス

地ノ要害所ノ廣狹ニヨテ配隸ニ多少ヲ分ケ、某々ノ郷

村ニ築キアル堡障ヘ地頭衆中ヲ差置テ守ラセラルコト、

皆此御手持城柱ノ類ニ為シ玉ト見ヘタリ、所謂諸外城

當時ノ外城ニハ郷ナルモ村ナルモ在リケルヲ、後世ニ村ハ皆外

城ト云ニ隸ラレシヲ、安永九年七月外城ヲ郷ト改ラレシト也、此ナ

リ、天文八年正月、大中公 梅岳公ノ御掟ニ、諸士

衆中地頭領主ノ免シナク其所ヲ遁ルモノハ死罪タルヘ

シ、元和八年ノ令ニハ知行召上ラレ、御内ヲ放サルナト見ヘタリ、番符普請役務ノ間ニハ主

人家ノ子迄モ早朝ヨリ農業セヨトノ律令ニテ、城ノ普

請モ修メラレ来タルニ、天下ノ漸治ルニ随テ、元和元

年間六月十三日安藤重信・土井利勝等ノ奉書モテ、諸

国居城ノ外、諸ノ産城ハ悉ク毀テトノ台命アリテ、三

州ノ諸外城モ悉ク毀レタリ、北郷忠能ノ城ヨリ下テ今ノ宅地ヲ營レンハ是歳ノ八月トアレハ、諸外城モ多クハ其頃ナラン、其ヨリ多クハ其城山ノ麓ニ地頭假屋ト

云ヲ別ニ建テ地頭ヲ居ラシメ、其レニ給事セシ衆士ノ宅モ其隣ニ賜ヒ、其一所ノ府本ナル故ニヤ、其村ヲ村

鎮トシテ俗ニ麓ト唱ヘ、今ニ至テ其地頭假屋ヲ吏士ノ

官廨トセリ、此ニ其麓ノ字ヲ用ルコトハ、舊ハ山ニ築

ケル城ヲバ元和元年毀テ地頭ノ假屋ヲ麓ニ移レタルヨ

リ云ヘル詞ナラン、寛永九年、家光公御代替アリテ、翌十年、廻國上使小出對馬守・城織部佐・能勢十

郎トテ三使本藩ニ巡察ノ時、此諸城ヲ異シ一國一城ノ制アリテヨリ

列國皆産城ヲ毀タレ吏士多クハ其城府ニシテ差置ルニ、本藩ハ諸所古

城ノ下ニ衆士ヲ置レ、只今モスハト言ヘ、城ニモ取構ヘキ所多ク見

ヘタリ、是ハ如何ト御尋アリシニ川上久國對テ、昔年、電伯九州ヲ驅

ラレ六ヶ国ニ分ケケル土トモ、大關西征ノ後皆三ヶ国ニ歸来ケレ

バ、城下ハ勿論一所ニ容ル、ノ地ナク、其以前ヨリノ諸外城ニ差分置

面々農業トモシテ渡世サセシニ、元和[○]年間ニ[△]城毀ノ命アリシ

時、斯クハ麓ニ移シ置レ、其節城山迄モ毀セ度仕ケレトモ、其通ニ

テハ甚タ田地ニ妨アレハ其成ニ廢置タリト申上ラレ、三使モ信服アリシトナリ、事ハ久國ノ日記ニ出タリ、其ヨリ尚世

モ彌泰平ニ成リ、追々地頭モ掛持ニ仰付ラレ、只今ハ

飯島・長島ニノミ移地頭ハ遺リラレリ、道佛公ノ御

傳記ニ、領国諸所ノ地頭職ヲ家臣等ニ命スルハ、或ハ

忠節軍功ヲ賞シ、或ハ功ヲ立テ節ニ死タル者ノ子孫ナ

ドヲ追賞シテ彌軍功ヲ勵シメ、或ハ功多ク家徽ナル者

ニハ其小地ヲ擇ヒ何レモ其所ノ[○]城并ニ城付ノ士ト知

ニ地頭ヲ置レシ古例トナン傳ケル赴ニ見ヘタリ、此等ニ據レハ、御手持ノ城柱モ只一城ヲ預ラル、地頭代官ナト兼務ニテ一所下サレ切ノ城主ニハ非ルベシ、

※(頭注)

「伊勢ノ南川維遷カ著閑散餘録云、野中兼山ハ土佐侯ノ上大夫ニテ經濟地理ニ長ス、長曾我部元親ノ遺臣トモニ田地ヲ分チ与ヘ兩刀ヲ佩コトヲ許シテ郷士トス、一郷ニ五十人ホトノ郷士ノ住スル郷アリ、今ニ毎年正月十一日、侯ノ前ニ出テ甲冑ヲ着シ馬ニ乗コトナリ、春臺カ經濟録ニ、土州・薩州ニ郷士有テ古ノ兵農ノ職ニカナヘリトイフハ此意ナリ」

三侯高城仁新納越後守越州

按ニ、新納氏別族越後守忠泰ナラン、忠泰ノ父ヲ悪四郎久頭ト云ヘリ、嫡家二世越後守實久(●嫡)ノ適子ナレトモ故アリ父ノ後ヲ嗣ズ、忠泰モ初メ僧タリシヲ、應永八年 恕翁公命シテ還俗セシメ十郎忠泰ト號シ、三侯院高城地頭職ヲ授ラレ采地六十町ヲ賜テ、文明元年己丑十二月八日、享年八十一ニテ卒シ、子刑部少輔忠親嗣

キ、亦父ノ任ヲ襲テ高城ニ地頭タリト譜ニ見ヘタリ、左アレバ此甲午ハ忠親ノ時ニシテ、忠泰ハ既ニ歿シ六年ノ後ニ當レリ、忠親父ノ稱ヲ襲キ越後守ト改ルニ非レハ、父子任ヲ同スルニヨテ傳聞ノ誤ナラン、此事ヲ中野安房守歳信ガ永正十六年九月書記シテ新納越後守殿ニ進ラセシ文ニ、庄内三侯之内六十町御給侯テ三侯高城東五百町之衆頭ニ御定候ナリ、是ハ誰モ々々御存知ノ前ニ候云々見エタリ、然ヲ此ニハ御手持ノ城柱ニ列セリ、夫ヲ譜ニ地頭ト書キシハ実ハ一職ニテ、忠親ノ頃迄ハ地頭ト唱ヘル事ハナカリシカト、後人追テ書スルニ、時ノ職名ニ從ヘルニソアラン、蓋此頃守護ノ御内ニ抑ヨリ居タルモノイマダ地頭職ト仰付ラル事ハ無カリシト見ヘタリ、下章ノ宮丸氏ヲ御代官ト書ケル事トモ併考ベシ、語ハ御手持ノ註ニ詳ナリ、三侯ハ前卷ニ註セリ、高城ハ諸縣郡ニ在リ、又此甲午ヨリ四年日文明九年丁酉壹岐加賀古年代記ハ八年丙申ニ作レリ七月四日ニ三侯高城御請取、八月六日ニ祐堯様・祐國様三侯ニ御越候ト壹岐加賀守ガ年代記ニ見ヘレバ、此時伊東領ト為リシニヤ、

去レド程ナク取返サレケン、明應四年乙卯、三俣當家
 へ參ト同記ニ出タリ、此時又伊東ニ屬ケルカ、忠親此
 兩年ノ間ニハ別邑ニ移レルナラン、伊東カ事ハ國衆之
 列ニ出タリ、

末吉仁宮丸

按ニ、樺山氏三代安藝守教宗ノ第三子宮丸二郎太郎知
 教トテ七十五歳ニテ歿シ、法號直嚴久活ト云人見ヘレ
 バ此ナラン、寛正六年二月、(立込)節山公伊東祐堯ノ女ヲ
 娶ラセ玉時ノ御役賦ニ、御迎ハ宮丸殿、御輿寄ノ右ハ
 宮丸太郎三郎殿ト見ヘ、其ヨリ九年目此甲午ニテ、其
 翌年ニハ又鳥津之稻荷之御遷宮、文明七年乙未八月二
 十一日、武久公御代官ニ宮丸殿孫子ノ鶴丸殿御整取
 申サレ、穎娃諸事取ナサレ候ト見ヘタリ、此ニ末吉仁
「題宮丸公扇面 享祿五年 巢松以安」
 宮丸ト載セシハ此御代官宮丸殿ニテ、即二郎太郎知教
滿舟載穀匪魚船 不出蘆花淺水邊 疑是老翁誤歸去 當知待月賦詩篇」
 ヲ指セルナルベシ、太郎三郎殿トハ其子ニテ、鶴丸テ
 フノ父ニモ當ルナラン、此甲午ニハ御手持ノ城柱ニ列
 シ、翌年ハ御代官ト記セシヲモテ、當時イマダ地頭ノ

僭號抑御内タル衆ニハ非サリシコト觀ツベシ、説ハ御
 手持ノ下ニ云オキヌ、末吉●天ハ隅ノ噲歌郡ニ在リ、宮
 丸ハ諸縣郡都之城ノ今ハ村名ナリ、舊ハ益丸ト云十二
 町ノ村トナン宮丸譜ニ見ヘタリ、其先足利義康ヨリ出
 ツ、義康三男義兼、其次男畠山遠江守義純、其子上野
 守泰國、其三男久木崎藏人國房テフモノ (忠込)得佛公ノ封

ニ就キマスニ從テ島津ノ御所ニ仕ヘ奉リ、采地八町八
 段ヲ北郷院ノ益丸ニ賜ト云ヘリ、其子益丸六郎右衛門
 國盛ガ時、益丸十二町ヲ知行シ改テ宮丸ト號ス、其子
 益丸六郎右衛門道隆、其子六郎五郎道經、其子宮丸藏
 人道時幼字六三郎一三郎女アリ、北郷資忠ニ嫁ス、柏庭禪尼此
 ナリ、他男子無シ、因テ益丸十二町ヲ婿ノ資忠ニ界フ、
 是ニ於テ資忠城ヲ益丸ニ築キテ都城ト号シ、北ニ居リ、
 寺ヲ益丸ニ建テ道時ガ菩提所トス、今ニ宮丸村ニ在ル
 興金寺此トナン見ヘタリ、彼宮丸知教ハ樺山音久ノ孫
 ナリ、音久ハ乃チ資忠ノ次子ナレバ道時ガ外孫ナラン、
 左アルニ因テ後嗣ニモ為リ家號ヲ冒スカ、抑又邑ヲ宮
 丸ニ食ムニ因テ別ニ此ヲ氏ニスルカ、其ヨリ後樺山長

久ノ三男ニモ宮丸次郎太郎久形ト云、野之^⑨三谷ニ戦死シタル人ナド玄佐自記ニ出タリ、永正十七年七月朔日、「天文二年菊月十八日、藤氏宮丸中書公当小敏忌之辰供佛齋僧ヲ攻時カ、或ハ其弟中務少輔久任モ宮丸ヲ氏ニシタルト譜ニ見ヘ小詩奉追悼以供于靈前云、巢松軒以安老人」此甲午ハ僅十九歳タリ、然モ長久ハ康正二年ニ生レ、「藤氏ハ高孫愜素聞筆書歌詠出其群、明朝十九日佳節先采黃花欲酬君ナレバ、其三男ノ久形ニシテハ孫子ト云詞ニ合ハザルト乱道集ニ見ヘレハ、藤氏中務久任ハ天文元年九月十八日死セシナラン」去リテ前ニ引ク寛正六年ノ役賦トハ斯ナン、

嶋津甲殿立久様従山東御前迎之御役人、御迎者宮丸

殿、御輿寄左末弘十郎四郎殿、右宮丸太郎三郎殿、

松明役左長野助五郎方、右同千代松丸、御中間二

人、御待女房、新納十郎殿御内方ニ而候、御宿ニ而

御飯迎之時御酌、新納十郎殿御加、同安萬丸、御包

丁人、中条方・萩原方、御祝儀御在所ハ鵜戸上御城

ニ而候、

寛正六年二月廿九日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

「島津忠国祐安ノ御掣也、島津立久祐堯之御掣也、島津忠治尹祐ノ御掣也、伊東譜大和守祐堯應永十六年己丑生、文明ノ次女、按ニ、伊東譜大和守祐堯十七年卒、年七十七歳、

也、三代如此、相良殿・新納殿尹祐之御掣也、

野村腹、島津修理亮立久室、修理亮忠昌母上ト見ヘ、右、落合若狭入道兼朝聞書ニアリ、

又式引物於鵜戸島津殿江御参會之時、落合河内守仕ラレ候、又島陰雜著ノ市来院稻荷五社大明神ノ上梁文ニ、

邦君母氏某甲謹獻青詞云々、伏希薩陽日三州ノ大守藤

原朝臣武久命運亨通云々、専祈信女藤原氏甲寅身宮安

泰云々、其末ニ文明十年龍集戊戌十二月十一日再興願

主藤氏女敬白ト見ヘ、又御系圖ニ、忠昌公ハ寛正四年

癸未五月三日御誕生、母梶原三郎太郎弘純女ト見ヘ、

又廟堂要覽ニ、立久公後御夫人梶原弘純女茂山妙方大「オイ」

姉、文明十七年乙巳十一月十七日、御石塔市来龍雲寺

年四十五、法名宣徳院殿庵庭往禱ト申ケルコト村田譜ニ見ユ、「文安五」

ト見ヘ、又或書ニ、立久公初ノ簾中鏡堂妙圓大姉、伊

東大和守祐堯ノ女、此腹無御子ト見ヘタリ、又此鏡堂

妙圓大姉ハ、立久公前御夫人ニテ御法号ノミ傳リ、御

三人目御夫人ハ法号モ知レザリシニ、寛政三年辛亥四

月命アリ、福昌寺岱田六月芳雲慈光大姉ト拜撰シ、御

両靈トモ竜雲寺ニ安置シ玉ヘリ、今此等ヲ觀テ彼御役

賦ヲ按ニ、御前迎トハ御婚禮ノ事ニテ、今ノ俗ニ御前

ケト云ハ迎ト云ヲ約メタル譌リニテ、常人ニ云ヘルハ

『帖佐龜泉院ニハ、大且那龜泉院殿茂山妙才大姉文明十八年丙午二月十日
 曆ナルヘシ、寛正六年ハ、立久公既ニ梶原氏ヲ御夫人
 七日逝去、依之為御茶湯用山野并高五石一升三合寄附アリシニ、元和
 ニシマシテ、忠昌公モ御誕生マシノ、御三ツニ成マ
 五年召上ラルト云々』

君母氏或ハ信女藤氏甲寅身宮ナド見ヘルハ、此寛正六
 年 立久公三十四ノ御時迎玉ヒシ伊東祐堯女ノ御前様
 ヲ云ヘルナラン、甲寅身宮トハ永亨六年ニ甲寅アリテ、
 御父祐堯二十六歳ノ時ニ當レバ、其年野村氏ノ腹ニ生
 レ玉ヒシ御女ニテ、三十二ニ成マス二月御婚姻アリシ
 ナラン、左アリテ十年目此文明六年ノ四月、立久公
 御逝去ニテ御寡婦ニ成セラレ、又五年目四十五ニ成マ
 ス文明十年、市来ノ稻荷ヲ再興シ玉ヒ、其時既ニ武
 久公忠昌公ノ御初名御代ナレバ、邦君母氏トモ書ツラン、又
 伊東ハ藤原ナレバ、藤氏女トモ書キ、其年四十五歳ハ
 甲寅ノ御生レナレバ、甲寅身宮トモ書キシナルヘル、
 若此邦君母子氏ト云ヘルヲ弘純ノ女ニ當レバ、平氏女
 トコソ書クベキ理リナレ、弘純ノ系ハ桓武（帝）ヨリ出タ
 ル平姓ナリ、梶原景季ガ弟平次左衛門景高六世孫彌次
 郎滋純、薩州日置郡ニ下向シテ北原氏ヲ號シ、其子帯

刀助純、三男兵庫、其子將監、其叔父北原弾正治純
 兵庫ガ女ヲ娶テ弘純ヲ生メリ、弘純男女二人、女ハ

島津立久内室、男ハ純信ト見ヘ、聞フル平氏ナレバ、
 桂庵何ゾ藤氏女ト書シヤ、況既ニ梶原氏 忠昌公ヲ生
 セラレ御三ツニ成マス時、伊東氏ハ御年モ三十三ヲ踰テ
 迎ヘラレ玉フ御前様ト見ヘレバ、前後ヲ分テ申サバ是
 コソ必ス後御夫人ニテ、梶原氏ハ初ノ御簾中ナラン、
 然ヲ世上ノ廟堂要覽ナドニ後御夫人梶原云々載センハ、
 恐クハ傳寫ノ誤ナラン、去レド又初御簾中ニスレバ、
 梶原氏ハ寛正四年 忠昌公ヲ生マセル、以後兩三年ノ
 間ニ御卒去カ御離別カニ非レハ、同六年迎マス伊東ヨ
 リノ御前様（ト）兩御夫人并ヒ立マス理リナリ、且ツ逝レ
 マシタモ寛正六年ヨリ二十一年後ナル文明十七年ニ御
 卒去ニテ、御石塔ハ市来龍雲寺、御法号ハ茂山妙方大
 姉ト申上ルヨシ要覽ニ載セアレバ、亦初ノ御簾中トモ
 申ガタシ、故愚竊ニ考ヘルハ、梶原氏ハ必ス御内證様
 ニテ、伊東氏ハ本御前様ニ迎ラレ、 忠昌公御三ツノ
 時ヨリ御養ニ遊バシ、御嫡母様ノ御屬キナレバ、桂庵

モ棟札ニ邦君母氏ト書キ、伊東譜ニ島津立久室、忠昌
母上ト④載セ、梶原系(マ)ニ立久内室ト書キタルナルベシ、
若シ強テ御両氏トモ御夫人ニスレバ、梶原氏御蚤世カ
御離昏カアリテコソ伊東氏ヲモ迎玉ヘレ、左アレバ彼
文明十七年御卒去アリシ茂山妙方大姉ト申マスハ、伊
東ヨリ来玉ヒシ 忠昌公ノ御嫡母様ノ御事ヲ申上ルニ
非スヤ、文明十年ニハ市来ニ稻荷社ヲ御再興アソバシ、
其棟札ニ邦君母氏藤氏ノ女ト見ヘルニモ合ヒ、其ヨリ
七八年ノ御卒去ニテ、御石塔市来ニ在ケル事トモ所縁
アルガ如シ、何レカ疑ヒヲ免レザレバ、誠ニ淺陋ノ臆
説ニテ斯ク妄評ヲ為スコト甚恐モ多カレド、今宮丸ガ
事ヲ引クニ付ケ、鳥渡愚ナル胸ニ浮ビヌレバ、筆ニ隨
テ此ニ註シ姑ク識者ニ問ノ梯子トセリ、末弘十郎四郎
ハ都城衆ナリ、長野助五郎ハ谷山ニ居テ屢御犬手組ニ
見ヘタリ、皆下章ニ詳ナリ、新納十郎トハ高城城柱越
後守忠泰ガ元服シタル時内田十郎ガ獻シタル幼字トナ
ン聞ツレトモ、寛正六年ハ忠泰七十七ノ時ニ当レバ既
ニ越後守ニモ改メ、其子忠親父ノ幼名ヲ襲キ此頃十郎

ト云ヘルニヤ、同安萬丸トハ新納是久ノ子伊勢守友義
ノ幼名ナルカ、後ハ忠泰ノ婿ニテ、其曾孫武藏守忠元
ノ小字ヲ安萬丸ト云ヘルニ據レバ曾祖モ斯ゾ云ヒタル
カ、姑ク註シテ考ニ備ルナリ、

牛山仁伊集院三郎左衛門尉

按ニ、伊集院氏別族上野介継久カ初ノ稱ナリ、継久ハ
嫡家彈正少弼頼久ノ第三子ニシテ七世大隅守熙久ノ弟
ナリ、熙久ハ 齡岳公翁主(氏久)ノ所生ニテ 大岳公(忠國)ノ翁主
ヲ承テ 圓室公ノ御姑婿ナレトモ、イマタ 公ノ生レ
マセン十四年前寶徳二年陰謀露レケレバ、大岳公御
婿ナガラモ為ニ師ヲ起シテ攻伐シ玉ヒ、遂ニ伊集院ヲ
委テ肥後ニ出奔シ、子大隅守經久・孫筑前守久雄ニ至
テ歸參セリ、九世家督此ナリ、然ルニ熙久出奔ノ後ハ、
頼久庶兄讚岐守久教チウノアリシニ、其子刑部少輔忠
昌トテ継久トハ堂兄弟ナルモノ河邊ノ西城ニ居ケルヲ
バ、大岳公ノ命ニテ宗職ヲ授ラレシトナン其譜ニ見
ヘレド、此文明六年ハ彼寶徳ヨリ二十五年許後ナレバ

ニヤ、河邊ハ薩州家ノ御持城ト下章ニ見ヘ、且ツ継久
 ホド頭ハレタル伊集院氏更ニ見ヘネバ、此頃ハ継久宗
 職ヲ司レルカ、其子延久ト俱ニ歴トシテ文明記ニ出タ
 リ、今大口ノ伊集院氏則其後ニテ、外ニ継久ノ叔父大
 田伊豫守久勝大口ノ村名ニ大田ト云アリ、此ニ因ルカガ子孫、或ハ丸田堀内
 等ノ族類大口ニ多ク、又熙久二男二郎左衛門尉辰久ノ
 子息与一殿トテ継久ノ姪孫モ、牛屎院ニ無キガ如ク居
 住セシコトトモ古書ニアルモ、皆継久ガ所縁ナルカ併
 セ觀ツベシ、伊集院半右衛門久元モ大口ニ地頭タレトモ其前ヨリ見ユ、牛山トハ薩州大
 口ノ舊名トナン云ヘレド、則牛屎ノ別名ナルカ、伊佐
 郡牛山・羽月・山野・平泉・入山今ハ市山ト云五ヶ所ノ總
 名ヲ牛屎院ト云ヘルトゾ、當院ハ抑大秦氏ノ屬傳領シ
 テ牛屎ヲ氏ニスルカ、然ルニ平族安藝判官基盛ノ子薩
 广守信元或作信基、保元ノ軍功ヲ以テ牛屎・祇答阿院ニ封
 セラレ、其第四子薩摩四郎元衡、保元三年八月、牛屎
 院ニ入部シ大口ニ居城シテ世々院司タルトゾ、然アル
 ニ何レノ世トカヤ、夢想ヲ受シトテ平姓ヲ改メ大秦ヲ
 冒シケルトナン、蓋シ其以前ノ領主大秦氏ニテ其祀ヲ

嗣ケルナラン、保元ヨリ二十五年許後ナル壽永元年京
 乱ノ頃、彼從臣赤田某始テ牛山ニ築テ院外ノ寇ニ備ヘ
 ケルヲハ、相良ト菱刈ト兵ヲ合セテ牛山城ヲ攻陷シ、
 其ヨリ院ヲ分テ領ストモ云ヘリ、相良三郎長頼カ肥後求摩建久年中トアレバ、此ニ云壽永元年ヨリ十年許以後ノコト也其時ノ事ニヤ、小城八郎重通
 チフモノ傳領ノ地タリト鎌倉ニ訴ヘケレバ、壽永ヨリ
 五年目ニ當ル文治二年、頼朝公ヨリ嶋津庄惣地頭惟
 宗忠久公ノ御取次ニテ彼重通ヲ牛屎院ノ郡司弁濟使ニ
 仰付ラレケルニ、大秦元光牛屎元祖ハ元衡、二代左エ門尉元包、三代元重、四代太夫判官元永、五代即民部丞元光此ナリ、一説元衡ハ元光祖父ノ弟トアリ、然レハ元重ノ弟ニ當レリ、孰カ誤アルヘシ舊ヨリ相傳
 ヘタル證據ヲ訴陳シケルニヤ、翌三年五月三日、頼
 朝公御下文ヲ以テ遂ニ重通ハ差免サレ、元光ニ牛屎院
 ヲ本ノ如クニ安堵サセ玉ヘリ、建久八年圖田丁ニモ、
 牛屎院三百六十町内永松二百四十町、院司元光ト見ヘ
 シハ此ナリ、其ヨリ此族屬イヨク繁茂シ、花北・山
 野・羽月等ニモ族ヲ分ケ、各其邑ニ因テ氏ニセリ、文
 保元年、薩摩ノ御家人ニ牛屎院地頭御代官牛屎二郎左
 衛門入道・羽月右衛門入道・牛糞五郎左衛門・同兵衛

入道ナト多ク出タリ、又貞治二年 (前) 定山公訴状ニ、牛屎近監高元 左近 將監同一揆ナト見ヘタリ、此等ヲ牛屎一族ト云ヒ、皆大秦姓ニテ應永ノ季頃迄ハ盛レルニヤ、福昌寺ノ奉加帳ニ、牛屎越後守久元・羽月豊後守元忠・山野因幡守頼元ナド出タルニ、文明二年聖榮ノ書レシ怨翁公御傳ニ、難儀合戦ニハ牛山・花北ナト、又大岳公御傳ニ、征伐セラル方々牛山一族悉ク其等ノ跡ヲ御料所トシテ御一家御内ニ御配分トナト見ヘレバ、継久ノ移テ牛山ニ居城セシハ此時ニテ、亦御代官ト為テ一城ヲ預ラレ、外ニ御内衆岩野・加治木三郎四郎チフ士ナド差副ラレ、此甲午ノ頃尚此ニ居城セシナルヘシ、壹岐賀州カ所謂城柱ト城衆ハ此ナラン、斯テ天正十五年伊地知備後守重廣 入道喜甫、季安九代祖、ガ愛宕ニ寄進シタル鰐口ナド牛屎院平和泉村勝軍庵開山之時ト記セシヲ、慶長十五年岩崎与右衛門尉秀之 入道猶存、應永十八年菱刈院地頭職ノ列ニ岩崎六郎左エ門入道知行久留名河屋門一、重富名隅箇ガ入權現ヲ再興シタル棟札ニハ、薩州牛山院平出水村トナド、又元和二年十二月宇佐八幡ノ棟札ニモ、薩州伊佐郡菱刈牛山院鎮守トモ

アレバ、牛山モ牛屎モ共ニ同院異名ナルコト以テ知ルベシ、屎ト云フ嫌ヒテ山ノ字ニ易ヘシナラン、抑又大秦氏ノ由来ヲ姓氏録等ニ按ニ、山城諸蕃漢ノ部ニテ秦 イミキ忌寸ノ下註ニ出タリ、大秦公宿禰ト祖ヲ同セリ、皆秦ノ始皇ガ後ナリ、物智王・弓月王チフモノ十六代 應神帝十四年ニ来朝シ表ヲ上ケ、更ニ國ニ歸リ百二十七縣ノ狍姓ヲ率ヒテ皈化シ、金銀玉帛種々ノ寶物等ヲ獻リケレバ、帝コレヲ嘉シテ朝津間腋ノ上ノ地ヲ賜テ此ニ居ラシム、男四人アリ、真徳王・普洞王 古記云、浦東王。雲師王・武良王ナリ、十七代仁徳帝ノ時、普洞王ニ姓ヲ波陁ト賜ヘリ、此即秦ノ字ノ訓也、其男ヲ秦公酒ト云ヘリ、父普洞王ニイマダ姓ヲ賜ハザル前ニ其徒劫略セラレテ、酒ガ時キ見ニ在ル者僅クニ一ツモ存セザルニ、二十二代雄略帝ノ皇后ハ幡梭姫ト申奉リ女工ヲ習玉ヘルニヤ、帝ノ六年春三月、皇后及ヒ諸妃ニ詔アリテ、桑葉ヲ執テ蠶業ヲ勤メマセト在リケレバ、酒其狍族ヲ率ヒテ此業弘メントヤ思ヒケン、勅使ヲモテ其徒ヲ招集シテ雄略帝ニ訟ヘケレバ、帝乃チ小

子部雷ヲ使ニ遣ハシ、大隅・阿多隼人等ヲ率ヒテ捜サ
レシニ、秦氏九十二部一萬八千六百七人ヲ集得ラレ、
遂ニ此等ヲ皆彼ノ酒ニ賜ケレバ、按ニ、天平宝字三年ノ紀
天下ノ諸姓ニ君ノ字
ヲ着タル者ハ公ノ字ニ換ヘヨト見ヘタリ、酒ハ雄略ノ御世トアレバ、
イマダ秦公ト云ベカラズ、且其父ニハ仁徳ノ時姓ヲ賜ヒ、子ハ雄略
ノ時ニ訟トアルハ問ニ帝五六主ヲ歴テ、其以前神代ニハ雅日女
リ、恐クハ皆追書若クハ傳聞ノ誤也其以前神代ニハ雅日女
ノ尊生田神也、齋服殿ニマシクテ神ノ御服ヲ織ラセ玉ヒ
シトナン傳ヘレド、應神帝ノ十四年ニ物智王等ガ来
朝シテ獻レル種々玉帛ホドニ縫織ノ道日本ハナホ開ケ
ザルニヤ、同三十七年ノ春、使ヲ吳國ニ遣ラレテ其業
ニ工ナル女ヲ求メ玉ヘルニ、兄媛アトヒメ・弟媛ウヂヒメ・吳織ウヂオリ・穴織アナオリ
トテ四人ノ女ヲ獻リケレド、此雄略ノ御世マデハ養蠶ウカシ
ノ絲ナド尚モ乏クシテ、イマダ遍ク世ニハ行ハレザリ
ケンニ、帝ノ十四年、吳國ヨリ使ヲヤリテ漢織ウヂオリ・吳織
及ヒ衣縫ノ女ヲマタ獻リケレハ、此等ヲ師ニシテヤ習
ヒケン、秦公酒其數多ノ秦氏ヲ率ヒテ蠶ヲ養ヒ絹ヲ織
リ、多ク筐ニ盛テ闕ニ詣リ、丘ノ如ク山ノ如ク朝廷ニ
積タテ、貢進シケレバ、帝大ニ嘉シテ特ニ寵號ヲ禹都
萬佐ト賜ヘリ、是盈積テ利益アルノ義也トゾ、是ニ於

テ諸ノ秦氏ニ役シテ、宮ノ側ニ八丈ノ大藏ヲ構ヘテ其
貢物ヲ納玉ヘリ、故ニ其地ヲ長谷朝倉宮ト云ヒ、始テ
大藏員ヲ置テ長官トハ為シ玉ヒ、同十六年ノ七月、遂
ニ桑①ニ宜②田縣ニ詔アリテ、桑ヲ殖立ラルコトニ為レ
リ、皆秦氏等カ功ナラン、斯テ秦氏本ト一祖ナレトモ、
子孫等ノ居所ニ依リ仕業ニツキテ數腹アノハニ別レケルニ、
按ニ、腹トハ族類ノコトナリ、①今喜界島ナトニテ親類ノコト、②腹内ト
云ヘリ、我朝ノ古言也、家来ヲ殿原ト云モ家ノ子・郎徒ノコトナル
シ、③四十五代聖武帝ノ天平二十年、京畿ニ在ル者ニ
ハ咸改テ伊美吉ノ姓ヲ賜トナン見ヘタリ、彼大隅・阿
多隼人等ガ一萬八千六百餘人ノ秦族ヲ搜シ得タルト云
ニ據レハ、多クハ秦氏薩隅ノ間ニ繁衍セシニヤ、正嘉
元年丁巳十一月隅州臺明寺ノ鐘銘ニ、大工高麗コウライ行則・
同助行ナト見ヘシモ狛姓ノ族裔ナラン、養老・天平ノ
頃、薩摩隼人・大隅隼人等ノ入朝シテ調物ヲ貢シ、或
ハ天平十八年ナドニハ日向國風雨共發、養蠶損傷、仍
免調庸トモ、或ハ天平神護二年ニハ日向・大隅・薩摩
三國大風、桑麻損盡、詔勿収柵戸調庸トモ、或ハ外從
五位下秦忌寸養守ガ寶龜五年ニ日向守ト為リ、同六年

ニハ又外從五位下大隅秦忌寸三行ガ隼人正ト為リタル事トモ續日本紀ニ見ヘ、又大隅國ニ桑原郡、或ハ肝屬郡ニ桑原ト云地共和名鈔ニ見ヘ、或ハ今ノ國分・清水・踊・横川・日當山等ノアタリヲ桑東郷・桑西郷ト云ヘルコトモ調所ガ古書ニ見ヘ、或ハ國分ニ隼人城正長二年境ヲ記シタル古書ニ西ハ隼人城ナド、又ハ玄佐自記ニ大永五年九月本田三河守親安ガ清水ノ隼人城ヲ攻取タルコト見ヘ、城内ニ天文四年十月本田兼親ガ大旦那ニテ隼人ノ靈ヲ鎮ントテ建タル五社宮アリ、彼ガ領シ居ケル時清水ノ本城アルニ對シテ新城ト改タルトゾ因テ社モ新城ニ在ル也、ト云遺墟、或ハ曾於郡ニ隼人塚、薩ニモ伊集院ニ桑畑村ナド在レバ、此等ヲ以テ大隅隼人ナドカ搜集メタ秦氏等ノ蠶ヲ養ヒ絹ヲ織タルチフ事ト、其後大隅・薩摩等ノ賦ニ蠶ヤ桑麻ノ事ヲ段々載セラレ、或ハ其秦氏ヤ縫織ノ女ガ始テ来タル時ノ御門ナル應神帝ヲ此桑原郡ノ内村調所ガ古書ニ内村三十丁、内山田村五十丁ト桑西郷ノ内ニ見ヘタリニ祀リ、且其末社ノ若宮ニ彼等ガ先祖ニ波陲ノ姓ヲ賜ヒタル仁徳帝ヲ祀リ、三之社ニ隼人命・大隅命・桑幡宮ナド、祀レル事トモ、或ハ松永村國分ノ小鳥ノ森ニ玄幡大明神ト國分詞ルモアリ、吳織ノタレヲ後ニクコト訛ルカ、考ヘシ彼此ト參ヘ考レバ、專ラ此桑原アタリニテ秦氏等ガ四女ノ織業ヲ継キ、

桑ヲ植シ蠶ヲ養ヒ、老者帛ヲ衣ルノ聖道ヲ弘メタルト見得タリ、諸國ノ郡郷ヤ山川原野ナドニ名ツケル多クハ所由アル夏トナン和銅六年ノ紀ニナト出レバ、實ニ此郡ナド養蠶ノ為メ桑ヲ植立タル野原ナルニ由テ名ヲ得タルナルベシ、斯テ其秦氏等ガ此薩隅日、舊ハキト晉ノ空國ト云ヤウナル何ノ彩色モ無キ山國ナリシニ、スル貢物ヲ仕開キ、日本都鄙其力ニテ帛ヲ衣テ身ヲ煖メル事ニ成リテ、拔群世ニ功ヲ建タル故ニヤ、前ニ云ヘルガゴト禹都萬佐ト云籠號國分ニ宇豆峯又宇豆川ナト云ヘル山名ナル意美吉ト云姓ナド賜ヒ、日向守ヤ隼人正ナドニモ立身シテ莫大ノ特恩ヲ蒙ルニ至ツラン、然アルニ其根端ヲ尋レバ、畢竟應神帝ノ厚キ御仁慮ニ本ツク事ナレバ、幸彼等ガ其業セシ桑原ニ初ヨリ先社ノ在ケルニ、又此帝達ヲ祀祭シタルナラン、左アリテ此ヲ八幡宮ト崇メラルハ、八ト云詞ハ倭語ニ八百・八重・八尋屋・八戸扉・八醞酒・八十島・八千代ナト、只彌イガ上ニモ多ク數ヲ定メス云詞ニテ、漢語ノ若干ノ意ナルカ、幡トハ一ニ幟トモ云ヒ、或ハ織ニモ作り、字ハ異レド

音モ實モ同シテ、布帛ヲ作ル總名ヲ織ト云ヘル赴ニ字
 典ニモ見ヘ、又和名ニテ織ルコトモ幡ノコトモ其工ヲ
 弘メル秦氏等ノ姓モ共ニ同ク波陀ト訓スレハ、八百萬
 ノ織物ヲ世ニ廣メマス宮ト云意ニテ、廣幡若ハ八幡宮
 ナト、尊號ヲ諡リ奉レルカ、山城國風土記ニ八戸扉・
 八醜酒ナド、彌ノ字意ニ書ケル、古ノ句例ナラン、然
 ラ延喜式ノ神名帳ニハ桑原郡一座大鹿兒島神社ト載ラ
 レタリ、此ハ舊社ノ神號ナルヘシ、舊社ハ尚其ヨリ昔
 シ神武ノ時トカヤ、夫ノ無目籠ニ入ラレ、海神ノ宮マ
 テユキ玉ヒシ彦火々出見尊ヲ斯ナン此ニ祠ラセ玉ヒケ
 ルニ、三十代欽明帝ノ五年ニ八流ノ幡此社ノ寶殿ニ
 顯座マシノケルトテ、八幡宮トハ崇メテ會セ祭ラレ
 タルトナン石清水善法寺ニ傳ケルト云ヘリ、左アルニ
 モ、抑 應神帝ニ斯ル所由アル秦氏等ガ蠶事ニヤ供ヘ
 シ此桑原ニ始テ斯ク顯レ玉コソ誠ニ神明ノ不測ナレ、
 去レド愚ナル凡情ニテ云ヘバ、斯ル謂レノ神託ニテモ
 無カリセバ、只八流ノ幡顯レマシ、トテ、十四五代前
 ナル 應神ノ御靈ナルコトヲ、二百餘年モ後ナル人イ

カテ能ク覺ンヤ、豊前宇佐郡ノ八幡太神ハ此(二十六七)ヨリ六七
 年以後 欽明帝三十一年十月、其國菱形ノ池邊ニ居タ
 ル民家ノ兒三歳ナルニ神託アリテ、我ハ 人皇十六代
 譽田八幡麻呂ナリ、諸州ニ跡ヲ垂レタリ、今又此ニ顯
 ルト宣ベルトゾ、斯ル靈驗豊前ニ顯レマシテヨリハ、
 此五年鹿兒島神社ノ寶殿ニ顯座シマセシ八流ノ幡モ、
 サテハ 譽田天皇ニテマシノツラント人皆手ヲ柏テ
 覺リタランハ左モアルベシ、左ヤウノ神託無カリシ間
 ハ、諸州ノ垂跡アリシコトハ明ナレトモ 應神ノ垂跡
 トハ悟リ得ザル理ナリ、神ハ本測ラレザル理トハ云ヘ
 トモ、明ハ迹ニ顯ハルノ名トナン聞ケリ、萬代ノ今ニ
 賤男賤女マデモ身ニ斯ク織タル物ヲ衣セマス程御徳ノ
 迹ニ顯ハレ玉フコト、孰カ此ヨリ明ナラン、故ニ此明
 ラケキ御迹ヲ仰キテ 八幡宮ト尊ミ祀ルモ、人々衣ヲ
 着ル程ノ者皆其本ニ報ル理ノ當然ナレバ、古ノ人モ心
 ハ今ニ替ラデ左コソ崇メツラント、漫リニ理ヲ測リテ
 此ニ大秦ガ事ヲ引ニツレ、聊カ臆説ヲ述テ識者ニ問ヲ
 埃ノミ、斯アリケレバ牛屎氏ガ夢想ニヨテ大秦氏ノ祀

ヲ嗣キタル事トモモ、亦必ス其所因アルコトナルヘシ、
河野通古ノ大概記ニハ、大秦姓牛屎氏・井出籠氏・羽
月氏・柿木原氏ナト一家ニテ、大秦姓ハ秦徐福カ蓬萊
ニ不死ノ藥ヲ求^(④メ)ニトテ日本ニ來タルト申傳トアリ、物
智王ヲカ事ヲ云ヘルナルヘシ、

串木野仁河上將監

按ニ、川上氏別族左近將監忠塞ナリ、忠塞ハ嫡宗五世
上野介兼久ノ第三子ニテ族ヲ分異セリ、文明十五年八
月、圓室公御不例ノ御願ニ笠掛ヲ新田宮ニ講セラレ
ケル射手ノ中ニ島八トアル註ニ、河上左近將監殿一男
又八郎殿^{後者被任掃部介}ト見タリ、此ニハ左近ト云ヲ略シタ
ルナルベシ、古書ニ其例尤多シ、牛屎高元・新納久吉・
伊地知重春・川上久國等ノ將監ヲバ時トシテ左近ヨリ
書キ、或ハ略シテモ書ク類此ナリ、串木野ハ薩ノ日置
郡ニ在リ、初メ承久ノ頃ハ成枝薩摩六郎忠直ガ三男串
木野三郎平忠通チフモノ此ニ居城セリ、邑ニ因テ氏ニ
シツラン、其ヨリ世々傳領シタルカ五世七郎忠秋ニ至

テ譜見ヘストナン、前ニ引ク聖榮ノ書ニ市來・羽島ナ
ドハ 節山公ノ時御成敗アリテ御料所ト為リシコト見
ヘ、其御計策ハ市來筑前守久家カ別族、代々河上村ニ
地頭セシ河上山城守家、其邑ヲ以テ寛正二年五月、
立久公ノ顯臣河上又八郎忠塞・大寺彦左衛門幸朝ニ因
テ竊ニ公ニ降リケレバ、公先ツ忠塞・幸朝ヲシテ守家
等ト盟ハセ、十一月二十四日、公モ亦盟載ヲ賜テ、同
三年遂ニ久家ヲ滅シ玉ヒ、卯月十五日、守家ニハ十五
町三段ヲ安堵サセ玉ヘリ、其間ニ狹ル串木野ナレバ、
其時何レヘモ隸キテ御手持トヤ為リ、此忠塞ヲ亦御代
官ニ移サレ、其任所ノ内ニ三十町ヲ私邑ニ賜ヒ、^{串木野一}
^{圓三十町ノ地ナラハ此時迄ハ私邑ニ非ルカ、市來ニハ大寺幸朝}
^{実久ノ時一所ニ界ヘタルヲハ追書スル誤カ、}出タリ、左アリテ市來ト同ク陷レバ寛正三年ナルベケ
レト其年月ヲ知ラス、忠塞男ハ掃部介榮久・左衛門尉
忠豊・信濃守忠興等ニテ、忠豊ハ次子ナレトモ出テ宗
職ヲ承ラレ、正統八世朝久此ナリ、榮久父ノ後ヲ嗣キ、
子上野介忠克ヲ生メリ、相續テ串木野ニ居城セリ、忠

一 國 之 面 々

克ノ時三州大乱、薩州實久ニ屬シ市来ニ地頭タリ、後其地頭ヲ致シ全ク串木野ヲ一所ニ食メリ、此ハ蓋シ實久ヨリ封スル所ニテ、其ヨリ先キハ御手持ニ御代官タルコト前註ノ例ナラン、斯テ実久新納常陸介忠苗ヲシテ市来ヲ戍ラセケルニ、天文八年六月、大中公親將トシテ攻伐セラル時、八月忠克陰ニ福島某ヲ使トシテ公ニ内應シ、陽ハ叔父忠興ガ謀トシテ我が嫡男虎徳丸左近將監久朝ノ幼名カ、及ヒ篠原某ヲ率ヒ串木野ヲ以テ 公ニ降ラシメ、二十八日ノ曉、忠克遂ニ實久ト串木野ヲ委テ別城ニ出奔セリ、因テ二十九日、忠苗モ亦市来ヲ委テ奔レリ、忠塞ノ始メ串木野ニ移レル、何レノ年カハ詳ナラネト、此文明六年ヨリ天文八年ニ至リテ年ヲ得ルコト六十六年、若シ果シテ寛正三年ニ移ラハ七十七八年ハ居城アリシナラン、忠克後ハ入道シテ意釣ト改メ、子久朗ト俱ニ 大中公ニ國相タリ、久朗ガ馬越ニ忠戦シテ歿タルハ世ノ知ル所ナリ、

禰 寢 茂 清

按ニ、鎌倉ノ世ト為テヨリ諸國ニ國人トテ幕府ノ御家人公方直臣十位ノ一也、多カリケリ、我三州ノ如キモ、 得佛公イマタ封ヲ受マセン以前ヨリ、諸郡司等ノ所々領知シ来レル家々少カラス、此等ヲ當時國衆、若クハ國方ト唱ヘケルトゾ、又 公ノ國ニ就キ玉ヒシ以後モ、命ヲ幕府ニ聽テ諸所ノ地頭職等ニ補セラレ、封内ノ諸郡ニ御家人ヲ帶モノ亦雜レリ、此等ノ子孫モ後ハ同シク國人ト云ヘルナラン、然ルニ應仁ノ乱ナド日本戰國ト為リシヨリ、國々守護ヲ始メ國人等モ 公方ノ命ヲ用ヒス、大ハ小ヲ兼ネ強キハ弱キヲ掠メル世ニ成ケレバ、得佛公三州ノ守護シ玉フ時ヨリ代々附庸シ来レル御家人共モ懸テ將軍ニ昵近ハ調ハス、次第ニ守護ノ御内ニ為タルト見得タリ、左アレド此甲午ノ頃爰ニ國ノ面々ト書キシハ、當時マデハ全ク御内衆ニ混ゼザルモ在ケルニヤ、鎌倉以來ノ流風ニテ、其故家遺俗ト謂ツヘシ、

按ニ、禰寢氏十一世出羽守忠清ノ法號茂清道繁居士ト

午ヨリ明年ノ事ヲバ御崎野之馬ニ才黒駄、祓寢重清ヨリ池邊之清阿見ヘレバ、此ニ茂清ト載センハ豫シメ其齋號ナルカ、給事、文明七年乙未八月廿三日、為以後支千ヲツケ候トアリ、但シ忠清ハ左馬介應永廿四年河清平ノ子ニテ、永亨三年(享)邊ニ戦死也

辛亥六月朔日ニ卒スト譜ニ見ヘ、此ノ甲午ハ既ニ歿シテ四十四年ノ後ニ當レリ、左アレド永亨七年十二月、

大岳公ヨリ鹿屋ノ内ニ垣見八町ヲ禰寢出羽守殿ト宛賜タル文券モ見タリ、此出羽守ナドモ忠清ニ当リテ、亦歿後五年メナレバ皆合ハス、忠清叔父ニモ野久尾出羽守ト云アリ、然ニ又忠

清ノ子山城守重清ノ重ト茂モ同訓ナレバ譌リタルカトモ考ヘレド、重清ハ天文五年丙申四月ニ卒スト見ヘ、

其ヨリ逆ニ數ヘ、父忠清ノ歿セシ永亨三年(享)ハ百六年ニ當リ、季ニ弟モ見ヘレバ、重清百有餘歳ノ長壽ヲ保ツ

ニ非レハ、其生ルヤ父ノ存生ニ及バス、此ヲ以テ彼ヲ觀レハ、永亨三年(享)忠清ノ卒ハ延徳三年辛亥ナドノ誤ナ

ラスヤ、左アレバ忠清モ重清モ父子中壽ヲ得テ、此ニ載リシ茂清モ、垣見ヲ拜領セラレシ出羽守モ、同シク

忠清ニ當リテ據アルガ如シ、何レカ誤アレバ重テ識者(●問フ)ニ訪ベシ、禰寢ハ大小ニ分レニ邑ナリ、佐多・田代・

邊津賀ニ併セ、此ヲ禰寢院五ヶ所ト云ヒ、皆大隅郡ニ

※1

邊津賀ニ併セ、此ヲ禰寢院五ヶ所ト云ヒ、皆大隅郡ニ

隸ケリ、初メ建仁三年七月三日、幕府頼家公清重沙彌行西ヲ本院ニ封セラレ、始テ此ニ入部セリ、清重本姓

ハ平氏、小松重盛ノ曾孫ニテ妙覚律師高清、文治元年十二月、文覚ノ請ニテ死セサルコトヲ得、建久五年六月十五日、頼朝公ニ謁スト云ヘリ、其ヨリ十年目建

仁三年ナリ、

仁三年ナリ、

18

『

大隅國禰寢南侯院地頭職事

右使職、重延知行之處、死去之由申(●之)、然者、清重(●以)法師所補領也、但論人出来候時者、召問兩方、可有左右也、前左衛門督殿仰旨如此、

建仁三年七月三日

『

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九六号文書ト同一文書ナルベシ)

※2 (行間)

19 『大隅國禰寢郡司入道賜御下文令下向候也、可令存其旨

所候、謹言、
(建仁三年)

七月廿三日
(七七)

遠江守在判

島津左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九七号文書ト同一文書ナルベシ)

祖ハ中将維盛ト云ヘリ、維盛ハ保元二年丁丑生、壽永二年癸卯七月出都入水、二十七歳、其ヨリ十五年ハ建久八年ナルニ、其六月圖田丁ニ、禰寢南侯四十町ノ内郡本三十町、丁別廿疋、建部清重所知、又佐汰十町、丁別廿疋、賜大將殿御下文建部高清知行之トアリ、又同九年三月大隅國注進御家人交名等ノ内、國方ニ佐多新太夫高清、或ハ禰寢[△]建部[△]郡司[△]見ユ、禰寢郡司[△]重ニテ、新太夫高清モ皆建部姓ナルモノ也、
(付諸別卷)
▽^⑦祖ハ中将維盛ト云ヘリ、維盛ハ保元二年丁丑生レ、壽永二年癸卯七月出都入水二十七歳、其ヨリ[△]二十一年建仁三年ナリ、高清ヲ維盛十六ノ子ニスレバ、承安四年甲午生レノ筋ナリ、其ヨリ十三年ニシテ文治元年文覚ヨリ助ケラレ、其ヨリ十年建久五年ニシテ 頼朝公ニ謁シタ

ル時ハ二十二歳ノ筋ナリ、其後還俗シテ清重ヲ生タルニスレバ、建仁三年ハ清重十歳許ニ當ル、若シ高清十五六ノ子ナレバ十七歳ニ當ルナリ、然アルニ其封ニ就ケル建仁ヨリ五十七年前ナル久安三年ノ古書ニ、頼親・

※ 親助ナド云ヘル建部氏既ニ此アタリヲ領シ居タルコト見ヘルトナン、
此ハ大史河野通古貞享四年ノ説ナリトゾ 今按ニ、建部氏モ本

ト平族ナリ、清重ノ為ニハ叔祖父少將資盛^{曾祖重盛ノ次弟ナリ}子ニテ祖父維盛^{盛ノ次}ノ孫伊豫房時盛^{兵庫頭盛カ子}ト云者アリケリ、同ク

重盛ノ曾孫ニテ清重トハ再從兄弟ノ屬キナリ、此人源氏ノ害ヲ避ケ西隅ニ徙レル時、近江ノ建部社ニ祈誓シケルニ其冥助ニヤ、遂ニ佐多ニ居城シ其アタリヲ領知スルコトヲ得ルトナン、

※ (行間)

「建久五年四月廿一日壬子、故小松内府孫子^{維盛卿男}六代禪師自京都參向、所帶高雄上人文學書狀也、偏依恩化維命之間、於關

東更不存巨惡、矧且於遂出家遁世哉之由、屬因幡前司廣元申之云々、五月十四日甲戌、六代禪師事有其沙汰、暫可令止住關東之由、是平治逆乱之時故、小松内府為源家被施芳言訖、

依不思召忘如此云々、六月十五日甲辰、將軍招六代禪師對面給、無異心者可補一寺別當職之由被仰云々」

因テ佐多ヲ氏ニシテ建部ヲ以テ姓ニスト云ヘリ、其男太郎存盛父ノ後ヲ嗣キ、次子田代次郎兼盛、其次キ禰寢三郎兼盛トテ各ニ邑ニ因テ族ヲ分ケ、共ニ建部ヲ姓ニスト云ヘリ、正應二年二月十日ノ古書ニ、たけんへのうちの女ナトアリ、存盛ノ男ナルカ佐多太郎久秀ト云モノ、宇治川ニ戦死シテ其後ナシトナン、左アルニ清重ハ時盛ガ祖父資盛ノ兄ナル維盛ノ嫡孫ナレバ、平姓コソ名ノラルベキニ、其子孫等禰寢建部毘沙房丸福昌寺奉加帳禰寢・建部忠清小根占諏訪禰立清ノ次ニアリ・建部重長田代三所權現棟札ニテリナド、抑庶流ニ所由アル姓ヲ嫡家トシテ代々冒セシ故ニヤ、貞享ノ頃ヨリ博古ノ徒サマノ疑ヲ立テ、河野通古寛文十年至貞享四年為大史、ハ抑ヨリ居タル建部氏ノ養子ニ清重ヲ為ツラント云、按ニ、此説ナラハ清重子ヤ孫共佐多太郎久秀カ後ヲモ嗣ケルカ、伊地知重英・田中國明亦竝ニ大史也、等ハ小松トハ別姓ナラント疑ヒ、土持仙岩島津久通ノ巨博古ニ名アリ、ハ禰寢三郎兼盛ガ後タルニ疑ナシトナド云ヘルモ、皆斯ル所ニヤ説アリケン、今季安ナド其文書譜系モ観ザレバ、實ニ

管窺ノ淺見、孰レカ是ナルモ考ガタシ、去レド清盛ノ裔族凡ソ西藩ニ居ル者、己ガ平姓ヲ改メ他姓ニ易ヘタルゾ多カリキ、是ハ鎌倉ヨリ滅サレシ平家ナレバ、必ス其時ニ諱ムコトノ有ケルニヤ、種子ノ元祖信基、牛屎ノ元祖元衡モ皆清重ノ為ニハ族曾祖父基盛重盛弟ナリノ孫トモニテ族叔父ノ屬ナリシニ、信基ノ父行盛ハ檀浦ニ没死シテ、其事誠ニ天下ニ隠レ無ク、元衡モ正ク其姪ニテ俱ニ其親族ト云フ當時嫌ヘルニヤ、信基ノ種子島ニ就ヤ前地頭大浦口ガ藤原姓ニ易ヘ、元衡ノ牛屎院ニ就ケルモ夢想ナリトテ此モ姓ヲ大秦ト易タリ、然ルニ時盛ノ祖父資盛モ檀浦ニ没死シ、其兄維盛モ清重ノ祖父ナルニ此ハ那智浦ニ没死シ、何レモ同ク天下ニ名高キ亡滅ノ餘胤ナレバ、各其本姓ニテ鎌倉朝ニ立ヲヤ諱ツラン、共ニ姓氏ヲ易ヘテ清盛ノ跡タルヲ世ニ隠クセシモ自然ノ時勢ニテ人情ノ常ナルカ、頼朝公ハ池ノ禪尼ト其子頼盛ノ力ニテ死セザルコトヲ得玉ヒシ恩義モ最深カリケル頼盛ノ苗裔サヘ、清盛弟ノ流レト云ヲ嫌ヘルカ、此モ中原姓有川ト易ヘタリ、左アルニ幸

ヒ清重ハ再從弟ナル時盛ノ既ニ建部社ノ冥助ニテ、遠キ西隅ニ國ヲ能ク建タル佳例モアリ、彼此ニ倣ヒテ建部トハ易ヘタルカ、何レニモ庶氏ノ時盛ニ所由アル建部ヲ清重ノ嫡流ヨリ冒セルハ謂レアルニヤ、吉利ニ今祠レル建部社ノ傳ニ、昔年清重江州ノ本姓（社）ヲ小根占ニ祀リオケル、子孫封ヲ徙スニ及テ今ノ地ニ遷宮ストナシ見ヘタリ、左アルニ據レバ、始テ建部社ニ祈誓シタルハ抑清重ノ事ナリシヲ、時盛ノ事ニ後世傳聞ヲ誤ルカ、互ニ再從兄弟ノ事ナレバ、其各采邑ニ就クモ手ヲ携ルニ非スバ左程マタ年月モ遠カラシ、ステ久安三年ノ古書ニ出タル頼親等既ニ建部氏タル明驗アラバ、清重モ時盛モ共ニ其以前領主ノ姓ニ易ヘタルナルベシ、左アレバ建部社ノ件モ前領主ノ事ヲ誤ルカ、通古ガ小松殿ノ孫清重ヲ建部氏ノ養子ニシツラント云ヘルコトトモ是ニ近カラシ、大概種子島ノ藤原、牛屎ノ大秦、有川ノ中原等モ皆此禰寢等ノ建部ニ改タルト同シ例ナラン、重テ識者ニ訪テ研尋スヘシ、去テ禰寢氏ノ吉利ニ從レルハ清重ヨリ十七代安藝守重張ノ時忠清ヨリ數ヘレバ七代ニ當

レ、ニテ文祿四年九月ノ事トナン、建仁ヨリ文祿ハ三百九十四年、然シテ始テ太閤ノ命ニテ宗邑ヲ去リ、文祿ヨリ文政丙戌マテ二百三十二年、前後通ジテ六百二十五年、初メ池ノ禪尼及ヒ子頼盛ト小松重盛ト切ニ清盛ヲ諫テ頼朝公ノ死罪ヲ救得タルニ因テ、公室モ今斯ク目出タウ盛ヘマシ、三ツノ國ヲモ知シメセリ、然ルニ重盛ノ名胤トテ斯ク永ク歴々トシテ城邑ヲ傳ヘテ遂ニ小松ニ復シ、且頼盛ノ裔胤ニモ伊勢氏ナド同ク今本藩ニ盛著スルコト、實ニ華尾廟ノ彼等ガ陰徳ニ陽報シ玉ヘルニヤ、先史ノ疑ヒハ姑ク置ク、重盛等ノ斯ニ大夫ノ祭ヲ享ルモ亦天ナリト謂ヘシ、況此文明中ヨリ禰寢ヲ國人ノ第一ニ列シタル謂レアル事ニヤ、

同田代

按ニ、田代モ亦五ヶ所ノ一ニテ、前註ニ云ヘル時盛ガ次子族ヲ此ニ分ケ、田代次郎兼盛ト云此ナリ、建治二年石築地ノ賦ニ、田代十町御家人七郎助友ト見ヘ、舊ハ國衆ナリシニ、應永中禰寢清平前ニ出タリ田代ヲ併セタ

ルコト見ヘレハ、彼為ニヤ失ヒケン、同十七年三月、
 怒翁公ヨリ田代(九)五世刑部少輔久助或ハ久ニ本領トテ賜
 へリ、此代ヨリ守護ノ御内ニ為ツラン、同二十四年九
 月、河邊ノ役ニ年三十五ニテ陣歿セリ、法号黙良、其
 ヨリ福昌寺奉加帳ニ田代建部助信ト見ヘタリ(七)
 ヨリ(七)田代肥前守(七)入道ト牛山アタリニ載リシ
 下章御内ノ列ニ田代肥前守入道ト牛山アタリニ載リシ
 モ同シ人ナラン、左アリテ此ニ同田代ト載セ、上ニ茂
 清アルヲモテ考レバ、茂清カ領分ニ同シト云略文ナラ
 シ、田代ノ社人黒木氏ノ古書ヲ按ルニ、長祿三年、江
 州安土ニテ浄土宗ト日蓮宗ト宗論ヲ起シ、日蓮宗ノ僧
 日典トカ云モノ種子島ニ謫居シテ法華ノ教ヲ弘メ神社
 ノ疎カナル時キ、上古益教・種子ニ忍熊皇子仲哀帝第二ノ皇子トカ
 アリ、考トナン云ヘル神ノ天降マシ、島衆ヲ永ク擁護
 シマセントノ託宣ニテ、二本權現・船渡權現ト各島ニ
 崇メ置ケルニ、寛正二年辛巳十二月十八日、田代ノ江

岩ノ嶽ニ飛移リ、同二十一日ヨリ二十七日八日マテサマ
 〳〵奇怪ノ事ドモ多カリケレハ、時ノ君ナル禰寢重虎
 ニ以聞シケルニ、重虎コレヲ神異トシ、黒木左門ニ命
 シテ二十九日ハ風雨ナリ、翌三年壬午正月元日甲午ニ兩
 權現ヲ河原村ニ勸請シケルトナン、其ヲ記シタル古書
 ニ、重虎公様或ハ殿様ナド、見ヘ、其ヨリ十三年目此
 甲午ノ年ナルニ、田代肥前守入道ハ牛山今ノ大ロアタリニ
 見ヘレバ、此頃ハ禰寢領ナリシニヤ、斯アリテ其後田
 代氏マタ宗邑ニ還レルカ、抑別族ノ此ニ遺リテ禰寢氏
 ニ屬シタルカ其ハ詳ナラネト、若宮社ノ棟札ニ、文明
 十七年十一月大旦那建部頼清・大願主建部頼安ナド、
 或ハ法光寺ノ年代記ニ、永正十三年丙子正月三日田代
 殿浄慶死去ト見ヘタリ、嫡家清定ノ子七代刑部少輔清
 元ガ時ニ大抵(七)ハ當レトモ、頼清ト無レバ此ニモ合ハス、
 又頼清ト浄慶モ一人ナルカ詳ナラス、其ヨリ三所權現
 ノ棟札ニ永祿八年十月大旦那建部重長ト見ヘレバ、此
 頃ヨリハ復タ禰寢領タルコト明ケシ、彼ノ家衆ナル野
 間武蔵守カ此ニ地頭シタルモ其頃ノ事ナルベシ、

肝付仁河内守(⑧河内)兼忠、周防介兼連同波見

按ニ、兼忠ハ十代兼元ノ長子ニテ肝付氏十一代ナリ、

兼連ハ其次子ニテ十二代ナリ、兼忠長男ヲ左衛門佐國

兼ト云フ、父ニ背ケルトテ是歲甲午三月一日、弟兼連

ヨリ攻ラレテ本城ヲ出奔セリ、是ヲ以テ兼連ノ嗣子ニ

立テ、父子此頃高山・本城・富山・野峯・宮下・塚龍

澤ナド併領セシニヤ、下章ニ此等ヲ肝屬分ト載セタリ、

文明十二年八月二十七日始良若宮八幡ノ棟札ニ、大且

那河内守伴朝臣沙彌兼忠・大願主周防守伴朝臣兼連並

金三郎丸ナド見ヘタリ、其ヨリ兼忠何レノ年ニヤ、七

十九歳ニテ歿シ、法號義翁兼忠ト譜ニ出タリ、肝付ハ

大隅ノ郡名ニテ、高山・内之浦・串良・鹿屋・始良・

大始良・高隈・百引ハケ外城此ニ隸ケリ、然ニ鹿屋ア

タリニツキ居タル新城垂水領也、ヲバ、寛文七年島津又助

忠清ノ一所ニ賜ヒ、大始良ノ木谷村ヲバ、享保九年島

津周防久備ノ一所ニ賜ヒ、此ヲ華岡ト名付ラレ、今ハ

増シテ拾ヶ郷ト為レリ、初メ長元九年九月九日、元祖

兼貞本郡ニ封セラレ、代々郡司ニテ、一説少將善男八代伴右衛門尉兼俊肝付ハ

ケ外城ヲ領シ、正應ヨリ正中マテ 得佛公封ニ就キマス文治

ヨリ百五十年前ヨリ高山ノ本城ニ居城セリ、今其遺墟

トテ山ノ城ト唱ヘ新留村(⑧高)ニアリ、其邊リヲ本城ト云ヘ

ルトソ、兼連ガ子河内守兼久金三郎丸此ナラン、イマタ垂髪ノ時

十五歳也、族臣等叛キテ守護方ニ内應シ、郡中イト乱レケ

レバ、文明十九年三月二十六日、或作十五年二月二十五日、兼久高山

ヲ委テ新納忠武ノ邑ニ出奔セリ、去レド其年ノ九月二

十三日、忠武遂ニ兼久ヲ本邑ニ復ス、其ヨリ永正三年

八月、圓室公自ラ將トシテ高山ヲ討玉ヘルニ、忠武

兵ヲ発シテ兼久ヲ援ケタルコトトモ前ニ見ヘタリ、其

孫即チ河内守兼續入道省鈞ニテ、梅岳君ノ翁主於南

君ヲ承セリ、然ルニ省鈞伊集院孤舟大中公御老中ト善カラス、

嘗テ彼ガ事ヲ 公ニ讒言シタルニ 公用ヒ玉ハス、孤

舟因テ省鈞ヲ恚ムニヤ、 公等宴飲ノ時、彼ガ老臣藥

丸孤雲ト鶴羹ノ戯レヨリ省鈞遂ニ事ヲ敗リ、永祿四年、

其子左馬頭良兼ト邑ヲ以テ 公ニ叛キタリ、初メ省鈞

ガ女ハ禰寢右近太夫重長重長ノ姑一人ハニ嫁シ、重長ノ姑一人ハ 大

翁公ノ御夫人ニテ又三郎忠良君ヲ生セラレ、次キハ伊

地知上總介重興ニ嫁シテ三郎九郎重昌入道ヲ生メリ、

又伊東修理亮義祐ノ女ハ良兼カ妻ニテ、其女ハ重昌ニ

嫁シ、其頃忠良ハ義祐ヲ頼テ日州廣原ニ居玉ヒ、彼是

ト縁アルニヤ、義祐・重興・重長等皆省釣ニ与黨シ、

各其邑兵ヲ合セテ、牛根・廻・市成・恒吉・安樂・松

山・教仁院・志布志・福島等ノ地ヲ蠶食シテ大ニ寇ヲ

公室ニ為セリ、左レド本ト天人ニ適ヘル我カ 君ノ御

仁德ニ敵シタル天罪ニヤ、省釣モ良兼モ幾程ナク病死

シ、剩ヘ良兼男子モ無レバ、三郎四郎兼亮或作兼輔、元龜二年十

二月申良宮實社上梁文書曰、主君肝付三郎四郎伴兼亮此也。

ト見子上 其ヨリ賊ノ鋒モ漸ク弱レルニヤ、元龜三年

九月、公子歳久小濱ノ城伊地知領ヲ攻陥サレ、翌ル天正

元年正月ハ北郷時久大ニ肝屬師ヲ住吉原ニ討敗リ、同

二月ハ重長モ黨ヲ離レ邑ヲ以テ降り、其明年正月ハ牛

根城モ新納忠元等ニ攻拔レ、賊等此レニ辟易シ、二月

ハ重興モ邑ヲ以テ降り、子重昌ヲシテ魔府ニ質タラシ

メ、兼輔モ孤立シ難ク遂ニ市成・恒吉・廻等ノ侵地ヲ

上ケテ 公ニ降レリ、去レド尚竊ニ伊東方ニヤ黨シケ

ン、一度モ 公ニ朝謁セス竟ニ出奔セリ、其ヨリマタ

老臣等省釣ガ季ノ子ニ与トテ三歳ノ時ヨリ於南君ノ

養ヒソダテ、麦生田道哲ガ養子ニシ玉ヒケルヲバ立

テ家督トシ、兼輔ガ妻ヲ取テ此レニ妻ハセ、此レヲシ

テマタ同三年十一月、更ニ 公ニ降ラシム、左馬介兼

道此ナリ、是ニ於テ同四年、悉ク肝屬ヲ収公セラレ、

兼道ヲ阿多ニ遷サレ采地十二町ヲ賜ヒケリ、然アルニ

其妻伊東氏兼輔トモ不和ナリシガ、亦兼道トモ和セス

夫ノ遠征ニ糧ヲ給ス、邑政治ラテ邑モ程ナク召上ラレ、

兼道モ尋デ陣歿シ家モ落ト衰微セリ、初メ曩祖兼

行安和年中薩摩ノ國司ニ任セラレ、始テ神食上伊敷村

リシヨリ六十餘年ニシテ長元九年肝屬ノ郡司ト為リ、

其レヨリ五百四十四年、前後通シテ六百余年ニ當ル天

正四年、遂ニ宗邑ヲ失ヘリ、 圓室公彼カ滅亡百年ハ

越ヘシト仰ラレシヨリハ六十九年ナリ、亦通シテ九十

二年ニ當ル時兼道モ陣歿セリ、 公ノ憤懣遺靈ノ咎メ

ニヤ、凡ソ興廢ノ因ハ必ス一朝ニ非ス、仁ニシテ

道ニ順ヘバ興リ、暴ニシテ道ニ逆ヘバ亡ブ、慎ザルベ

ケンヤ、同波見トハ高山ニ隸キタル浦ナレバ、同田代ノ類ニテ肝付領ニ同シト云コトカ、イマダ詳ナラス、

真幸仁北原貴兼、同又九郎立兼

按ニ、北原モ亦肝屬ノ別族ナリ、貴兼ハ八世長門守ニテ小字ハ又五郎ト云ヘリ、立兼ハ其次子ナレトモ長男又五郎寛兼罪ヲ父ニ得テ殺サレ、飯野ノ杉水流村ニ祠ル、今兜率大明神ハ此トカヤ、立兼嗣子ニ立チ、九世ノ家督此ナリ、此頃飯野・

徳満・馬関田・吉田・吉松・野尻・栗野ノ七ヶ外城ヲ併セ領セシニヤ、下章ニ此等ヲ北原持城ト載セタリ、真幸院ハ延喜式日向國ノ驛ニ眞斫ト載セ、建久八年圖田丁諸縣郡ノ内ニ、真幸院三百廿町ト見ヘタルモノ此ナラン、説ハ上巻ニ詳ナリ、天正十六年御朱印ニハ五百五十町真幸院ト見ヘタリ、本院ハ上古ヨリ所謂隼人氏ト祖ヲ同フセシ日下部氏ノ族胤等代々郡司セシ所ナリ、得佛公封ニ就キマス元暦・文治ノ頃ナドハ、真幸次郎・草ヶ部年貞テフノ後裔真幸十郎重兼チウモノ居城セントゾ、前件日向國ノ惣圖田ヲ注進シタル權介

等ノ列ニ日下部重直ト見ヘタルモ、此重兼ガ族屬ナラン、二世貞頼・三世貞能・四世貞純・五世貞季法名 覺妙・

六世左衛門三郎貞房、此マテ譜ニ見ヘ、皆草部氏ニテ、貞房ハ元弘三年 道鑑公ノ時ナリト云ヘリ、北原氏此ニ代リテ本院ニ郡司タルカ、世系ヲ按ニ、肝屬元祖兼

貞ノ三男右兵衛佐兼幸法名ヲ北原ノ別祖トシ、采ヲ本院ニ食ミ、世々飯野ニ居城ストナン見ヘタリ、コレヲ肝付譜ニ稽レハ、兼貞三男ニ兼幸ト云ナシ、俊貞トテ安樂氏ノ別祖ヲ系レリ、兼貞長男兼俊ノ二男兼綱テフ

モノ救仁郷又ハ北原氏ヲ號スト見ヘ、又古城志ニハ得佛公ノ時北原又太郎延兼テフモノ串良ニ居城ストモ見ヘ、山田聖榮自記ニ串良ノ内北原ト云在所ナトモアレバ、何レニモ始ハ族ヲ串良ノ北原ニ分テ氏ニシタルハ疑アラシ、兼幸二世左馬頭兼(兼貞)、三世右馬頭玄兼、(付兼別落)四世左馬頭玄幸法名天定、五世周防守範兼法名久、天玄昌、此時應永三年、僧明窓相持人、姓田部氏、俗ヲ招請シテ長善寺ヲ飯野ニ創建シ、或云、上古草部氏創、然ハ再興カ田百町ヲ寄附ス、同五年、馬関田・三之宮ニ水田二段タレヲ寄進セシ時、当地頭

沙彌玄昌ナト見ヘレバ、範兼ヨリ真幸ニ居タルハ明驗多シ、範兼ガ時相良祐頼ニ黨シ、彼ト事ヲ徳満城ニ論シ、終ニ鬪テ俱ニ死タルトゾ、故ヲ以テ其子周防守久兼悔テ 恕翁公ニ降り、兵ヲ 公ニ乞テ相良カ徒ヲ追出セリ、仍テ 公久兼ニ本院ヲ賜ヘルコト本ノ如シ、福昌寺奉加帳ニ北原周防守久兼・北原藤原久能テフモノナド見ヘタリ、梶原北原ナラハ平氏ナラン、藤原トハ疑ハシキモノ也、 公ノ幕府ニ朝ゼル時キ、久兼國方ト云ヲ以テ從テ左馬頭ニ任セラレタリ、其子兼興、其子即貴兼ニテ、寛正四年癸未六月十五日奉施入狗留孫佛熊野三所權現ノ鰐口銘ニモ、大旦那伴貴兼敬白ト見ヘ、又文明五年癸巳十一月二十四日飯野一宮寶殿上梁文ニ大旦那長門守伴貴兼并立兼・木屋奉行白坂伴兼豊トアリ、其明年ハ則此甲午也、十世民部少輔兼珍、永正八年辛未三月吉日飯野一宮早(マ)上梁文ニ大旦那伴兼珍并龜壽丸ト見ヘタリ、十一世民部少輔久兼、大永四年甲申三月二十三日戊子飯野一宮文珠造營ノ文ニ大旦那那伴久兼并龜鶴丸トナト見ヘタリ、十二世又八郎祐

兼、天文十一年壬寅八月二十三日東霧島ヘ今度弓箭為祈念志和地事御神領ニ相定メ候、仍如件、北原祐兼判ト見ヘタル此也、十三世又八郎兼守、弘治二年丙辰十一月五日瀬戸丘大日堂再興ノ時、大旦那伴兼守ト見ヘタル此ナリ、兼守ハ伊東義祐ノ女壻壹岐賀州自記ニハ北原兼隆ハ此方ノ御壻トアリテ一女ヲ生ミ、歿シテ嗣子ナシ、遺言シテ叔父民部少輔兼三男久カ子ヲ堂兄弟ナレバ後嗣ト為リ、然ニ幾クアラス一女三四歳ニテ夭亡シケレバ、義祐兼守ガ寡婦義祐ノ娘、或ハ姉トモ、ヲ取テ再ヒ馬関田右衛門督馬関田川北ニ石塔在リ、珊瑚玄瑠大禪定門ト法号ス、同村ニ東福城ト云フ遺墟アリ、傳ヘテ昔年北原右衛門督カ居城ト云トソ、五世範兼カ弟又九郎此ニ分異ス、両ニ妻ハセタリ、スリケレバ右衛門督ト三山城主平良中務大輔伴兼賢ト謀テ、民部少輔及ヒ高崎城主白坂上總介等ガ首トシテ一向宗ヲ信スルヲ惡テ、永祿五年壬戌二月頃ノ事トナン、民部父子ヲ殺シテ義祐ヲ招キタルニ、北原領大ニ騒動シ日向ニ奔リ玖麻ニ走テ出亡スル者多カリントゾ、義祐聞トヒトシク子義益ト高原ニ討入りケレバ、高原・高崎ハ云ニ及ハス、栗野・横川・踊等ノ衆悉ク高原ニ出仕セリ、是

ニ於テ又下總介ヲ殺ント謀^(④)ラレケレバ、下總介乃チ居城高崎ヲ委テ樺山玄佐ノ領内大窪ニ来奔セリ、時ニ貫明公會於郡ニマシマセバ、玄佐ニ因テ 公ニ謁シ臣タランコトヲ約セリ、踊地頭白坂佐渡守モ其ヨリ前^(義忠)松齡公ノ飢肥ニ在シテ危カリシ時、玄佐屋形ニ以聞シテ私邑邊川ヲ佐渡守ニ界ヘテ伊東ガ黨ヲ離レサセオケルニ、今ヤ嫡男与一左衛門・同姓助左衛門等モ高原ヲ去テ歸来ケレバ、佐渡守モ遂ニ下總介ト同ク曾於郡地頭三原遠江守重秋入道昌庵ニ因テ 公ニ降り、兵ヲ乞テ俱ニ踊城ヲ戍レリ、斯テ玄佐・重秋等ト謀テ 大中公ニ上聞シケルハ、白坂一族ハ皆北原カ譜代ナリ、前ニ民部カ害セラル時キ又太郎兼親^{北原宗子祖父ノ時キ攻麻}運^{レ居タルカ}ハ攻麻ニ出奔セント聞ケハ、白坂等カ為ニ和ヲ攻麻ニ求メ、俱ニ兼親ヲ飯野ニ復シテ北原ノ宗祀ヲ奉シメント白坂一族ニ説キケレバ、大ニ威信腹^(④)セリ、ソコデ曾於郡士本田民部左衛門盛親ヲ佐渡カ嫡男与一左衛門尉ニ副ヘテ、徑ヲ横川・菱刈敵地ノ山路ニ取り、攻麻ニ如キ真幸ノ騷擾ヲ告ケ、件ノ旨ヲ相良

ト兼親ニ説キ、攻麻若シカヲ戮^スセハ踊ヨリ此方ハ取持ント云セケレハ、相良モ兼親モ此ニ同意セリトテ兩使還テ反命ス、其時又佐渡カ二男左近允ヲバ兄ノ与一左衛門ニ副テ遣ラレシニ、与一左衛門攻麻衆ヲ以テ俱ニ馬関田ヲ襲取レリ時キ、徳満地頭北原八郎右衛門尉等ヲ始トシテ、栗野・吉田・馬関田・吉松等ノ衆悉ク仰テ兼親ヲ迎ヘ、薩肥ノ援ヲ乞ケレハ、其年ノ五月十日、遂ニ兼親ヲ飯野ニ復シ、薩兵攻麻衆ト兵ヲ合ハセ、俱ニ援テ飯野ヲ戍ラセラル、是ニ於テ又玄佐下總介ヲシテ兼親及ヒ八郎右衛門等ニ説キ、皆其邑ヲ以テ 公室ニ降ラセタリ、然ルニ横川城主北原伊勢介^(④)・栗野ノ宮路某等服セス、尚伊東ニ與黨セリ、去レト白坂下總直ニ栗野ニ入テ此ニ地頭シタレト、横川固ク守テ降ラザリケレハ、二十八日、松齡公兵ヲ將ヒテ栗野ヲ発シ、六月三日、其將伊勢介ヲ斬テ遂ニ横川ヲ陷シ、菱刈大和守重猛ニ賜ヒケリ、時キ玄佐マタ佐渡・下總等カ為ニ謀リケルハ、陽^ヲニハ今相良モ兼親ヲ援^ルレド、ヤガテ伊東ニ与シ真幸ヲ吞ンハ必定ナリ、其時汝等何ノ顔ニ

テ再ヒ伊東ニ事^{ツカ}ンヤ、早ク往テ兼親ニ説キ、栗野ヲ
公ニ致シ、其力ニ頼テ堅ク飯野ヲ保レンニハ如シト云
含メケレハ、下總乃チ飯野ニ如キ、先ツ八郎右衛門尉
ト本村石見守ニ件ノ旨ヲ論シタレバ、兼親彼等ト栗野
ニ来テ 公ニ謁シ、遂ニ栗野ヲ 公ニ獻シタリ、然ル
ニ吉松城主北原左兵衛尉ハ兼親ノ伯父ナリシカ、陰ニ
公ニ叛キテ相良ト与黨シケレバ、須木地頭米良越前守
彼ノ相良ヲシテ伊東ニ和セシメ、陰ニ玖麻衆ヲ吉松ニ
入レ、一時ニ竝起テ薩衆ヲ敗リ、然シテ俱ニ兼親ヲ援
ント謀リケルヲ、地下人来テ反ヲ告タリ、ソコテ其事
御糺アリケレバ、飯野ヲ成リシ玖麻衆モ吉松ノ左兵衛
尉モ悉ク出奔セリ、其ヨリ薩衆バカリニテ、堅ク飯野
等ヲ成リテ兼親ヲ援ケラレシニ、同六年癸亥二月、伊
東来テ真幸ニ寇シ、同五月十日癸巳、伊東ノ將長倉勘
解由左衛門ト玖麻ノ將東藤左衛門ト兵ヲ合セ、我カ大
明神城^{飯野大明神}村^{ニアリ}ヲ攻メ、同十月二十四日乙亥ニモマタ
来テ飯野ニ寇シ、何レニモ兼親ニテハ真幸ヲ保レカタク
アリケレバ、遂ニ兼親ヲ伊集院ノ神殿村ニ遷サレ采

地三十町ヲ賜ヒ、同七年、 松齡公ヲ真幸ニ封セラレ、
衆ヲ將ヒテ飯野ニ御徙リアリテ、其ヨリ堅固ニ鎮戍シ
玉ヘリ、兼親後ニ掃部介ト更メ神殿^村ニ歿ス、其子ニ
モ當ルカ、天正十二年正月伊地知駿河守^{時ハ右京亮カ}御年
男セシ日記ニ、北原彦次郎殿指出候、三者ニテ加三獻
参候トアレバ、其頃迄ハ一所持ニ列セシニヤ、神殿ハ
天正二年菱刈氏ヲ封セラレシトナン見ヘレバ、其ヨリ
他邑ニ移レルナラン、左アリテ何レノ時ニヤ零落シケ
ン、元禄八年伊地知重英ノ秩父本田調書ニ、北原・東
郷ナドモ不幸ニテ御規式ニ罷出ス、殊更北原ハ思ノ外
只今ハ諏訪仲左衛門^{兼郷ナ}ルベシ、附衆中ニ罷成候ト見ヘタ
リ、世上ノ盛衰以テ想像ルベシ、是レ佗ナシ、白坂下
總等ガ一向宗ヲ信シテ、臣トシテハ忠ヲ君ニ竭スノ道
ヲ知ザルヨリ、遂ニ斯ク舊家ヲ破リタリ、左アル故ニ
ヤ、 大中公ナド南蠻僧ノ邪宗トモ特ニ禁ゼラレ、
貫明公ノ時キ南蠻僧ニ府宅マテ賜ヒタレド、 先神ノ
御崇アリトテ程ナク有馬ノ様ニ追カハサレシ事、上井
氏^兼天正十一年三月ノ日記ニ見ヘタリ、然ルニ 神垣^想ノ

天下ヲ定メラル、ニ及テモ、亦同ク耶蘇^{ヤソ}ノ邪宗^{ジャウ}ハ禁セ
 ラレ、一向ハ御沙汰アリシヲ聞ス、左アレド我^{ワガ}方薩^{サツ}ハ
 日域ノ偏南ニテ、隼人ノ時ヨリ抑一向ナル僻俗ト見ヘ
 レバ、其レニ斯ル一向ナル宗ナド學バセテハ必ス黨徒
 ヲ与ミ、其宗ニ入ラザル者ハ善人モ惡テ乱ヲ招キ國ヲ
 亡スニ至ルコト、北原等ガ如キ例トモマノアタリ知リ
 玉ヘレバ、實ハ下總等ガ一向宗ヲ信セシヨリ崩レテコ
 ソ真幸モ御手ニ入リタレド、今ニ至テ此宗ヲ御禁制ア
 リシハ誠ニ明君ノ掟ニテ、所謂國ハ利ヲ以テ利トセス、
 義ヲ以テ利トストナン云ヘルニモ適ヒ侍ラン、貫明
 公ノ南蠻僧ヲ有馬ニ逐ハレシヨリ六十年ナラスシテ、
 亦有馬ト天草ニ逐ニ一揆ヲ起セリ、斯ク邪宗ヲ未然ニ
 戒メ玉程ノ君モ君タリ、臣モ臣タレバ、下總等ガ自然
 ト服從シテ 公室ニ忠セシモ亦宜ナルカ、

菱刈仁氏重

按ニ、氏重ハ菱刈家十一代民部大輔ニテ幼字ハ孫三郎
 ト云、十世三河守元隆ノ第三子也、立テ父ノ後ヲ嗣ケ

リ、 恕翁公ノ國老伊地知縫殿介季豊^{久安}カ女壻ニテ、
 子ハ孫三郎忠氏ト云ヒ、父子文明記等ニ出タリ、菱刈
 ハ舊^{キム}隅州ノ一村ナリシニ、四十六代孝謙帝ノ天平勝寶
 七年五月丁丑、大隅國菱刈^{ウカレヒト}村浪浮^{ウカレヒト}九百三十人言ス、欲
 建郡家、許之ト見ヘレバ、菱刈トハ蓋シ上古菱類ヲ生
 スル池ヤ沼ナドノ多カル地ナルニ由テ名ヲ得ツラン、
 和銅六年ノ紀ナド考併スヘシ、斯テ 雄略帝^{二十}代ノ時、
 大隅隼人等ガ諸ノ秦氏一萬八千六百七人ヲ搜得タト云
 事トモ姓氏錄ニモ見ヘ、又此邊リヲ領シ居タル牛屎一
 族ラガ夢想ナリトテ皆大秦氏ヲ冒シタルニ參ヘ據レバ、
 彼秦氏ラガ類ノ浪人トモ寄々落聚リテ村ヲ為シ、是ニ
 至テ遂ニ斯ク一郡ニ願建タルト見ヘタリ、去レバ此ニ
 始テ郡司タルハ大秦氏ニ疑ハシ、又古シ菱刈野ト云ヘ
 ル所モ在リシニヤ、檜牆集ニ斯ナン、

大隅薩摩の中にひしかりのいまはちかうとよみし
 に、

春の駒をうちいてみれハ秋さひし
 かりの^ハ今はちかく有けり

また同ししたいを、

たからひしいへはいつくと道とひし

かりのハ▽^⑤今ハ△ちかくならずや

左アリテ何ノ頃ヨリカ時部二郎藤原重能テフモノ本院ヲ領シタルニ、菱刈氏ノ始祖進士判官重妙、保元元年丙子十一月朔日、後白河帝ノ院宣ヲ奉テ菱刈方兩院七百餘町ニ封セラレ、其ヨリ三十八年建久四年癸丑十二月、頼朝公ノ御下文ニテ本領ヲ安堵シ、弟彦四郎師重ト京ヲ發シ、翌五年甲寅正月十二日始テ入部シ、大口大田村ニ祠レル宇佐八幡ノ記ニハ、此十二月ト翌正月ヲハ保元元年ヨリ二年ノ事トシ、然シテ二年ノ八月、宇佐宮ヲ此ニ祠ルト見ヘタリ、田中國明等ハ建久四年トス、今此ニ從ナリ、爾來世々菱刈・太良兩院ヲ領シテ大良院平良、付妻別居、ニ居城シ、菱刈ヲ以テ氏トセリ、因テ今ニ菱刈ノ本城ト云フ、郷名トハ為リテ南浦村ニ其遺墟アルトナン、兩院トハ本城・馬越・湯尾・曾木ヲ太良院ト云、即菱刈郡此ナリ、大口・入山今ノ市山・羽月・平泉・山野ヲ牛屎院ト云フ、此ハ薩州伊佐郡ノ内ニテ、其餘ハ皆祁答院ニ隸ケリ、重妙姓ハ藤原氏、高祖ハ関白大政大臣忠實公、曾祖ハ宇治左大臣頼長公、祖ハ左

中将隆長、父ハ三位中将隆重ナリト云ヘリ、重妙ノ玄孫重信ノ子彦太郎篤重ハ尊氏ニ屬シ軍功アリ、建武四年卯月十八日、菱刈院半分地頭職ニ補セラル、其孫安藝守久隆カ時始テ 公室ニ臣トシ事ルカ、應永六年十二月三日、恕翁公久隆ニ采邑十五町ヲ救仁郷ノ内ニ賜ヒ、同七年二月十日、マタ横川ノ上村ヲ賜ヒ、同九年八月十六日、^{久隆}義天公亦久隆ニ横川院ヲ賜ヘリ、久隆ノ子ハ三河守元隆也、同十三年十月二十八日、恕翁公元隆ニ御書ヲ賜テ本領菱刈院ヲ安堵セリ、永享七年十月二十八日、守護代好久モ亦コレニ書ヲ與ヘ本院ヲ安堵セシム、元隆ノ子ハ即此氏重ナリ、福昌寺奉加帳ニ、奉加馬④ナシ〔一代〕一疋代五貫文、菱刈藤原久家、奉加馬一疋代三貫、菱刈之分藤原明熊丸ト見ヘタルハ、元隆氏重ノ父子ニモ當ルカ詳ナラス、氏重ノ玄孫相模守重筋入道天岩、此時相良ニ黨シテ 公室ニ叛キ、享祿二年己丑九月、大口城主島津出羽守忠明公子有久ノ孫ニテ大島氏三代ナリ、明應八年 圓室公忠明ヲ梅北ヨリ大口ニ徙サレ、相良・菱刈方ニ備ヘ、城下三百五十町ヲ賜テ此ニ居城セシム、號シテ大口殿ト云ヘリ、蓋前ニ見ベシノ子次郎四郎明久ヲ羽月大島村ニ斬伊集院氏ノ代リカ、

レリ、翌三年七月二十七日、天岩マタ相良ガ兵ト合セ
 諏訪ノ社事ニ紛レ入テ大口城ヲ襲ヒ、城主忠明ヲ殺シ
 テ遂ニ大口城ヲ拔ケリ、其子大和守重猛、其子ナルカ
 左馬權頭重豊、十五代、蒲生茂清ヲ援ケ 大中公ノ師
 ヲ拒キ、弘治三年四月蒲生ニ陣歿セリ、其ヨリ又肝屬
 ガ叛ケル頃、重猛北原領ヲ公ニ請ヘルニヤ、永祿四年
 十月二日、公ヨリ重猛ニ栗野院百二十町ヲ賜ヘリ、
 此ハ省釣ニ黨セザラシメンガ為メナラン、然アルニ同
 五年五月、北原兼親眞幸ヲ以テ 公ニ降レル時、宮路
 某栗野ニ據テ横川ノ北原伊勢介ト伊東ニ黨シ降ラザリ
 ケレバ、 公其時両城ヲ定ラレ、栗野ハ公領トナシ、
 重猛ニハ横川ヲノミ賜ヒタルニ、此ヲヤ不足ト恨ケン、
 同九年十月、 公師ヲ帥ヒテ三ノ山城ヲ攻ラル時、重
 猛陰ニ伊東ニ黨シ預シメ事ヲ三山ニ泄セリ、玄佐・覺
 兼ノ二書
ニ出故ニ 公ノ師敗績シテ、 松齡公ヲ始メ御手ヲ負
 ハセラレ甚死傷スル者多カリケレバ、菱刈方ヨリ横川
 ノ町口ニテ竊ニ創キ還ル者ヲ點檢セシトテ、反状モハ
 ラ世ニ發覺セリ、斯ク 公ノ恩ニ負ケル故ニヤ、天岩

及ヒ重猛モ幾クアラス病死ニテ、重猛ノ子鶴千代名ハ
 重廣、
小字孫三郎、民部少輔ト稱シ、
后ハ伴右衛門ト云ヘリ、
トテ僅五歳ナリシヲ、旁族左
 兵衛尉重任コレニ輔佐シテ菱刈ノ家督ニ立テ、樺山玄
 佐ニ因テ侵地ヲ致シ以テ 公室ニ降ランコトヲ請ヘリ、
 折シモ他ノ老臣等一致セス、猶事ヲ三山伊東
 領也、ニ謀リ
 シニ、其檄栗野ノ山徑ニ遣ケルトテ、邑人取テ 公ニ
 聞ス、 公因テ謀ヲ廻ラシ、直ニ三山ヲ討玉ト國中ニ
 聲シ、同十年八月、親ヲ飯野ニ如キ玉ヒ、十一月二十
 三日、却テ般若寺越ノ嶮嶮組路ヲ歴テ、不意ニ菱刈方ノ
 馬越城ヲ攻伐セラレ、城將井手籠父子ヲ始メ二百餘級
古今戰ニハ五
 百余ト作レリ、ヲ斬テ、其日遂ニ城ヲ陷サレ、 公等親
 ラ兵ヲ將ヒテ成ラセ玉フ、菱刈衆此ヲ畏テ二十四日ノ
 夜、曾木・平良本城
 ナリ、湯尾・羽月・山野・平泉・青木・
 一山ノ八城ヲ委テ皆大口城ニ圓リ、マヤト
 大膳亮隆秋或ハ彈正ト
 モ作レリ、ヲ成將トシテ此ヲ保テリ、時キ菱
 刈民部モ亦横川ヲ 公ニ致シテ躬ハ大口ニ奔レリ、是
 ニ於テ二十五日、 公等ハ馬越ヲ本營ニアソバシ、將
 卒ヲ分遣テ本城・曾木・湯尾・一山ヲ成ラシメ、山野・

羽月・平泉ハ義虎ニ命セラレ、其兵ヲ分テ此ヲ成ラセラル、然ルニ隆秋ハ急ヲ玖麻ニ告ケ、兼テ援兵ヲ乞ヒケレハ、相良モ今ハ救ハテ叶ハント俄ニ玖麻・葦北・八代ノ師ヲ起シ、義虎ノ成ラセラル山野・平泉ヲノ怠レルニヤ、相良方ヨリ三百余兵大口城ニ馳加ツテ後援ヲ為セリ、斯リケル處ニ十二月二十九日、我が市山ノ成卒他ノ屯ニ謀ラス出テ大口城ヲ窺ヒタルニ、城將兵ヲ發シテ此ト戦ハシム、我師利アラス、成將市來備後守家利等戦歿ス、其ヨリ市山危カリケレバ、公乃チ新納忠元ヲシテ代テ成將タラシム、同十一年戊辰正月二十日、(義久・義弘)貫松二公馬越ヨリ偏師二百ヲ率ヒテ伏ヲ設ケ、賊ヲ伐ントシ玉ヘルニ、大口城ヨリ兵四五千ヲ縱テ此ト戦ハシメ、(⑧)公師敗績シテ 公等殆ト危険也、時キ國老川上久朗返テ飛田瀨大口城ノ東花北村ニ在リニ奮戦シテ、躬敷創ヲ被テ 公等ヲ退ケ奉リ、家ニ歸リ擧スシテ二月三日遂ニ死セリ其ヨリ 松公自ラ殿シ玉ヒ、羽作瀨ニテ又イト御危カリケレバ、財部傳内等拒戦ヒ、其外長野仲左衛門等死ヲ致シテ脱シ奉リ、ヤウノ曾木城ニ入玉ヘリ、同二月二

十八日、公島津忠長・肝付兼寛ヲ市山ニ遣サレ、忠元ト攻戦ノ謀ヲ議セシメ、忠長等還ルニ忠元送テ小苗(⑨城)代ニ別ル時、賊兵發出シテ大ニ此ト戦ヒ、各勇功ヲ顯ハセリ、三月二十三日、渋谷黨モ亦後攻ニ來テ曾木城ヲ攻メタリ、去レド城將宮原筑前守景種等堅ク城守シケレバ、去テ市山城ヲ攻ム、忠元既ニ兵ヲ永福寺ニ遣リテ此ニ備シム、故ニ賊兵克ズシテ退キタリ、五月、日新公動モスレバ戰士ノ死ルヲ惻隱セラレ、篤キ仰言アリケレバ、公山野ヲ相良ニ界ヘテ和ヲ成シ玉ヘリ、然ルニ又八月、相良・菱刈盟ヲ負ヒテ伊東・渋谷ニ連和シ、堡障ヲ堂崎ニ築キ大口ノ兵ヲ分テ此ヲ成ラシム、伊東義祐亦使ヲ玖麻ニ遣リ、我ハ田原ニ陣シテ加久藤ヲ攻シ、君侯ハ兵ヲ大明司ニ出シテ飯野ヲ破レト謀合セ、此月九日、伊東新次郎ヲシテ兵ヲ帥ヒテ田原ニ陣セシム、時キ玖麻士皆越六郎左衛門后ハ大河平將監隆俊也、其妻大河平氏隆充ノ女ト陰ニ 松齡公ニ服シ、豫メ其謀ヲ知テ 公ニ泄シケレバ、十二日、公乃チ中野越前守・伊尻神力坊ヲシテ先ツ大明司ヲ成テ玖麻ニ備サセ玉ヘリ、

故ヲ以テ新次郎モ謀ヲ失ヒ、兵ヲ引テ退キタリ、斯テ
 同二十日丁酉、義祐又堡ヲ桶比良即此レ、田原也、ニ築キ、戊
 士ヲ入レテ飯野ノ間ヲ窺ハシム、斯ル處ニ日新公加
 世田ニテ御病ヒ重ラセ玉ヘレバ、十一月、公モ還リ
 テ御看病マシノ、馬越ニハ貫明公居マシテ諸軍ヲ
 指揮シ玉ヘリ、十二月十三日ニ日新公御卒去、新納忠元・樺山玄佐
 等公子家久ヲ奉シテ平泉ヲ成レリ、同十二年己巳正
 月、相良頼房・菱刈隆秋等義虎ニ因リ感應寺シテ和ヲ
 乞、大口ヲ公ニ致ント説シム、二十日或ハ二十、四日トモ、和成
 テ鶴千代ハ祁答院ニ去レリ、公モマタ山野ヲ相良ニ
 界ラレタリ、左アレド幾クアラス、相良ノ將深水三河
 守頼兼等盟ヲ負ヒテ三月二十八日(十八カ)、(或廿八)、蒲池越中守
 ガ平泉ニ往クヲ伐テ十七人ヲ殺シ、羽月ノ郭ヲ破レリ、
 義虎長テ戊ヲ致ス故、公忠元・兼寛ヲシテ羽月ヲ成
 ラセ、家久ヲシテ忠元ニ代テ市山ニ戌將タラシム、然
 ニ賊ナホ羽月ヲ侵スコト屢ナレバ、忠元・兼寛市山ニ
 間行シ、家久ト謀ヲ定メ、五月六日、遂ニ伏ヲ止神尾(山)
 ニ設ケ、中ニ挾ンテ大ニ相良師ヲ敗リ、百三十六級ヲ

得ラレタリ、壹岐氏伊東方ニテ聞書セシハ、同二十五日ニハ
致麻衆三百人程ト作レリ、又祁答院ノ長野城ヲ攻ラレ、此ヲモ陷シ玉ヒ、菱刈方
 彼此ニ辟易シタル折シモ七月十一日、伊東ノ世子義益
 岩崎社ニテ頓死ナリケレバ、伊東方モ此嘆キニ大ニ氣
 ヲ失ヒ、事ヲ相良ニモ謀ラス、同十四日、桶比良ヲモ
 陣ヲ開キテ去ニケリ、此ヨリ相良モ伊東ト善カラス、
 自然ト我公時ヲ得玉ヒ、八月十八日、遂ニ師ヲ進メ
 テ大口城ヲ攻圍レ、城下四方ノ秋作ヲ拂ハレケレバ、
 相良方モ人ヲ救トテ却テ多ク士ヲ死セ、更ニ幾クカ殺
 サントテ竟ニハ隆秋ヲ勸メテ大口城ヲ降ラシメ、因テ
 公室ニ願ハレシハ、相良カ三年籠城シタル驗シニ菱刈
 家ヲ平良城ニ立オカセ給ヘガシトノ事ナリケレバ、
 公御許容マシノ、同二十六日、貫明公鶴千代ニ書
 ヲ賜テ本城及ヒ曾木ヲ下サレケレバ、九月十日、相良
 モ同姓帶刀等ヲ公室ニ質タラシメ、同十四日ニハ遂
 ニ大口城ヲモ去渡セリ、是ニ於テ同十八日戊子、公
 及ヒ世子等大口城ニ入テ凱歌ヲ唱ラレ、其ヨリ新納
 忠元ヲ大口ニ地頭タラシム、是ニ由テ重廣本城ニ居ル

コト故ノ如シ、斯テ六年メ天正二年、本城ヨリ封ヲ伊集院ノ神殿村ニ徙サレ、天正八年ノ給分ヲ記セシニ菱刈伴右衛門殿本城ノ城一トアリ何カ誤^リ建久中菱刈ニ入部アリシヨリ三百八十一年ニシテ始テ宗邑ヲ離レラレ、保元中郡司ニ補セラレシヨリハ四百十八年ナリ、今茲文政丙戌ニ至リ前後通シテ六百七十餘年、世々舊爵ヲ傳ヘテ子孫今尚邑主ニ列セラレ、實ニ歷々ノ名家ナリト謂ヘシ、

山野

亦牛屎院ノ内ニテ上古牛屎一族ノ分レテ此ニ邑シ、因テ山野ヲ氏ニシタル所トテ古書ニ五町ト見ケルトゾ、道鑑公ノ時山野孫二郎或作弥次郎又永和三年十月二十八日ノ書ニ山野左衛門尉元詮、又應永ノ季福昌寺奉加帳ニ、奉加馬壹疋代五貫文、山野因幡守頼元トナト見ヘ、又文明十七年五月、菱刈孫三郎忠氏カ山野氏・羽月氏等ヲ以テ島津忠廉ニ從ヒ、俱ニ鹿児島ニ朝シタルコトトモ文明記ニ見ヘレバ、此甲午ノ頃迄ハ山野氏ナホ宗邑ヲ履ヘタルニハ疑ナケレド、大抵頼元ノ子ノ代ニモ當

ルカ、時ノ家督イマタ詳ナラス、山野城ノ遺墟ハ今ニ山野村ニ在リ、何レノ時ニ城邑ヲ失ヒケン、後ハ菱刈氏ニ併セラレシニ、永祿十年十一月 大中公馬越ヲ陷サレシ時、公取テ出水ノ義虎ニ成ラセオカレ、翌十一年五月、日新公ノ思召ニテ相良ニ昇ヘテ菱刈ト和平アソハシタルニ、其八月又叛レタリ、同十二年正月、相良方ヨリ和ヲ乞ハルニヨテ又山野ヲ昇ヘラレシニ、其三月亦彼ヨリ乱ヲ起シ、九月遂ニ大口城ヲ陷サレシ、以後マタ初ノゴト義虎ニ賜ヒテ、其臣税所越前守篤職此ニ地頭シ、義虎ノ子忠辰改易ノ後ヨリカ又 公領ト為リ、大島出羽守忠泰・伊地知民部少輔重堅等地頭セリ、

羽月

亦牛屎院ノ内ニテ牛屎別族羽月氏ノ宗邑ナリ、古書ニ十町ト見ヘタルト也、文保元年七月、薩摩國御家人牛屎院ノ内ニ羽月右衛門入道・同兵衛入道ナト見ユ、(忠宗)道義公ノ時ナリ、又建武三年正月二十五日大宰少貳ノ

書ニ羽月四郎右衛門尉元真、又 道鑑公ノ時羽月太郎
 元鎮落城ストアリ、時キ 公室ニ臣従スルカ、又文和
 ノ頃、大隅ヨリ兵衛佐直冬ニ御方セシ列ニ羽月孫太郎
 ト見ヘ、又永和三年十月二十八日ノ書ニ羽月石見守元
 豊、又白木村觀音ノ後光裏ニ應永十五年戊子三月牛屎
 院大秦元忠、或ハ福昌寺奉加帳ニ、奉加馬壹疋^④、錢三
 貫文、羽月豊後守元忠トモ見ヘ、又羽月彦次郎チフモ
 アリ、何レノ時ニヤ、又文明十七年五月、菱刈忠氏羽
 月某ト魔府ニ朝シタル事トモ山野ノ註ニ云ヘルガ如ク
 ナレバ、此甲午ノ頃ナホ宗邑ヲ履ヘタルハ明ケン、左
 アリテ菱刈重時^{忠氏ノ子也}、圓室公ノ時再ヒ此地ヲ領スト
 ナンアレバ、其時キ羽月氏宗邑ヲ失ヒ菱刈氏ニ併セラ
 レシナラン、斯テ永祿十年十一月、大中公馬越ヲ拔
 レシ時キ 公領ト為リ、二十五日、義虎ニ戊ラセ玉ヘ
 ルニ、同十二年三月、菱刈衆屢來テ寇シ外郭ヲ破ケレ
 バ、義虎畏テ 公ニ致セリ、其ヨリ新納忠元・肝付兼
 寛ヲシテ羽月ヲ戊ラセ玉フ、左アルニ同年九月大口城
 ヲ陥サレシ時、忠元ヲ大口地頭ニ差オカレ、此モ大口

ニ隸ラレシトゾ、去レド幾ホト無ク外城ニ建ラレシニ
 ヤ、猿渡掃部助信光^{越中守也}、等此ニ地頭セリ、今羽月ノ
 遺墟トテ下殿村ニ在リ、高山城ト云ヘリ、

税所介別駕

按ニ、税所氏ナリ、其先世々隅州ノ税所介ニテ、霧島
 社ノ神領ヲ司リ曾於郡アタリヲ領知シ、元弘・建武ノ
 頃ナド最盛ケルトゾ、本郡ハ上古三ヶ國、隼人等ノ荒
 俗ヲバ都方ヨリ畏ヒ國トテ猛獸ニタトヘ、熊襲國或ハ
 襲國ナド書レテ、其レヲ約シテ只曾乃國トモ云ヘル國
 号ノ僅ニ此郡名ニ遺レルナラン、然ヲ噲啖ト二字ニ書
 クコトハ、和銅神龜ノ頃詔命ニテ國々郡郷ノ名ニ一音
 ノ地名ナルヲバ、其韻ノ音ノ字ヲ加テ必ス二字ツマニ
 書ル例ニ定リシヨリノ事ナラン、其ヲ和名抄ニモ載セ
 シト見ヘタリ、然ニ此啖ノ字ヲ乎ト書クヘキニ、方言
 ニヤト契沖カ疑ヒタルヲ、本居カノ和泉郷名ノ呼啖、
 日向郡名ノ都啖ナドヲ引テ、啖ノ音コソ明證アレト彼
 カ三韻考ニ云オケリ、左アレド寛文四年七月、家綱

公御判物ノ時ヨリ俗ニ從ハセラレ曾於郡ト改ラレシト
ナン、今モ其ニテ行ハレケリ、斯テ此アタリハ上古ヨ
リ隼人ノ大族領知セシ所ニテ、地名ニヨテ曾乃ト云姓
モアリシト見ヘ、續紀ニ、和銅三年春正月庚辰、日向
隼人曾ノ君細曆、教諭荒俗、馴服聖化、詔授外從五
位下ト出タリ、此ハ噲吹郡ノイマダ日向ヨリ大隅國ニ
割レ隸ザル三四ヶ年前ナレバ、斯クハ載ラレシナルベ
シ、又天平十三年閏三月乙卯、天皇臨レ朝、授外正
六位上曾乃君多理志佐外從五位下、或ハ同十五年秋七
月、天皇御ニ石原ノ宮ニ賜饗於隼人等、授外從五位下
曾乃君多理志佐外正五位上、或ハ天平勝寶元年八月癸
未、詔授外正五位上曾乃君多理志佐從五位下、神護
景雲三年十一月庚寅、授曾公足曆外從五位下トナト載
レリ、併考ヘシ、曾乃君ヲ此ニ曾公ト書ルハ、天平寶
字三年十月、天下ノ諸姓ニ君ノ字ヲ着ル者ハ公ノ字ニ
換ヘヨトノ詔アレバナリ、亦以テ曾ハ即姓タルコト
モ此ニテ知ヘキナリ、斯テ其地タルヤ、則此アタリナ
ルニ疑ヒナキハ、延暦七年ノ紀ニ當ニ大隅國噲於郡曾

乃峯上ニ火災大熾ト載ラレ、今ノ曾於郡ニ霧島山且隼
人塚ト云ヘルノ遺ルヲ以テ證スヘキナリ、左アレバ曾
乃峯トハ霧島山ノコトニテ、隼人塚ト傳ヘタルハ必ス
曾乃君細曆多理志佐足曆ヲガ古塚ナルベシ、然ニ此族
類何レノ時ニ衰ヘケン、藤姓稅所氏ノ元祖正五位下周
防守篤如、治安元年辛酉三月二十一日、此曾於郡ニ入
部シ曾於御館ト云ヒ、其子篤義ハ坂上御館ト云ヒ、代々
霧島社ノ稅所職ニテ本邑ニ居城セントゾ、斯テ三十
七代孝德帝大化元年、諸國々司并閑所ヲ建ラル時カ、
若クハ曾乃君或ハ曾於御館ノ頃ヨリカ立ケン夕暮ノ閑
ト云ヘル閑ノ迹、松永村ニ今遺リテ暮門ト云ヘルトゾ、
此ハ日本地名便覽ニモ載リテ大隅名所ノ一ナリ、我
得佛公ハ稅所兵衛尉祐滿カ時、封ニ三州ニ就キマスト
云ヘリ、建久九年ノ記ニ曾野郡司篤守、又建治二年八
月石築地ノ賦ヲセシ書ニ、大介兼稅所藤原ト守護代ノ
次キニ見ヘレバ其格式モ概知スヘシ、又同書ノ中ニ餅
田廿七町四反、御家人稅所介義祐トモアリ、所謂神領
帖佐ニモ在ケルニヤ、又文和ノ頃兵衛佐直冬ニ味方セ

シ列ニ税所介一族トアリ、一族トハ姫木・重久・川畑・堀切・妻屋・入水等カコトナラン、應安中或ハ永和二年トモアリ、、
 税所氏玖麻ノ相良ニ黨シ、齡岳公ニ寇ヲ為ケルニ、社徒 公ニ内應シ笑限ニ在陣セラレシ時、本田氏親姫木ト清水ヲ攻落セリ、故氏親ニ賜トモ見ヘレハ、其頃迄ハ彼地モ侵セシニヤ、其ヨリ應永ノ季年福昌寺奉加帳ニ、奉加馬壹疋代錢二貫文、禮所左馬助敦弘ト見ヘタリ、然アルニ文明十五年、税所新介テフ者島津忠廉ノ帖佐城ヲ襲ヒ、却テ忠廉ニ敗ラレ、遂ニ曾於郡ヲ取ラレケルコト西藩野史等ニ出レバ、此甲午ノ頃ハ蓋新介カ時ニテ敦弘ノ子ニモ當ルナラン、治安ヨリ四百六十五年ニシテ税所氏始テ宗邑ヲ失ヘルカ、其後永正十一年ヨリ同十六年迄ノ手組ニ税所左衛門尉ト云モ見ヘタリ、時何レノ地ヲ食メルヤ詳ナラス、去リテ曾於郡ハ文明十八年十月忠廉飢肥ニ徙ラレシ頃ヨリモ 公領トナルカ、明應四年、幕府ノ上使一色兵部太輔ニモ 圓室公此所ニテ御對面トナン聞ケリ、斯テ誰ニ守ラセ置レケン、永正十六年十一月二十七日、伊集院尾張守此

ニ城守シテ叛ケリ、其十二月八日、新納近江守忠武モ志布志ヨリ来テ此ヲ援ケレバ、同十七年、大翁公親將トシテ清水ニ出陣マシノク、七月二十四日、宮里孫太郎正豊等新納衆ト姫木石跳ニ戰テ軍勢セリ、八月二十二日、二十一日、公進シテ曾於郡ヲ攻玉ヒ、其十一月二十七日、尾張守城ヲ以テ降レリ、其ヨリノコトニヤ、本田次郎左衛門尉親尚此ニ地頭セシヲ、大永六年十一月、公本田因幡守兼親ニ賜ヒタリ、左アレド程ナク親尚カ讒ニヤ召上ラレテ、マタ新納近江守忠勝ニ賜ヒ、其ヨリ本田紀伊守兼親兼親カカ孫也、カ邑ニ併セテ、北原三河守辰綱ヲバ地頭ニ差オケリ、天文十七年九月、兼親清水没落ノ後ハ北郷讚岐守忠相ノ邑ニ併セラレ、財部筑前守盛住此ニ地頭タリ、永祿中飢肥口ノ危カリシ時、忠相此ヲ 公ニ致シ、姑ク 公子歳久居城シ玉ヒ、其ヨリ三原遠江守重秋入道昌庵地頭タリ、

吉田仁左衛門太夫吾

按ニ、次郎四郎兼清カ子ニテ吉田氏十二代尾張守泰清

カ中頃ノ俗稱ナリ、幼字ハ次郎四郎ト云ヘリ、永正二年十一月七日、享年七十九歳ニテ歿シ、法號心聞了聰ト見ヘレバ、應永三十四年生レニテ、此甲午ハ四十八歳ノ時ニ當レリ、今津友寺舊名了心ノ寺ナリ華鯨ニ康正三祀丁丑林鐘十八日大檀越息長泰清ト見ヘ、或ハ寛正五年御犬手組ニ吉田左衛門太輔ナト出タル者皆此ナリ、吉田ハ舊大隅始羅郡ノ内ナリシヲ、文祿中細川幽齋本藩ヲ檢地セラレシ時一説天正十五年トモヨリ薩摩ノ鹿兒島郡ニ隸ラレシトゾ、上古ヨリ大藏氏世々此ニ郡司セシトテ三位大藏行忠テフ者ニ至テ沽却セシヲ、大隅正八幡宮ノ執印行賢ナルモノ天仁三年正月十九日此ヲ買取り、同二月二十五日、國司ノ免許ヲ得テ始テ神領トナシ、鎮西八郎為朝ノ次子源為重ニ界ヘケルニ、為重又其外孫長太夫息長清道ニ界ヘシトテ、清道吉田ニ移リ代々正宮ノ御供所檢校ヲ領シテ此ニ居城セリ、其先ハ日本尊ノ第六王子息長田別王ヨリ出タリ、父ハ助清ト云ヒ、王ヨリ四十餘世ノ裔胤ニテ正宮ノ神官タリ、清道ノ子ハ長太夫吉清、此時建久八年七月 頼朝公ノ御下文ヲ賜

テ吉田院司ヲ安堵セリ、其孫ナル太郎清弘カ時建治二年八月石築地ノ賦ニ、吉田院廿丁九段云々、本名十丁三反、一丈、三寸、正宮御供所清弘領中納四丁八段、四尺、八寸、長太夫幸道領宮浦四丁八段、四尺、二寸、二郎太夫清持領トナド見ヘタリ、幸道ハ清弘從弟幸直ノ子也、清持ハイマタ詳ナラス、又文和ノ頃兵衛佐直冬ノ御方ヨリ吉田左近藏人清忠ガ尊氏ノ御方ニ参リシ事トモ見ヘタレド、宗譜ニ清忠ト云ハ見ヘス、清弘ヨリ七世孫若狹守清正ハ、事アマツリテ義天公ニ事リテ惣奉行ヲ拜セリ、今ノ御家老ナリ、公室ニ臣タルハ此ヨリカ、去テ屢忠節ヲ竭ス、語ハ聖榮自記・應永記等ニ在リ、公清正ガ忠ヲ賞セラレ下田村六町、若クハ小山田村ヲ加賜ヘリ、下田ニハ其叔父山城守頼清ヲ差置キ下田ヲ以テ氏ト為リ、清正嗣子次郎四郎兼清ト云ヘリ、福昌寺奉加帳ニ、奉加馬壹疋米三石三百疋、吉田興長兼清ト載レル此ナリ、其子ハ即此泰清ニテ、泰清ノ子ハ治部太輔孝清ナリ、小字ハ次郎四郎、后ハ參河守ト云也、享徳二年生ニテ此甲午ニハ二十二歳ニ當レリ、父子共ニ 圓室公ニ叛キ川田城ナド攻タル事

文明記ニ見ヘタリ、孝清子次郎四郎位清ニテ、伊作善久ノ女ヲ承ケ梅岳君ノ御姉婿ナリ、永正十四年、吉田城ニ據テ謀反シケレバ、(忠隆)興岳公親將トシテ二月十二日往テ城ヲ攻玉ヘリ、從兵宮里孫太郎正豊等犬馬場ニ戰テ功アリ、十四日戌時、位清遂ニ城ヲ委テ山門院ニ出奔セリ、十七日、公凱歌ヲ内城ニ唱ヘラレ、村田越前守經定ヲ地頭ニ置レシトゾ、斯テ位清ハ、梅岳君ノ御夫人出水城主島津忠興ノ妹ナレバ忠興ヲ頼テ落ユキケンニ、島津善左衛門安久迫水三世兵ヲ阿久根境ニ伏セテ位清ヲ殺シケルトテ、今ニ若宮ニ崇メテ其處ニ祠ルト云ヘリ、左アリテ 公ノ國老伊地知重周ガ二男伊地知筑前守重成モ吉田城代ニ差置ルト見ヘタリ、經定ノ任ト何レカ前ナルヲ知ラス、又一説、春成兵部久清モ島津昌地頭トアリ、大永七年十二月カ然ルニ享祿二年正月二十一日、久ノ帖佐地頭ニ移ラル時吉田ニ伊勢守重武兵ヲ帥ヒテ吉田ヲ攻ム、宮里孫九郎正勝等拒戰ヒ、重武城ヲ陷スコト能ハス、二十二日、進テ帖佐ノ本城・新城ヲ攻テ兩城ヲ陷セリ、時ニ伊地知民部少輔重辰新城地頭ニテ拒戰、遂ニ此ニ死セリ、其子小

次郎重常后ハ外記・美作守ト改ム、此代迄テ圍ヲ潰シ、吉田城ニ馳籠テ俱ニ城ヲ保テリ、故ニ重武二十三日又山田城ヲ攻取テ帖佐ト併セテ侵領セリ、天文六年、島津實久鹿兒島ニ侵居レル時、吉田衆第一ニ實久ヲ叛キテ 大中公ニ内應セシニ因テ、公モ善ク鹿兒島ヲ復スルコトヲ得玉ヘリ、其後重成ハ高橋ニ封セラレ、重常ハ油須木ノ地頭ニ移サレ、經定此ニ地頭タリシニ、同十八年、既ニ渋谷黨カ為メニ吉田ノ危カリシ時、新納刑部忠元・三原遠江守・重秋・山田藏人有徳・長野兵部・宮原筑前守・景種等ヲ遣ラレテ成ラセラルトゾ、其ヨリ永祿六年、吉田四ヶ村 公子歳久ノ食邑ト為テ、阿多若狹守久鎮此ニ地頭タリ、天正八年、公子封ヲ_三祁答院ニ徙サレシ後マタ 公領ト為リ、本田下野守親貞入道就テ地頭セリ、城ノ名ハ松尾城ト云ヒ、遺墟今ニ東佐多浦村ニ在リ、吉田元祖ノ築キシヨリ代々ノ居城トテ、此ヲ本城トモ云ヘリ、天仁ヨリ四百十三年ニシテ吉田氏始テ宗邑ヲ失ヘリ、上世ハ知ラス、清正コトニ忠ヲ 公室ニ竭シ官モ國老ニ至レリ、然ニ其

子孫トシテ泰清、孝清、位清三世相繼テ謀反シ、遂ニ以テ滅ヒタリ、夫レ臣トシテ治レル世ニ如斯ナラバ、日ヲ終ヘスシテ滅フベキニ、然テ尚三世ノ久キヲ保ツハ、誠ニ亂國ナレバニヤ、

入来院

按ニ、入来院氏十世下野守重豊入道以心ナリ、父ハ出羽守重茂、祖ハ渋谷弾正少弼重長ト云ヘリ、福昌寺奉加帳ニ、奉加馬壹疋代二貫、^⑤渋谷云々ト載レル此ナリ、重豊文龜元年閏六月二日ヲ以テ卒シ、古春定榮禪伯ト法諡セリ、浦之名村慈光寺中興ノ棟札ニ、大旦那平朝臣野州太守重豊并又五郎重聰、于時延徳二年龍集庚戌霜月二十四日トナト見ヘタルハ亦此父子ニテ、后ニ重聰ハ彈正少弼ト云ヘリ、^⑥今ノ入来院ハ樋脇・入来アタリノ總名ニテ薩摩郡ニ隸ケリ、上古ハ藤原朝臣頼孝チフ者本院ニ地頭セシ事、長和二年十二月廿一日水田ヲ新田宮ニ寄附セシ書ニ見ヘケルトナン、得佛公封ニ就キマス頃ナドハ頼孝ガ裔胤ニヤ、入来院又五郎頼宗

テフ者此ニ居城スト云ヘリ、去レド建久八年圖田丁ニ入来院九十二町二段、没官御領地頭千葉介云々、弁濟使分五十五町、本地頭在廳種明郡名分二十町、本郡司在廳道友トモ見ヘタリ、其ヨリ五十餘年シテ、今ノ入来院氏寶治二年ノ春渋谷太郎光重ノ第五子曾司五郎定心始テ本院ニ入部シ、此レヲ太祖トシテ子孫世々御家人ニ列シ、菜ヲ此ニ食メリ、因テ入来院若クハ清色ヲ以テ氏トシ、所謂渋谷五家ノ其一ニテ俱ニ寇ヲ公室ニ為ス事舊シ、語ハ山田聖榮自記・應永記・文明記・貴久公記・越前自記等ノ古書ニ詳ナレト、爰ニ其近世ヲ概記セン、大中公重聰ノ女ヲ娶セラレ貫松二公^(歳久)心岳君等ヲ生玉ヒ、重聰ノ子石見守重朝ハ公等ノ御母舅ナレバ其御威勢ヲヤ假ラレケン、地ヲ川内ニ略シ、勝ヲ侍テ彌驕リ、後ニハ東郷・祁答院・浦生等ニ黨シ却テ公ニ叛ケルニ、蒲生・祁答院・北原等ノ如キモ御敵對シテ皆滅ヒザルハ無ク、永祿十二年十二月、菱刈方モ既ニ御手ニ屬キ、渋谷徒モ氣細キ折ニヤ、鎌田寛栖・宮原景種・猿渡休覺等、渋谷方ノ宗子東郷大和

守重尚入道ハ菱刈天岩ノ實子ナレバ先ツ重尚ニ説キ、
重朝ノ子石見守重副或ハ加賀守重副トモアリト俱ニ城邑ヲ致シテ

公室ニ降ルコトヲ勸ケルニ、重副・重尚皆此事ヲ服セ

リ、二十八日寛栖等以テ 公等ニ聞ス、是ニ於テ翌元

龜元年正月五日、入来院重副ハ百次・平佐・高江・宮

里・天辰・碓山ヲ致シ、東郷重尚ヨリハ高城郡水引・

中郷・湯田・西方ヲ致シテ 公ニ降レリ、時キ 公ヨ

リ重尚ヘハ東郷ヲ貽サレ、重副ニハ清敷ヲ下シ置レ、

宮里ハ平田狩野介宗應ニ、高城・水引・中郷・西方・

京泊ヲバ出水ノ義虎ニ昇ラレ、隈城ニハ 公子家久ヲ

地頭ニ移サレ、其ヨリ川内方モヨク治リシトナン、斯

テ重副子弾正少弼重豊男子無く、典廐以久ノ次子又六

重時ヲバ嗣トシ、其女ヲ以テ此ニ妻ハセタリ、然ルニ

文祿四年ノ秋、幸侃ガ姦訴ニテ三州ノ豪族遷易ノ時、

重時モ元祖入部ヨリ三百四十九年ニナル宗邑ノ清敷ヨ

リ封ヲ隅州湯尾ニ移サレ、清敷姑クハ公領ト為リ、新

納忠元・川上忠克・平田増宗等此ニ地頭タリシト云ヘ

リ、忠元ハ文祿三年ヨリ慶長元年迄ハ在京トアレバ嫡孫次郎兵衛尉
忠光莅テ此ニ鎮タリシナラン、左アリテ忠元ノ國ニ下ルヤ、忠

光ハ京ニ質トシ、翌二年ノ春忠其ヨリ重時ノ嗣子伯耆守重國
元ハ飯野地頭ニ徙サレシト也、

ノ時ニ至テ、慶長十八年マタ清敷地頭ニ補セラレ、舊

邑ノ内ヲ復シ賜ヒ、其子石見守重頼モ襲テ此ニ地頭シ、

慈眼公(家久)ノ翁主ヲ承シテ官大目附ニ至レリ、左アリテ萬

治二年御引并シ檢地ノ時遂ニ清敷ヲ割ラレ、副田ト浦

之名ニケ村ヲバ重頼ノ一所ニ封セラレ、入来ノ舊號ヲ

此ニノミ遺サレ、割殘シノ塔之原・倉野・市比野・楠

元・久住・中村ノ六村ヲ清敷ト唱テ故ノゴト外城ニ建

ラレ、衆士ハ皆此ニ移ラセ、重頼ヲシテ尚地頭タラシ

ムト見ヘタリ、其後マタ重頼ノ子隼人重治官ニ請ヘル

旨アリテ、延寶九年四月清敷ハ更メテ樋脇ト唱ヘラレ

シトナン、因テ入来院氏、夫寶治ノ古シヨリ今茲文政

丙戌迄五百八十年歴々トシテ、太祖以來祖先代々墳墓

アル宗邑ヲ領知セラレシハ、誠ニ世ノ列侯ニモ亦類ヒ

多カラザルベシ、抑渋谷五家并ヒ盛テ舊ク 公室ニ叛

キ、今其子孫東郷・祁答院・高城・鶴田ノ四家皆其邑

ヲ失ヒ辭ヲ貶サレタル事トモ既ニ久カリシニ、唯リ入

来院氏如此ナルハ幸格別ノ御外戚、且ハ度々 公族ヨ

リ嗣セラレタル由縁ナラン、左アルモ本是重副ノ速ニ
先非ヲ悔テ降リタレバコソ、左無カリセバ何ゾ能ク又
今日ノ榮ニ至ランヤ、然レバ誰家ニテモ皆善ク過ヲ改
ルヨリ目出タキ福ノ神ハ世上ニ非ル[▽]Ⓜへシ△ト見へ
タリ、

祁答院

按ニ、祁答院氏十代遠江守重慶ニテ古書ニ渋谷左衛門
尉重慶トモ見ヘタル者此ナラン、父ハ播磨守徳重ト云
ヘリ、祁答院ハ今ノ佐志・黒木・鶴田・宮之城・山崎・
大村・蘭牟田七邑ノ總名ニテ、皆薩州伊佐郡ニ隸キ、
牛屎院ノ片割レ也、下章ニ大村・波形・鶴田・山崎・
久富木ヲ祁答院分ト載セレバ、此甲午ノ頃、重慶虎居
ニ邑シテ斯ク院内ヲ知行セシナルベシ、本院ハ舊ト康
治ノ頃、祁答院又太郎大前道助此ニ郡司セントテ所領
祁答院ノ内中津川名ヲ讓渡ストナン舊記ニ見ヘルトゾ、
其子孫ニヤ、得佛公ノ時キ祁答院又太郎大前道秀テ
フモノ此ニ居城スト云ヘリ、又建久八年圖田丁ニ祁答

院百十二町内島津衛
庄寄郡沒官御領、地頭千葉介、富光五十

四町本郡司熊同丸、倉丸三十町瀧間太郎道房、時吉十

三町、本名主在廳道友トナド見ヘタリ、按ニ、千葉介ハ平
族ニテ忠常玄孫常

胤ノ曾孫千葉介胤綱ナルベシ、否レバ其子千葉五郎時胤カ、此等ノ

間本藩ニ入部セシニヤ、時胤孫千葉太郎宗胤ハ軍奉行セシ事弘安ノ

頃御一見状ニ見ヘルトゾ、又富光ハ永祿ノ頃湯田城ヲ成レルモノニ

富光信濃守大前道家トナド見ユ、熊同丸ガ子孫ニヤ、又瀧間ハ天文

十七年ノ頃鹿兒島衆瀧間九郎右衛門、或ハ永祿ノ頃瀧間越後守宗清、

或ハ美作守ナド、見ヘ、宗清后ニ氏ヲ平田ト易ヘタリ、此族裔カ、又

在廳道友ハ東郷在國司ニテ斧淵城ニ居テ其族世々氏ヲ斧淵或ハ

時吉、或ハ東郷トナド名ノル者此ナラン、詳ニ下章ニ云ヘリ、又建

永ノ頃、祁答院一分ノ地頭斑目六郎信濃守橘以廣入道

聖恵チフ者出羽ヨリ本院ニ入部シ、其子孫ニヤ、斑目

兵衛尉泰基テフモ同ク此ニ地頭セシ事鎌倉ノ御下文ニ

見ヘルトナン、斯テ建永ヨリ四十余年モ降り、此重慶

カ太祖吉岡三郎重直重保ト
モアリ、渋谷太郎光重ノ第三子ニ

テ、寶治二年ノ春鎌倉ヨリ来テ本院ニ地頭シ、世々虎

居城ニ居テ祁答院ヲ以テ氏ト為シ、亦渋谷五家ノ其一

ナリ、重直ガ曾孫平次郎行重ト云ヘリ、今ノ佐志廣瀬

村松尾寺ノ置文ニ、當院地頭大禮那平行重子孫繁昌ノ

故也、永仁五年丁酉二月十八日ト見ヘタリ、其ヨリ七

世孫即重慶ナリ、此祁答院氏入部シテヨリ、大前道秀

等カ祁答院族ハ専ラ時吉氏ヲ名ノレルカ、寶治ヨリ七十餘年此カタ、元應ノ頃時吉孫太郎入道・同弟彦次郎チフ者トモ時吉城ニ居ケルトナン、斯テ此等若クハ斑目等ガ子孫モ、後ハ漸々渋谷祁答院ニ隨身セシト見ヘタリ、去テ此族世々 公室ニ叛ケル事ハ入来院ノ註ニ云ヘルガ如シ、此甲午ヨリ九年日文明十四年ノ春、重慶モ北原立兼ト 圓室公ノ御病オハスヲ幸ヒ朝セス、遂ニ入来院重豊・東郷重理・吉田泰清・菱刈道秀ヲヲ語ラヒ叛キ、同十五年ノ頃屢帖佐ニ會ンテ島津忠廉ニモ反ヲ勸メルニ忠廉聽ス、重慶ソコテ北原・菱刈ト却テ 公ニ降り忠廉ヲ讒シ、程ナク又皆叛テ 公ノ水引城ヲ攻タレバ、忠廉怒テ重豊・孝清ト重慶領ノ蘭牟田城ヲ攻タル事トモ文明記ニ出タリ、時キ城兵ニ斑目右京亮テフ見ヘレバ、既ニ重慶ニ隨ヘルハ明ケン、重慶ノ孫伊勢守重武ガ時キ享祿二年正月、帖佐ノ本城・新城・山田城迄攻取テ本院ニ併領シ、甚逆威ヲ振ヘリ時キ、新城地頭伊地知重辰等カ拒戦テ討死シタル事トモハ既ニ吉田ノ下ニ云ヒオケリ、其後天文四年四月、

大翁公川上昌久ヲ誅セラレン後、昌久ト共ニ末弘忠重ヲ殺セシ衆多クハ畏レテ實久ニ黨セシ、時キ 公ノ嬖臣小倉武藏守等重武ト北原祐兼ニ兵ヲ乞ヒ、重武及ヒ北原加賀介等ト衆ヲ帥ヒテ鹿兒島ヲ衛レリ、其年十月、實久谷山ヨリ乱入シ滑川迄放火シケルヲ、重武等追却ケ神前城ノ下ニ至ル、折シモ谷山ノ本城ヨリ横撃シ、重武邑宰栗野越前^守等數十人此ニ死セリ、重武モ其ヨリ走テ帖佐ニ還リシニ、實久進テ池上ニ逼リ、遂ニ十日、公モ田ノ浦ヨリ御舟ニ召サレ、重武ヲ頼テ帖佐ニオハセシ事トモアリシトゾ、重武ノ子河内守良重ガ時ニ至テ 大中公平松ニ御オハセシ時キ、弘治元年四月二日ノ夜、良重黨皆帖佐ノ本城・新城・山田城ヲ委テ、祁答院ニ引去レリ、翌三日ノ曉ニ 公彼三城ヲ取返サレ、同二十六日、鎌田刑部左衛門政年ヲ内城^{本城ノ}コトカ、地頭ニ差置レタリ、山田中飢ニ在マス永祿五年壬戌霜月五日若宮八幡ノ棟札ニ大旦那藤原義久并當地頭平氏景法トアリ、山田ニハ別ニ地頭ヲ置レシニヤ、サテ良重實久ノ女ヲ娶テ義虎ノ姉婿ナリシニ、田獵ヲ

好テ山ニノミ日ヲ暮シ、邑ノ政ヲ聞ス家臣ノ朝ヲモ受
ザリシトテ、永祿九年或作八年、正月十五日、其妻ヨリ寢
室ニ弑セラレタリ、時キ村尾亀三后ハ重侯
入道笑柄良重ノ側ニ
居ケルガ、直ニ屏風ヲ撞倒シテ良重ノ妻ヲ壓へ、遂ニ
コレヲ刺殺セリ、其ヨリ祁答院ノ宗祀絶ケレバ、同二
月二十八日、入来院又五郎重豊當院ヲ併セラレシニ院
衆服セス、多クハ謀テ 公ニ内應シケレバ、 公兵ヲ
遣テ此ヲ取玉ヒ、 國老村田越前守經定ヲ蘭牟田地頭ト
為シ院内ヲ鎮ラレシニ、年月
未考、同十一年三月、良重ガ
族人祁答院新兵衛尉等長野城ニ據テ菱刈方ニ應シ、曾
木・市山ノ両城ヲ攻テ後援ヲ為スニヨテ、同十二年五
月、 公諸將ヲ遣リテ長野城ヲ攻玉ヘリ、時キ經定ハ
入テ國政ヲ聞レ、身任所ニ莅テ軍行毎ニ出テ兵ヲ督サ
ル事トモ叶ガタントテ、伊地知民部少輔重廣重康トモ云
帖佐ヘリ、
新城ニテ重武ト戰テ討
死シタル重辰ガ孫也ヲ馬関田ヨリ平河ノ地頭ニ召移サレ、
經定ノ任ヲ攝シテ部兵ヲ監シケルトゾ、其ヨリ天正三
年十一月、 松齡公真幸四百餘
丁ト也、ヨリ封ヲ本院四百六
十町許、
ニ轉セラレ、其二十一日ニハ下之城今ノ宮
ノ城ニ御移初ノ

議定マテアリケルコトトモ上井日記ニ見ヘレド、 公
ニ代リテ飯野ヲ鎮メマス程ノ英將更ニ無カリシニヤ、
同七年重廣等ハ宮ノ城ヨリ平泉地頭ニ移サレ、翌八年
心岳君ヲバ吉田ヨリ封ヲ本院十二ヶ村ニ移サレ宮ノ城
ニ居玉ヘリ、文祿元年七月 君自殺ノ後、宮ノ城皆召
上ラレ、嫡孫常久等ハ清色城ニ差置レ、北郷時久ヲ同
四年八月都城ヨリ封ヲ此ニ移サレ、嫡孫北郷忠能ガ時
ニ至テ慶長五年三月、舊邑都ノ城ニ復セラレ、同十二
月島津忠長ヲ東郷ヨリ此ニ轉封セラレタリ、今ノ宮ノ
城一所此ナリ、夫祁答院氏寶治ノ入部ヨリ永祿九年ニ
至リ三百十八年ニシテ宗邑滅ビ、入来院ニ併セラレ、
幾クアラス 公領ト為レリ、孟子ニ歎ヲオフテ厭コト
無キコレヲ荒ト謂ヒ、酒ヲ樂テ厭コト無キコレヲ亡ト
謂フトカ見ヘタリ、實ニ良重カ宗邑ヲ滅シタルハ荒亡
ノ行ヨリ招キシト謂ヘシ、

東郷

按ニ、東郷氏十二世隱岐守重理入道一釣ニテ、文明十

五年八月 圓室公御不例ニヨテ新田宮ニ笠懸ヲ講セラレシ手組ニ、東郷右馬允後ハ隱岐守ニ任セラルト見ヘタルモノ此ナリ、父ハ隱岐守重信ト云ヘリ、東郷ハ薩摩郡ニ隸ケリ、國初ニハ在國司小太郎大前道氏テフ者斧淵城ニ居テ、或ハ斧淵或ハ時吉ヲ氏ニスト云ヘリ、建久八年圖田丁ニ東郷郷司名主在廳道友チフモノ、或ハ下司或ハ本郡司或ハ本地頭分トシテ、東郷別府ノ内ニ時吉二十五町七段、高城郡ニ時吉十八町、薩摩郡ニ時吉六十九町、祁答院ニ時吉十三町、伊集院ニ時吉二十五町、其外諸領合セテ二百十三町余ヲ領シ、其奥書ニモ權大前在判トナト見ヘレバ道氏カ族ニヤ、同九年ノ頃東郷郡司時房トモ見ヘタリ、左アルニ渋谷莊司重國ノ長男太郎光重ノ次子早川次郎實重、父光重ノ讓ヲ受テ菜ヲ東郷ニ食メリ、其子太郎忠重承久ノ乱ニ功ヲ致シ、寶治元年七月二十三日 頼嗣公御下文ニテ忠重ニ東郷地頭職ヲ襲シメ、翌二年ノ春、父實重等ト此ニ入部シ、鶴岡城ヲ築テ代々御家人ヲモテ居城シ、亦渋谷五家ノ其一ニテ西藩ニテハ一族ノ長タリ、其ヨリ弘

安ノ頃ニモ大前東郷ノ族東郷在國司三郎道副、元弘ノ頃ハ東郷藏人道義トモ見ヘレバ姑クハ竝領セシニヤ、忠重ノ玄孫太郎左衛門尉氏重、其子次郎太郎祐重、此兩代ハ尊氏ニ屬シテ軍功アリ、其子薩摩守重元カ時、文和二年五月 幕府義詮ヨリ 齡岳公ニ在國司次郎入道道超カ遺領ヲ御賜アリシニ、公ヨリ又重元ニ賜ヒケルトナン、此時 公室ニ臣事ルカ、全ク東郷ヲ領[●]セシモ此ヨリナルヘシ、重元玄孫即此重理ナリ、重理文明十五年 圓室公御病氣立願ノ笠懸ニナド加ハリタルニ、程ナク叛キテ祁答院重慶等ト忠廉ニ叛ヲ勸メ、同十六年二月朔日重慶ト俱ニ 公領ノ水引城ヲ攻メ、同二十日忠廉等ノ重慶カ蘭牟田城ヲ攻ラルニハ、重理却テ忠廉ヲ援テ重慶ヲ伐チ、同三月重慶カ為ニ出サレ帖佐ニ奔レル事トモ文明記ニ出タリ、其曾孫大和守重治男無ク、菱刈天岩ノ三男ヲ嗣トス、大和守重尚入道喜俊此ナリ、喜俊ガ時元龜元年正月邑ヲ以テ 公ニ降レリ事ハ入来院ノ傳ニ詳ナリ、時東郷一邑ヲ安堵シ居城故ノ如シ、喜俊亦子ナク、天正五年 公子家久ノ次

男源七郎重虎ヲ嗣ニス、時キ四歳、鎌徳丸後ニ忠直ト更ム、歳租千二百六石ヲ食メリ、同十五年大閤西征ノ時僅ニ十四歳ナレハ、去テ佐土原ニ寓ス、寶治ノ入部ヨリ此ニ至リ三百四十年ニシテ宗邑ヲ離レ、其ヨリ文祿四年九月本城ノ南浦村等ヲ拜領シ、慶長六年日州田尻村ヨリ本城ニ移リ、同十九年又踊ノ三駄堂村ニ移ラレケルトゾ、斯テ東郷ハ天正十六年冬、大閤ヨリ島津忠長ヲ申良ニ易ヘテ此ニ封セラル、其ヨリ慶長五年十二月、封ヲ宮ノ城ニ徙サレ東郷十箇村モ兼領ナリシニ、同十九年野州久元ノ時ニ至テ東郷ハ召上ラレ、敷根三十郎頼國等此ニ地頭タリ、左アルニ寛永十年六月、島津彈正久慶ニ本邑三千石ヲ日置ニ加封セラレ、一萬千九百斛零ヲ領セラルトゾ、日置・山田・神ノ川ハ文祿四年常久ノ時ニ拜領也其後三郎右衛門忠朝ノ時ニ至リ三千石ノ加増ハ召上ラレ、日置・東郷兩邑七千七百石安堵ナリシニ、萬治三年日置ハ召上ラレ、東郷一所ヲ下置レタリ、然ニ忠朝ノ子丹波忠興ノ時キ東郷ヲ上テ日置ニ易ンコトヲ請ハレ、延寶八年八月三日御線易賜ハラセラレ、其十二月十三日ヨリ

東郷ハ又公領ト為リ、新納武左衛門始テ此ニ地頭セリ、ナレリ

種島

按ニ、左近將監幡時ノ子ニテ種子島氏十一代左近將監時氏ナリ、永正元年七月十六日ヲ以テ卒シ、年五十八、法號金山院日翁大居士ト云ヘリ、文安四年生レニテ此甲午ハ二十八歳ノ時ニ當レリ、種島ハ熊毛郡種子島也、武備志ナトニ種島ト作レリ、天武帝十年閏八月多禰島ニ遣ラレンシ使人等ヨリ多禰國ノ圖ヲ貢セシコトトモ書紀ニ見ヘ、又文武帝二年四月務廣貳文忌寸博士・利鄭刑部真木等八人ヲ南島ニ遣テ國ヲ覓ラレ、同三年七月、多嶽・夜久・菴美・度感等ノ人朝宰ニ從ヒ来テ方物ヲ貢進シ、位ヲ授ラレ差物ヲ賜ヒ、其中度感等島ハ此時始テ通セント見ヘ、翌八月己丑其島々ノ貢物ヲ伊勢其外諸社ニ獻セラレタリ、按ニ、多嶽ハ即此種子島ナリ、夜久ハ厭誤郡屋久島ナリ、菴美ハ天見ノ轉ナリ、大島ニ天見嶽ト云アリテ、今ノ俗謔ニ久キコトヲバ天見時代ヨリト云ヒ、道ノ島海路ノ古繪圖ニ寶島ヨリ大島ニ波ルコトヲバ天見カ渡ト記シアルト本田親孚ガ大島私考ニ出タリ、慶長十四年琉球ヲ討ル時ノコトヲ僧文之詩ニ作り天見渡ノ句アリ、左

アレバ菴美ハ大島ノ古名ナリ、又大寶二年八月、薩摩ト多嶽
度感島ハ寶島ノ訛ナルカ、

カ化ヲ隔テ命ニ逆ヘルトテ兵ヲ發シテ征討セラレ、遂

ニ戸ヲ校ヘ吏ヲ置レ、又 元明帝ノ和銅二年六月、大

宰府以下品官ノ事力ヲ半減セラル時ナド、薩摩・多嶽

兩國司等ハ減ゼラル例ニ非スト見ヘ、同七年四月辛丑、

多嶽國ニ印一圖ヲ給ヒ、又 元正帝養老六年四月、大

宰管内ノ大隅・薩摩・多嶽・壹岐・對馬等司ノ闕タラ

シニハ府官人ヲ選テ擁補セヨトノ制ヲ定ラレ、又 聖

武帝天平五年六月、多嶽島熊毛郡ノ大領外從七位下安

志託等十一人ニハ多嶽後國造ノ姓ヲ賜ヒ、和秋(マ)

アルヲ豊肥筑マタハ備越ノ前後ニ倣ヒ丹波・丹後ノ例ニアテ、多嶽後國ト

數郡則其前國ナラント云ヘト、正史イマタ證シテ見ス、後ハ島ノ誤

モ知ヘ、益救郡大領外從六位下加理伽等百三十六人ニ

ハ多嶽直ノ姓ナド賜ヒ、同十七年十月、諸國正稅ヲ出

學スル數ヲ定ラレン時モ、多嶽・對馬兩島ハ限ニ入ラ

スト見ヘ、又天平寶字四年五月、右大舍人大允正六位

下大伴宿禰上足多嶽島掾ニ左遷セラレ、同五年三月、

芽原王ニ姓ヲ龍田真人ト賜テ此ニ配流セラレ、又天平

神護元年正月、大宰大貳從四位上佐伯宿祢毛人モ此ニ

左遷セラレ、寶龜元年八月、從五位下中臣習宜朝臣阿

曾麻呂多嶽島守ト為リシ事トモ續紀ニ出テ、類聚國史・

海東諸國記等ニモ載テ、今ノ壹岐・對馬ノ類ニテ掖救

モ併セ一國ニ建テ、多嶽國トモ多嶽島トモ云ヒ、本島

ニ益救・熊毛二郡、夜久島ニ能滿・馭謨二郡、合セ四

郡ノ國ナリケンニ、淳和帝ノ天長元年、能滿ハ馭謨

ニ合セテ一郡トシ、益救ハ熊毛ニ合セテ一郡トシ、二

郡共ニ大隅國ニ隸ラレタルト見ヘタリ、今種子島ニ野

間村アリ、能滿郡ノ遺名カ、左アレバ能滿ヲ熊毛ニ合

セ益救ヲ馭謨ニ合セラレケンヲ天長ノ説互ニ誤テルカ、

去テ安志託等ニ姓ヲ賜フ時、熊毛郡モ益救郡モ能滿郡

モ皆多嶽島ニ係ラレタル書法トモ考觀ツベシ、尤和名

鈔ニモ馭謨郡熊毛郡ト大隅國ニ出タリ此也、左アリテ

中古ニテハ高野入道・野間入道能滿入道ナルベシ・熊毛入道テ

フ者ナド本島ニ主宰タリシニ、鎌倉ノ御藏入ト為シヨ

リ大浦口某地頭ニ此ニ補セラレ、鎌倉在府ニテ此レヲ

遙領シ、上妻氏ヲシテ就テ代官タラシメリ、註○多嶽島

五百丁ト深河院百五十丁、財部院百丁ト合セ、七百五

十丁ハ島津御庄ノ新庄ト^(付録別巻)領家近衛殿、地頭尾張守^殿

トナト建治二年石築地ノ賦ニ見、按ニ、時政ノ子北條

江間小四郎義時二男名越遠江守朝時ノ二男名越尾張守

時章ニ當レリ、時政ノ曾孫ナリ、泰時ニハ姪ナリ、

※(頭注)

「鹿屋院惣地頭名越尾張孫次郎ト云モアリ、時章ノ孫カ、左
アレハ兵庫介時家ニモ当ラン」^(頭)

時章ハ弘長三年十一月時頼入道ノ卒セシ時入道シテ見

西ト云、其子左近^④大夫[△]將監公時モ尾張守公時入

道見西ト鎌倉譜ニアリ、然ニ公時ハ文永九年十一月北

條時輔カ謀反ニ与シ殺サル、父子ノ法名ヲ誤リシハ明

ケシ、斯テ多祢島ノ内見和村ナトハ御家人見和平次有

光、承久三年十二月守護所ヨリ安堵セシムル状ヲモテ

下向シ、佐多孫四郎親政ガ家ニ重代右大將家ノ御下文

ニ、守護島津判官忠久施行状ヲモテ傳領、^(付録別巻)名越尾張

左近大夫高家カ代ニ関東ノ權威ニテ肥後次郎入道浄心

カ押領ト為リ、五郎兵衛入道カ時迄名主職ヲ領シタル

ニ、建武四年六月親政養子祢寢弥次郎清種訴ル旨アリ、

其八月一日源大將ノ判ニテ清種軍功ノ上御下文ナト持
居^④レハトテ半分ヲ宛行ハレ、世戸山彦四郎ヲモテ渡サ

レタリ、肥後次郎或ハ五郎兵衛入道等ハ今ノ種子島一

族ナリ、^(此ノ所迄註)○其後今ノ種子島氏ノ太祖肥後守時信ハ、其

父行盛等文治元年檀ノ浦ニ滅ヒタル年ニ生レ、襁褓ニ

在テ難ヲ通レ、後ニ北條遠江守時政ノ養子ト為リ、其

執奏ニヨテ本島ニ封セラレ、始テ此ニ入部セリ、其族

系ト藤姓ニ易ラレタル事トモハ前ニ禰寢ノ傳ニ云オケ

リ、時信后ハ信基ト更メ、文永三年八十二歳ニテ自殺

ストナン、^(此自殺ノコトヲ二代太郎右衛門信式ノ事ト作ルモアリ、^④アハス△)信基ノ玄孫中

務時基迄ハ京都ノ幕府ニ屬シ軍功セリ、其孫對馬守頼

時ヨリ始テ 公室ニ臣從セシニヤ、貞治五年四月 齡

岳公師ヲ肥州ニ出サレシ時キ頼時其將ト為リ、十六日

菊地武光ト日ノ岡ニ戦テ死タリ、其子左近將監清時ハ

恕翁公ニ事ヘテ忠ヲ頭ハシ、應永十五年十月八日 公

清時ニ屋久・恵良部両島ヲ加封セラレ、 義天公モ亦

清時ニ硫黄・竹島・黒島ノ三島ヲ加賜ヘリ、去レド此

三島ハ、永享中其子播磨守時長ガ時 大岳公ヨリ召上

ラレタリ、其子即幡時ニテ、永享八年八月十日守護代好久ヨリ幡時ニ臥蛇・平二島七島ノ中也ヲ加賜トアレバ、此甲午ノ頃ハ時氏本島ニ屋久・恵良部・臥蛇・平ヲ併セ五島ヲ領シ居ラレシナラン、以テ其子武藏守忠時ニ至リ、永正九年(忠造)蘭窓公忠時ニ新地百町ヲ加賜トゾ、其ヨリカ臥蛇・平二島ハ召上ラレ、種子・屋久・永良部三島ヲ領シテ其子加賀守恵時ニ至ル、恵時ノ子左近太夫直時不孝ニシテ、天文十一年三月父ニ叛キ、二十三日根占ニ奔テ此ニ黨ス、故恵時援ヲ大中公ニ乞フ、是ニ於テ閏三月、公新納伊勢守康久ヲシテ兵百余人十三人ヲ帥ヒ、往テ此ヲ救ハシム、六日坊津ヲ出船シテ硫黄島ニ入ル、七日硫黄ヨリ屋久ニ渡ル、恵時屋久(●卒)ニ来テ三島ヲ公ニ獻ス、公受取玉ハス、康久ヲシテ説テ父子ヲ和セシム、是ニ由テ恵時還テナホ三島ヲ安堵セリ、其曾孫左近太夫久時ニ至テ、文祿四年六月封ヲ知覽院ニ移サレ、本島十四ヶ村及ヒ永良部百石ハ公族征久ニ賜ヘリ、歳租五千二百六石四斗零、然ハアレド六年日慶長四年六月久時ニ本島ヲ復セラレ、其時屋久・永良部

ハ官ニ假ラレ、久時ヨリ代官ヲ置テ御用ヲ聽カセケルニ、同十七年ヨリ府士中村与左衛門始テ此ニ代官タリ、一説屋久代官ハ寛永十九年ヨリ見ユトモアリ其ヨリ遂ニ召上ラレシト云ヘリ、本島ノ内ニモ四千石ハ御蔵入ナリシニ、久時ノ子左近太夫忠時ニ至テ府下ニ勤仕シ、慈公ノ翁主ヲ承シ名器ノ茶壺ヲ獻ス、故寛永九年六月一圓拜領セリ、初メ信基何レノ年間ニ入部シケン、時政ノ執奏トアレバ、時政ハ信基ノ二十一歳ナラレシ建保三年正月七十八歳ニテ卒セリ、左アレバ建保ヨリ以前、建仁三年禰寢元祖ノ下ラレシ頃トモハ十九歳ノ時ニ当レバ、其頃ハ既ニ入部アリシナラン、何レニモ今茲ニ文政丙戌迄六百有餘年、歴々トシテ太祖以来宗邑ナル本島ヲ一圓領知シ家聲ヲ墜ザルハ誠ニ本藩無双ニテ、六十餘州ニモ亦如此ハ罕ナルベシ、本是他ナシ、南海僻遠ノ孤島ニ據有シ、第一忠順ノ道ヲ守テ代々、公室ニ臣事ヘ、世ノ乱レニモ反逆ニ与ミセス、豪族モ乱ニ乗テ掠ルコトヲ得ザレバナリ、實ニ先君ノ古訓ニ遵ヒ治メバ尚百世ト云ヘトモ知ベキ所ナラズヤ、

飯島仁小川

按ニ、小川氏十一世遠江守公季ナリ、高岡ノ河上氏文書ニ川上信濃守殿女子有リ、一番ノ掣ハ飯之島殿母儀ナリ、名字ノ腹ト見エシモ公季ナラン、信濃守トハ前章ノ串出水木野仁河上將監ト載レル忠塞ノ子ニテ榮久ト見ヘ、海ヲ隔テ、接セシ所ナレハ縁与セシナルヘシ、去リテ公季永正六年己巳二月七日ヲ以テ卒シ、物外應公庵主ト法諡セリ、今其神主トテ下飯島手打村ナル大性寺ニ祀レルニ、裏ニ当寺再興大願主ト記シアルトナン、其子ハ伊勢守季安ト云ヘリ、姓ハ日奉氏、其先日野宰相宗頼ヨリ出タリ、武州西小川ニ居テ小川ヲ氏ニスト云ヘリ、飯島ハ郡名ニテ薩州ニ隸キ上下二島アリ、上飯ノ串瀬戸ニ飯形ノ大岩アリ、里人祀テ飯島大明神ト云ヘルニ由テ名ヲ得ルトナン、建久八年六月ノ圖田丁ニ飯島四十町島津御庄寄郡没官御領、地頭千葉介、内上村二十町本地頭在應道友、下村二十町本地頭藥師丸ト見ヘタリ、千葉介ハ忠常カ玄孫胤綱ナラン、道友ハ東郷在國司ナラン、藥師丸ハ高城郡ノ内ニモ若吉三十六町本郡司藥

師丸ト見ヘ、嘉祥二年新田宮ノ社家ナル宮里壹岐ト云モノ新田宮ヲ上飯ノ里村ニ祠ルトモ云ヘバ、宮里一族ノ幼字トモニハ非ルカ、詳ナラス、左アリテ此建久ヨリ二十五年此カタ承久三年六月、公季カ祖小川太郎季能関東ニ屬シテ、甲斐宰相範頼ヲ宇治ノ役ニ斬テ功ヲタテ本島ニ封セラレ、其子小太郎季直カ時此ニ入部シ、龜鶴城ヲ築テ代々地頭ヲ以テ居城セリ、今其遺墟トテ里村之場圃ニ名ヲ傳フトゾ、文保元年七月御家人交名ノ列ニ飯島小川小太郎入道跡・同太郎三郎ト見ヘ、又建武四年八月ノ書ニ地頭小川小太郎武光トモ見ユ、同年同月十四日市來院内赤崎合戦ノ時、延時又三郎入道法佛カ弟彦五郎忠義冠ヲ移テ戦ヘルヲバ、在國司又次郎并飯島小河小太郎等カ見知レルコト法佛カ言上狀ニ見ヘタリ、其ヨリ天正ノ頃迄ハ飯島殿ト日記等ニモ出タルニ、文祿中季安ノ子小川越前守中務トモアリ、忠季カ時ニ至テ封ヲ高橋ニ徒サレ、(徒) (ル)歳租五百石或作千斛ヲ食メリ、其ヨリ子孫彼是ト衰微セシトナン、然ルニ飯島ハ其時キ 公領ニ召上ラレ地頭トテモ無カリケルニ、慶

長十六年頃ヨリ本田伊賀守親政ヲ本島地頭ニ仰付置レ、又元和五年四月命シテ移地頭ニ遣サル、是親政カ律儀老功ノ程ヲ選バレテノ事ニテ、公室ヨリ此ニ地頭ヲ置レシ始メト云ヘリ、横川酒匂平右衛門景明カ自記ニ云フ、慶長三年戊戌ノ年薩州甌島ヲ領セラレン小川藤八郎殿、於高麗無奉公有ケルトテ田布施ニ屈居セラレテ切腹也、従夫酒匂勘右エ門景信ト岩崎出羽守兩人ニ甌島地頭代官ヲ被仰付、十一ヶ年致勤仕モノ也、其時節肥後ノ國主加藤主計頭高麗ニテ御意恨有トテ薩戸ノ人ヲ仕玉ト雜説止ムコトナシ、折節甌島ノ歴々余多人質ニ帖佐ヘ被召置玉フ也、然處ニ義弘様ヨリ直命ヲ承ル、肥後境目ノ島ニテアル間、別テ入念御奉公申セトノ御意也、其後甌島ハ鹿兒島御屋形方ニ進セラレ役替セリ、其時地頭ヲ本田甲斐守殿ニ給セ玉フ也、此ニ據レバ慶長十三年ヨリ親政地頭スル乎、又小川喜兵衛季貞状云、高麗帰陣ノ頃科ニヨテ昂ヲ田布施ノ高橋替線易ラレントモ傳ヘタレトモ左ニ非ス、中務代ニ世倅藤八ト申人荒キ人ニテ、殊ニ伊集院幸侃内儀ノ妹聲ニ

テ諸事世評悪ニ付、高橋ニ千石被下召移サレ、藤八相果中務死去ノ跡無之断ントス、其後有馬次右衛門先祖長次郎養子高五百石被下、漸々衰微ストアリ、伊勢内記貞朝カ妻ハ小川中務大輔有季女ニテ、其二男長次郎ヲ養子シタルニ、有馬丹波守重純ノ養子ト為ル故、貞朝三男ヲ有季ノ後ニ継セテ小川喜兵衛尚常ト云ヘル、系ニ見ヘタリ、

山東仁伊東大和守祐堯、同六郎祐國

按ニ、祐堯ハ伊東信濃守祐光カ八世孫ニテ大和守祐立ノ子也、應永十六年ヲ以テ生レ、此甲午ハ六十六歳ノ時ニ当レリ、文明十七年乙巳四月二十八日、年七十八歳ニテ卒シ、總昌院殿源徳本公ト法諡セリ、祐國ハ其子ニテ后ハ左衛門尉ト云ヘリ、文安五年ニ生レ、亦此甲午ハ二十七歳ニ當レリ、寛正六年二月、節山公祐國ノ御姉君ヲ御夫人ニ娶ラセラレ、同七年二月晦日、公祐國ト櫛間ニ會シ、俱ニ犬追物ヲ講セラレン事トモアリキ、文明十七年六月、島津久逸ヲ援ケテ 圓室公

ニ叛キ新納忠續ヲ伐ケレバ、公北郷讚州敏久ヲシテ兵ヲ帥ヒ往テ此ヲ敗リ、二百餘級ヲ斬テ忠續ヲ救ハシム、時キ二十一日庚子、祐國モ三十八歳ニテ申尅飢肥ニ陣歿セリ、光照寺殿笑山歡公ト法諡セリ、山東ハ日州ノ内ニテ霧島山ヨリ東ニ方レル郡郷ノ總名ニテ、或ハ此ヲ東日向トモ云ヘルトナン、伊東氏ノ先ハ藤族ヨリ出テ、次郎祐繼ノ孫大和守祐時 頼朝公ニ事ヘ男數人アリ、其第四子田島七郎左衛門尉祐明、或ハ第七子門川九郎左衛門祐景等日州ニ菜ヲ食ミ各因テ氏ニシ、第六子八郎左衛門祐光ト云アリ、此レ日州今ノ伊東氏別祖ト見ヘタリ、其曾孫六郎左衛門祐持時トモ作、建武四年四月十四日島山治郎大輔直顯九州軍奉行トシテ日州穆佐ニ下向セシ時キ、彼ト同ク下レルトナン、左アリテ五年目曆應四年四月二十二日ノ書ニ、戸次豊前太郎頼時ニ日向國地頭職伊東藤内左衛門祐廣跡ヲハ補セラレシトカ見ヘタルモアリ、伊東譜ニ此名ヲ見アタラス、祐持ノ子大和守祐重ト云、建武四年ニ生レ貞和五年行年十三、虎夜叉丸ト云ケン頃日向國ニ下着ト載セ、祐

持ガ傳ニハ貞和五年ヨリ十年以後ナル延文三年、宮方ヨリ肥州石塚ニ下レル事ハ見ヘレド日向ニ下リシコトハ無シ、然アルニ伊東ノ舊臣壹岐氏カ古年代記ニモ、伊東殿御下向之事建武四年ト申候方モ候、又貞和年中ト申候人モ御座候、建武ノ頃者祐持御下向候テ、貞和ニハ祐重様御下向ニテ候カ、後日ニ可然日記ニテ書寫候ハン事尤候トアレバ、彼方ニテモサダカナラザル事ニヤ、斯テ祐重孫ハ祐立ニテ、曾孫即此祐堯ナリ、祐堯ガ時ニ至テ土持兼綱ガ聳ト為テ千餘町ヲ併セ、其女ハ我カ 節山公ニ妻ハシ、彼此ト力ヲ得テ日州ノ國人佐土原・三宅・富岡・平田等ノ十二族ヲ平ゲ、此甲午ノ頃ハ穆佐・池尻・曾井・宮崎・清武・田野・山之城・木之脇・阿屋・本城・都於郡・岡富・財部・竹茶(●茶)・八代・平賀・鹽見・比知屋・門川・新田・田島ヲ併領シ、稻津・野村・垂水・落合・宮田ノ五家ヲ國相ニスト下章ニ出タリ、祐國ノ孫修理太夫義祐ニ至リ、肝屬・菱刈・相良等ニ黨シ屢寇ヲ本藩ニ為シ、幾タヒモ利ヲ失ヒ、遂ニ天正五年十二月十一日、居城佐土原ヲ委テ

豊後ニ出奔シ、日向悉ク 公領ト為リ、 公子家久佐
 土原ニ封セラレ、其外ノ諸城ニ地頭領主ヲ移シテ鎮成
 サセラレケルニ、伊東ノ老臣長倉勘解由左衛門ガ智略
 ニテ大友義鎮ヲ頼含メ、同六年十一月俱ニ大軍ヲ將ヒ
 来テ新納院高城ヲ攻圍ミ、却テ耳川ニ敗績シ、是非ナ
 ク義祐モ豊後ニ寄公タリ、然ルニ同十五年 大閤西征
 ノ時、義祐ノ弟民部大輔祐兵復タ飢肥ニ封セラレ、今
 ノ伊東侯此ナリ、

佐渡原

按ニ、伊東祐堯ノ弟ニ佐土原讚岐守祐賀、又同ク掣ニ
 佐土原豊前守祐處、或ハ文明記伊東ノ列將ニ佐土原六
 郎次郎テフモ見ヘレバ此等ノ間ナルベシ、佐土原ハ日
 州ノ地名ニテ、建久八年圖田丁兒湯郡内ニ佐土原十五
 町、又柏杵郡内ニ田島庄九十町、又那珂郡内ニ田島破
 四十町ト見ヘ、此甲午ノ頃迄ハ佐土原氏佐土原ヲ領知
 シ、田島ハ伊東氏ノ持城タル事前段ニ云ヘルガ如シ、
 祐賀ノ曾祖七郎左衛門祐明_{伊東ノ下見ニ}ヨリ祖祐重皆氏ヲ

田島ト號スルニ據レバ、何レノ田島ヲモ領シタルナラ
 ン、斯テ父祐孝ヨリ佐土原ヲ氏ニセシト見ヘレバ、兒
 湯郡ノ佐土原ニ移テノ事ナルベシ、其ヨリ文明十二年
 十一月五日ニ伊東祐國佐土原ヲ知行スト見ヘレバ、此
 時伊東領ト為リテ以テ其孫義祐ニ至リ、天正五年十二
 月、佐土原ヲ没落シ 公領ト為リ、 公子家久此ニ封
 セラレタリ、又觀應二年二月 尊氏ヨリ樺山元祖資久
 ヲ柏杵院地頭職ニ補セラレ、其年ノ九月、伊地知彈正
 季隨 齡岳公ノ御名代ニ金隈ニ戦死シ、 道鑑公ヨリ
 彈正カ次男正貞ニ田島ヲ懸命ノ地ニ賜ヒ、島津田島ヲ
 氏ニスト云ヘレバ、資久ニ補セラレシ柏杵院ノ内田島
 庄地頭代官職ニ補セラレ、彼祐明等ガ田島ト識別セン
 為ニ御養子ニ遊ハシ島津田島トハ名乗ラセ置レツラン、
 安國寺申状ニ彈正カ事ヲ載セ、子ヲ一人御養子ト書キ
 シモ此ナルベシ、然ニ正貞十六ニテ早世シ、其後嗣ハ
 正貞ノ姪伊地知久安ガ次男ヲ為シ、田島氏重入道忠思
 ト云ヘレド早世、跡姑クハ年月モアリシナラン、久安
 入道ハ應永九年ノ頃、 義天公穆佐城ニ移マス時キ老

名ニテ御供シヌレバ、其頃道忠モ田島城ニ移居ツラン、伊東田島ノ祐孝ガ氏ヲ佐土原ト易ヘシモ大抵其頃ニモ当ルカ、康應元年七月十七日犬手組ニ田島寶子丸、又應永卅四年卯月十三日都於郡ニテノ犬手組伊東祐立様御側ニ佐土原殿ナド、壹岐氏カ年代記ニ採レルハ皆伊東ノ族人ナルベシ、左アリテ天正十五年 大閤西征ノ時、家久ノ子豊久ヲ佐土原城下九百七十九町ニ封セラレ諸侯ニ列セシニ、慶長五年九月、豊久関ヶ原ニ戦死ニテ、其後 幕府ヨリ召上ラレ、姑ク御番城ト為リタレトモ、同八年十月、我カ公族以久ニ拜領セラレ亦諸侯ニ列セラレタリ、其ヨリ左京殿ノ時ニ至テ、元禄中公室ヨリ城主ニ御願立ノ書ニ、佐土原ハ舊ト田島城ト云ヒ東日向ノ本城ニテ、公室五六代ノ頃ヨリ家臣伊地知氏ヲ城代ニ差置キ、二三代田島ヲ氏ニス、子細アリテ佐土原城ト改ケル赴ニ見ヘ、又同頃ノ書ニ上田島村下田島村ト那珂郡ニ見ヘ、今ノ武鑑ニモ那珂郡佐土原ト、載セアルニ、上古ノ佐土原ハ兒湯郡ニ隸キ、那珂郡ニハ田島(付書別巻)ト云アレバ、所謂田島城ハ此内ニ築キ

タル城ニテ、其ヘ兒湯郡ノ佐土原城主移テコソ佐土原城トモ改ツ、(付書別巻)今其詳ナルヲ知ラス、重テ識者ニ訪ベシ、

土持

右之分ニ而下卷未取付候、然共此式冊茂日置邸ヘ御寫被為置、再撰方寫方ニ茂相成、御用相立由傳承候事、